

松島町 都市計画マスタープラン

自然と歴史を継承し豊かな暮らしを支えあうまち・松島
～ もっと松島 ずっと松島 ～



平成30年9月
松 島 町



松島町長

櫻井 公一

ごあいさつ

松島町では、平成16年3月に「歴史きらきら暮らしいきいき松島」をまちづくりのテーマとして掲げた松島町都市計画マスタープランを策定し、都市基盤におけるまちづくりを進めてきたところであります。

しかし、計画の策定から14年が経過し、この間に我が国においては人口が減少に転じ、人口急減・超高齢化の時代を迎え、これは松島町においても例外ではなく、これまでの人口増加を基調とした都市づくりから人口減少に対応した都市づくりへの転換が求められているところであります。

さらに、東日本大震災や度重なる自然災害の発生など、松島町を取り巻く社会環境及び自然環境が大きく変化しております。

また、平成27年度に都市計画マスタープランの上位計画となる「松島町長期総合計画」、「松島町国土利用計画」が策定されており、この両計画に掲げられている理念や政策的な取り組み、その他関連計画との整合を図りながら、このたび新たな都市計画マスタープランを策定しました。

この都市計画マスタープランを策定するにあたっては、町民アンケート調査の実施や、各地域及び関係団体の代表者で構成する「まちづくり検討委員会」での検討を受け、主要な課題及びそれを解決に導くための方針を取りまとめ、都市づくりの将来像として「自然と歴史を継承し豊かな暮らしを支え合うまち・松島」を、サブテーマとして「～もっと松島 ずっと松島～」を掲げました。

今後は、この都市計画マスタープランを都市づくりにおける新たな指針として都市基盤整備に係る施策を展開し、先人たちが築き上げてきた歴史・文化を大切に継承しつつ、「住民」、「事業者」、「行政」が良質な暮らしの実現に向けて協働し、いつまでも住み続けたいと思えるようなまちの実現を目指してまいりたいと思いますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本マスタープランの策定にあたりまして、多大なご尽力をいただきましたまちづくり検討委員会の方々をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました町民の方々、関係団体及び関係機関の皆様方にこの場をお借りして心から感謝申し上げます。

平成30年9月

目 次

ページ

第1章 都市計画マスタープランの概要	1
1-1 都市計画とは	1
1-2 計画策定の目的	1
1-3 計画の役割	2
1-4 計画の位置づけ	2
1-5 計画の対象区域と目標年次	3
第2章 上位・関連計画の整理	4
2-1 上位計画	4
2-2 関連計画	12
第3章 松島町の現状と課題	16
3-1 社会・経済情勢の動向	16
3-2 松島町の現状	18
3-3 住民意向	38
3-4 まちづくりの主要課題の整理	40
第4章 都市づくりの目標	42
4-1 都市づくりの目標	42
4-1-1 都市づくりの将来像	42
4-1-2 都市づくりの目標	43
4-1-3 将来人口	44
4-2 将来都市構造	45
4-2-1 基本的考え方	45
4-2-2 将来都市構造実現の考え方	45
4-2-3 将来都市構造	48
第5章 全体構想	55
5-1 土地利用の方針	55
5-1-1 基本的考え方	55
5-1-2 土地利用の区分と方針	56
5-2 都市施設の方針	60
5-2-1 交通施設の方針	60
5-2-2 公園緑地の方針	67
5-2-3 港湾・河川の方針	69
5-2-4 上下水道の方針	70
5-3 環境形成の方針	71
5-4 景観形成の方針	72
5-5 都市防災の方針	75

第6章 地域別構想	77
6-1 地域区分	77
6-2 松島海岸地域	79
6-3 高城地域	85
6-4 磯崎地域	91
6-5 本郷地域	97
6-6 手樽地域	103
6-7 初原・桜渡戸地域	109
6-8 根廻・上幡谷地域	115
6-9 幡谷・竹谷・北小泉地域	121
第7章 計画の実現に向けて	127
7-1 基本的な考え方	127
7-2 実現化に向けた取り組み	128
7-3 都市づくりの推進体制の充実	129
7-4 本計画の進行管理と見直し	129

資料編

1. アンケート調査	131
1-1 調査の概要	131
1-2 調査結果の概要	131
2. 松島町都市計画審議会	133
3. 松島町まちづくり検討委員会	136
4. 策定経過	139

第1章 都市計画マスタープランの概要

第1章 都市計画マスタープランの概要

都市計画の考え方、計画策定の目的、計画の役割と位置づけ、計画の対象区域と目標年次を以下に示す。

1-1 都市計画とは

都市は、大勢の人が集まり、働き、学び、そして生活する場である。都市計画は、都市計画法(第4条)において「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」と定義されている。

都市計画は、都市内の限られた土地資源を有効に配分し、建築敷地、基盤施設用地、緑地・自然環境を適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとするものである。

具体的には、市街化区域^{※1}、市街化調整区域^{※2}の区域区分や、用途地域^{※3}、風致地区^{※4}などの地域地区、道路・公園・下水道などの都市施設、土地区画整理事業^{※5}などの市街地開発事業、また一定地域の良い市街地環境を形成するための地区計画などを定め、さらにその実現のために各種の規制誘導、事業の実施を行うものであり、住民が安全で快適に暮らし、働くことができる都市づくり^{※6}を進めるための基本となる計画である。

1-2 計画策定の目的

松島町では、平成15年度に「松島町都市計画マスタープラン」(以下「現行計画」という)を策定し、都市づくりを推進してきたところであるが、現行計画の策定から14年が経過し、その間に、東日本大震災の発生をはじめ、人口減少社会、本格的な高齢化社会の到来、国際化や地方分権の進展など、松島町を取り巻く社会経済情勢が著しく変化し、これらに対応したまちづくり^{※7}が急務となっている。

また、平成27年度に都市計画マスタープランの上位計画となる「松島町長期総合計画」、「国土利用計画」が策定されており、同計画に掲げられている理念や政策的な取り組み、その他関連計画との整合を図りながら、都市の骨組みや拠点形成・機能誘導等に係る将来のまちの姿を示す計画を策定していく必要がある。

こうしたことから、現行計画の見直しを行うものであり、目指すべき都市像や都市計画の方向性を示すとともに、その実現に向けて、住民や事業者等と一体となって取り組みを進めることを目的とする。

※1市街化区域：市街地として積極的に整備・開発を行っていく区域で、既に市街地を形成している区域や概ね10年以内に計画的に市街化を図るべき区域のこと。

※2市街化調整区域：市街化を抑制する区域で、農林漁業用などの特定の場合を除き、開発が制限される区域のこと。

※3用途地域：良好な生活環境や都市機能を有する市街地の形成を図るため、住居・商業・工業といった地域の特性に応じた土地の使い方と建物の建て方のルールを都市計画として定めた地域のこと。

※4風致地区：都市の風致(樹林地や水辺地などで構成された良好な自然的景観)を維持するため、都市計画法により都市計画で定められる地域地区のこと。

※5土地区画整理事業：都市計画法に位置づけられる市街地開発事業の一つで、道路、公園等の公共施設の整備と同時に、土地の区画を整えるまちづくりの事業のこと。

※6都市づくり：都市計画に基づく土地利用の規制・誘導や都市施設の整備などにより、人々が集まり、働き、学び、そして生活する場となる都市の形成を図ること。

※7まちづくり：土地利用や都市施設の整備のみならず、地域社会の資源をもとに、多様な主体が連携・協力して、身近な住環境を改善し、まちの活力と魅力を高める活動のこと。

1-3 計画の役割

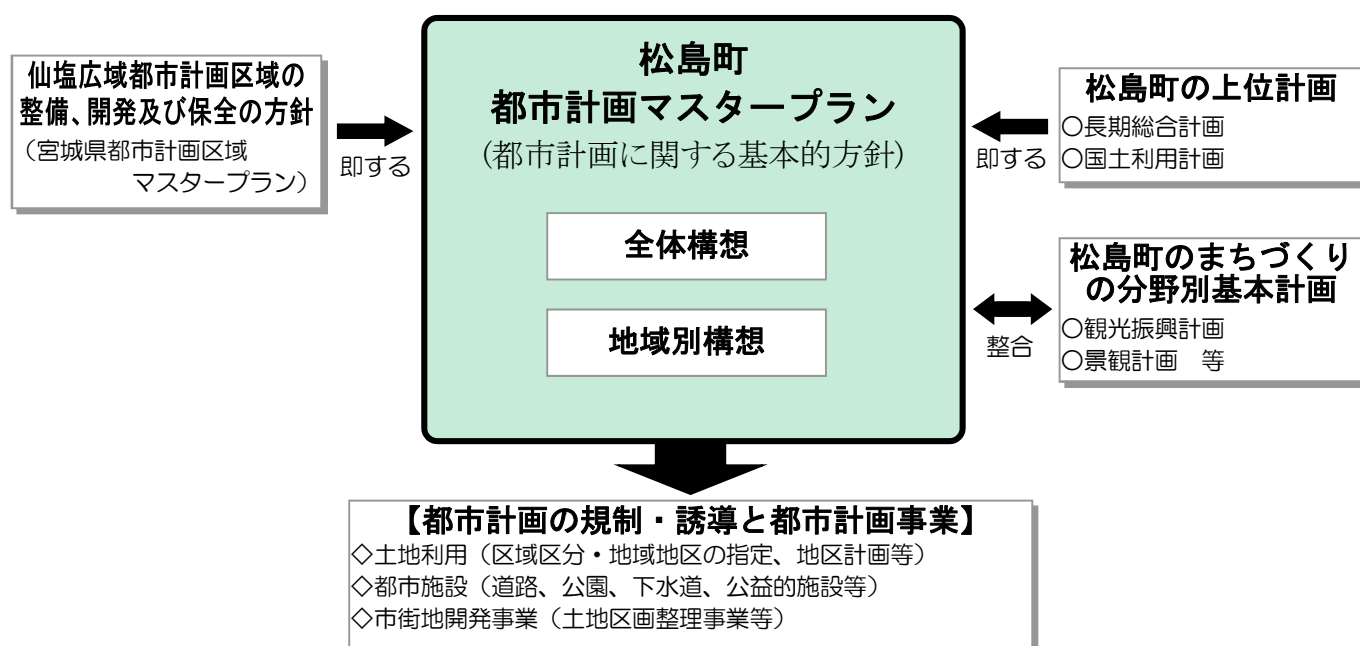
本計画は、将来の市街地規模や地域地区、都市施設、市街地開発事業、地区計画^{※1}など、今後の都市計画や都市計画事業の方針としての役割を担うほか、都市計画法による制限や都市計画事業に加えて、防災、景観、環境などの関連施策と連携し、総合的に都市づくりを進めるための指針となる。

また、都市の将来像を実現するための土地利用や都市施設、都市環境の方針を、地域単位で住民の意見を反映させながら策定し明らかにすることにより、地域活動の機運の向上など住民協働のまちづくりを推進する役割を担っている。

1-4 計画の位置づけ

本計画は、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであり、松島町の最上位計画である「松島町長期総合計画」をはじめ「松島町国土利用計画」に即するとともに、広域的な視点で宮城県が定める都市計画の方針である「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即するものである。

松島町都市計画マスタープランの位置づけ



^{※1}地区計画：無秩序な開発を防止し、その地区の特性にふさわしい良好な環境の形成・保全を図るために、住民の合意に基づいて、その地区における建築物などの細かい規制や誘導を定める計画のこと。

第1章 都市計画マスタープランの概要

1-5 計画の対象区域と目標年次

(1) 対象区域

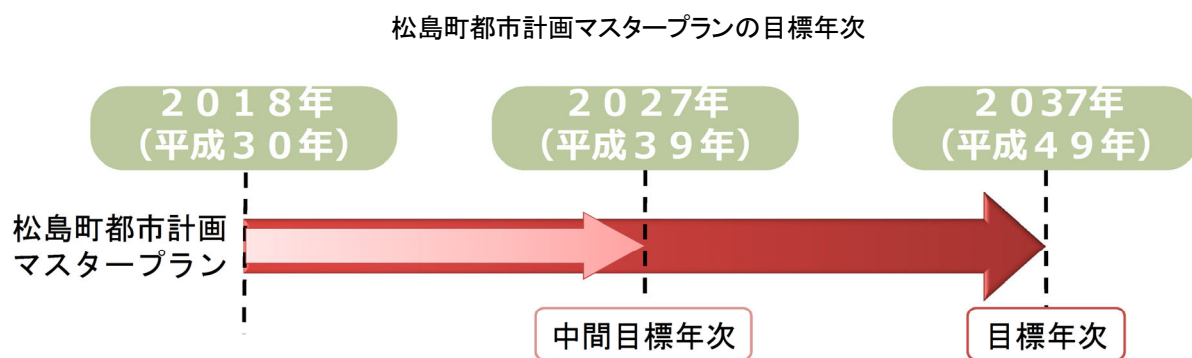
本計画の計画対象区域は、行政区域の全域とする。

(2) 目標年次

本計画は、都市計画運用指針(国土交通省)に示されるように、おおむね20年後の将来像を展望してその実現に向けた道筋を示すものであることから、本計画においても、目標年次は2037年(平成49年)とする。

なお、本計画の上位計画となる松島町長期総合計画や国土利用計画が平成27年度に策定されており、それらの目標年次は2025年(平成37年)になっていることを踏まえ、中間目標年次をおおむね10年後の2027年(平成39年)と設定する。

ただし、今般の社会経済情勢への対応や、事業の早期実現の観点から、必要に応じて適切な時期に見直しを図ることとする。



松島町の全景

第2章 上位・関連計画の整理

第2章 上位・関連計画の整理

本計画を策定する上で留意すべき上位・関連計画の概要を以下に示す。

2-1 上位計画

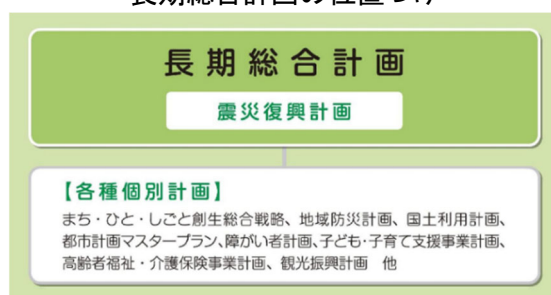
(1) 松島町長期総合計画（平成28年3月策定）

【目的・位置づけ】

松島町が目指す将来像と、それを実現するための基本目標、基本目標別の主要施策を総合的かつ体系的に示し、今後の町政運営の指針となるものであり、松島町震災復興計画等を包含する町政における最上位の計画である。また、住民・事業者・町の「協働によるまちづくりの指針」となる。

本計画は、人口減少、少子高齢化、地域間格差などの社会経済情勢の変化や東日本大震災をはじめ松島町を取りまく環境の変化、住民の価値観や観光客のニーズの変化に対応すべく、平成28年3月に策定している。

長期総合計画の位置づけ



【計画期間】

基本構想：2016年度（平成28年度）～2025年度（平成37年度） 10年間
 （2025年（平成37年）将来目標人口：14,000人）

基本計画（前期）：2016年度（平成28年度）～2020年度（平成32年度） 5年間

基本計画（後期）：2021年度（平成33年度）～2025年度（平成37年度） 5年間

【理念・目標】

■基本理念：「歴史・文化の継承と創造」

■将来像：「集い、学び、働き、笑顔あふれる美しいまち 松島」

■重点戦略：①「定住」 ②「子育て」 ③「交流」

■基本目標（六つ柱）

○心地よく元気な暮らしを支えるまちづくり ※基盤整備分野

土地利用／河川・港湾／公園・緑地／住宅／上水道／下水道／道路／公共交通／情報・通信

○人・まち・自然、ふれあい安らぐまちづくり ※環境、安全・防災分野

自然環境保全／公害／交通安全／消防・防災／防犯

○心も体もすこやかに笑顔あふれるまちづくり ※福祉・保健・医療分野

保健・医療／高齢者福祉・介護予防／児童福祉／障がい者（児）福祉／ボランティア／社会保障

○自然と歴史に学び、豊かさを育み広げるまちづくり ※教育分野

学校教育／生涯学習／スポーツ振興／文化財保護

○おもてなしの心を育み、愛されるまちづくり ※観光、歴史・文化分野

国際観光／交流事業／文化遺産

○豊かな地域で仕事・暮らしがたむぎ合う心かようまちづくり ※産業振興、行政運営、コミュニティ分野

起業・創業／観光業／農林業／水産業／商工業／定住促進／住民参加／行財政／広域行政

【主要施策】（基盤整備分野を抜粋）

六つの基本目標の中から、本計画に直接的に関連する基盤整備分野の主要プロジェクトを以下に示す。

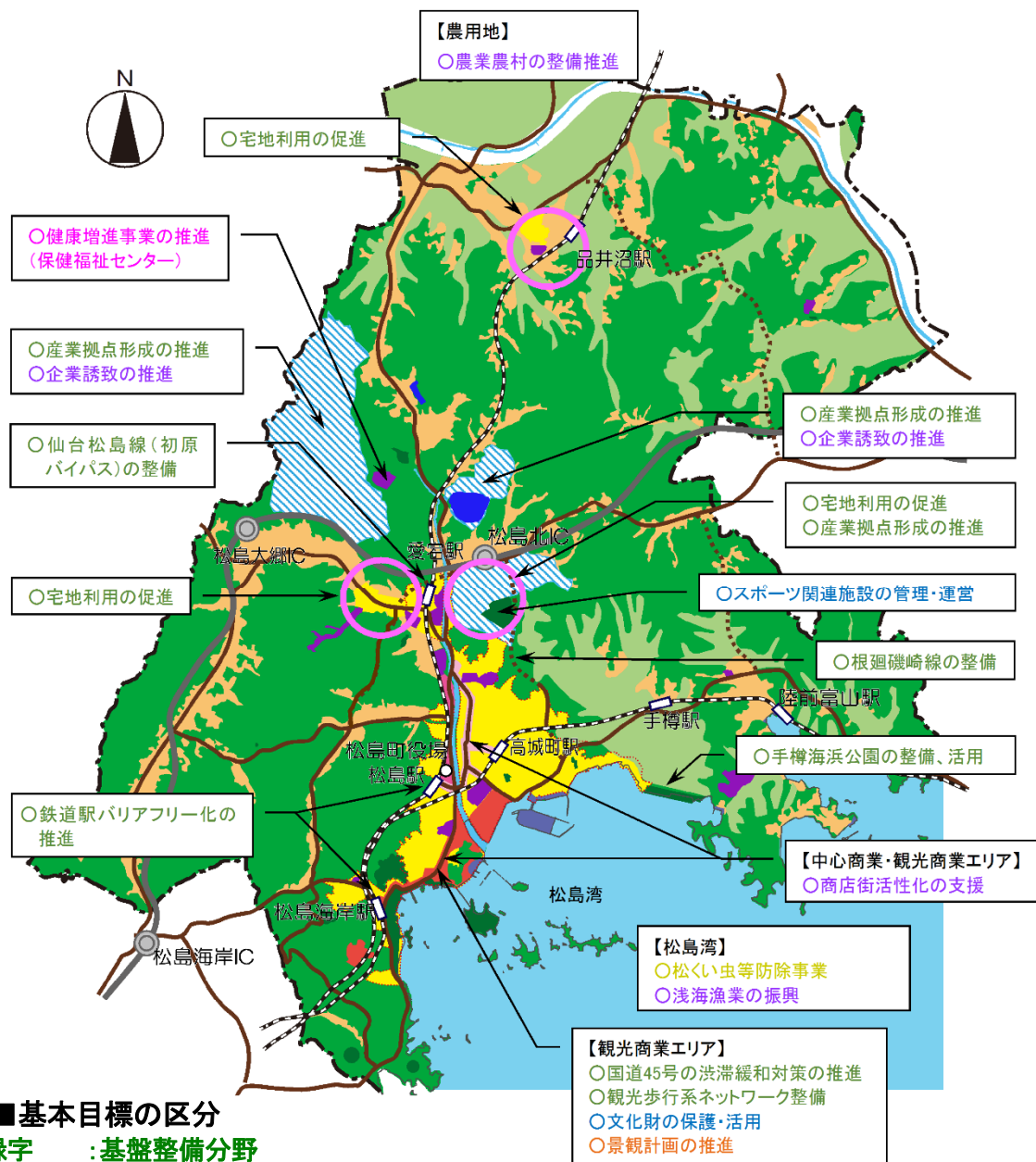
■基盤整備分野の基本目標：「心地よく元気な暮らしを支えるまちづくり」

基盤整備分野の主要プロジェクト

区 分	目指すべき方向	主要施策
1.土地利用	人と自然が調和した住み心地の良いまちを目指す	・宅地の利用促進 ・地域の特性に応じた土地利用の推進 ・民間開発事業の推進 ・産業拠点形成の推進 ・国土利用計画（第五次）の改定及び推進 ・都市計画マスタープランの改定及び推進
2.河川・港湾	快適に心地よくすごせる水辺空間を保全・創出する	・河川愛護活動の実施 ・河川・港湾改修の促進
3.公園・緑地	安心して明るく元気にすごせる公園・緑地空間を創出する	・都市公園事業の推進 ・手樽海浜公園の整備と活用 ・長松園・絆の森・治祐ヶ森・扇谷の整備と活用 ・公園施設長寿命化計画策定及び推進
4.住宅	自然環境に配慮した誰もが安心して暮らせる住環境の形成を目指す	・一般住宅耐震化の整備 ・住宅改修支援制度の活用 ・公営住宅長寿命化計画の策定及び推進 ・地域優良賃貸住宅の建設
5.上水道	良質な水の安定供給に努める	・水道施設更新・改良の整備 ・安全・安心な水の供給 ・水道業務の効率化
6.下水道	下水道施設の計画的な整備により快適で安全安心な生活環境を保全する	・汚水処理施設の整備 ・雨水排水施設の整備 ・下水道施設の長寿命化対策の推進 ・合併処理浄化槽の設置促進
7.道路	運転者、歩行者の誰もが安全に利用できる道路空間を形成する	・仙台松島線（初原バイパス含む）整備計画の策定及び推進 ・狭隘道路整備の推進 ・国道45号の渋滞緩和対策の推進 ・ウォーキングトレイル事業構想 ・街路整備の推進 ・町道整備の推進 ・国道整備の推進 ・地区交通計画の検討 ・道路施設の長寿命化対策の推進
8.公共交通	住民や松島を訪れる方の利便性を高める公共交通ネットワークを確立する	・町営バス運営の充実 ・鉄道駅バリアフリー化の推進 ・駅前広場の整備検討
9.情報・通信	時代に対応した情報通信網の充実に努める	・広報活動の充実 ・地域情報化整備

【主要施策位置図】

長期総合計画における主要施策位置図を以下に示す。



■基本目標の区分

- 緑字 : 基盤整備分野
- 橙字 : 環境、安全・防災分野
- ピンク字 : 福祉・保健・医療分野
- 青字 : 教育分野
- 赤字 : 観光、歴史・文化分野
- 紫字 : 産業振興、行政運営、コミュニティ分野

■凡例

都市計画区域界(行政区)	工業エリア	主要公共施設用地
市街地(用途地域)	水産業エリア	三陸縦貫自動車道
一般住宅エリア	土地活用検討用地	幹線道路
集落エリア	農用地	幹線道路(計画)
中心商業エリア	森林地域	JR東北本線・JR仙石線
沿道商業エリア	公園・緑地・社寺林	住宅開発検討エリア
観光商業エリア	河川水路	

(2) 松島町国土利用計画（平成28年3月策定）

【目的・位置づけ】

国土利用計画法第8条の規定に基づき、松島町の区域における国土の利用に関して必要な事項を定めるものであり、宮城県国土利用計画（第五次）を基本とし、「松島町長期総合計画（基本構想）」に即して策定している。

総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、復旧・復興に係る進捗状況をはじめ社会情勢の変化等に対応するため、平成28年3月に松島町国土利用計画（第四次）を策定している。

【計画期間】

目標年次：2025 年（平成 37 年） （人口 14,000 人、5,200 世帯 想定）

【理念・目標・方針】**■基本理念**

「“集い、学び、働き、笑顔あふれる美しいまち 松島”
の実現に向けた総合的かつ計画的な町土地利用の推進」

■基本方針**①町の重点戦略の実現に資する町土地利用**

- 「若者の定住の促進」、「地域の実情に応じた子育て支援」、「観光客と住民等の交流の促進」に資する町土の利用を図る。

②震災からの復興に資する町土地利用

- 災害に強い町土づくりを推進し、防災機能の強化と地域コミュニティの維持及び強化に配慮した町土利用を進める。

③町土の有効利用及び土地利用転換の適正化

- 若者の定住促進の受け皿としての宅地需要については、低未利用地の有効利用を促進するとともに、森林、農地等からの転換は、妥当性・持続可能性をはじめ、生態系等自然、景観への影響を考慮し慎重な配慮のもとで計画的に行う。

④町土の質的向上

- 農地や森林等の自然的土地利用は、町の良好な景観構成要素であり、水源涵養など公益的機能を有する貴重な財産と捉え、農林業の生産活動の場として保全、整備を図る。
- 住宅地や工業用地等の都市的土地利用は今後も需要が見込まれ、地域振興と自然的土地利用維持の調和を図りながら、自然環境の保全、環境負荷の低減、歴史的風土の保存等に配慮し計画的かつ快適な市街地の形成に努める。
- 緑豊かな自然環境や歴史的風土等により構成される美しい景観を保全・継承するとともに、町土の保全と安全性の確保に努め、健康的な暮らしを支える活動の場、精神的な豊かさやおもてなしの心を育める場を提供する。

⑤ 移住定住、雇用創出・地域産業強化への対応

- 若者等の移住定住を促進するため、住宅確保の支援策を推進するとともに、子育て・教育支援策との連携など、全町的な社会政策を講じていく。
- 地域間連携を促進する道路網の強化、地理的優位性や恵まれた交通条件を生かした企業誘致や産業誘致等により雇用の創出に努め、地域産業の競争力の強化や若者等の起業・創業の促進に資する町土利用を図る。

⑥ 地域の均衡ある発展

- 各地域の特性に十分配慮し、相互連携のもとで土地利用の活性化を図るとともに、交通網や既存市街地や既存集落等の環境整備に努める。

【区別規模目標】

単位: ha

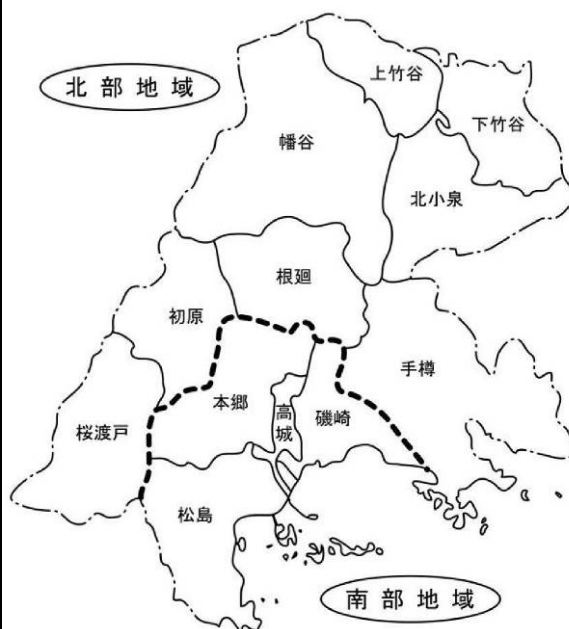
区分	農地			森林			原野等	水面・河川・水路				道路				宅地				その他	合計
	田	畑		国有林	民有林			水面	河川	水路		一般道路	農道	林道		住宅地	工業用地	その他の宅地			
2014年 (平成26年)	1,012	869	143	2,784	156	2,628	12	310	32	221	57	285	218	67	0	312	219	0	93	641	5,356
構成比	18.9%	16.2%	2.7%	52.0%	2.9%	49.1%	0.2%	5.8%	0.6%	4.1%	1.1%	5.3%	4.1%	1.3%	0.0%	5.8%	4.1%	0.0%	1.7%	12.0%	100.0%
2025年 (平成37年)	998	862	136	2,561	156	2,405	12	310	32	221	57	289	222	67	0	545	231	220	94	641	5,356
構成比	18.6%	16.1%	2.5%	47.8%	2.9%	44.9%	0.2%	5.8%	0.6%	4.1%	1.1%	5.4%	4.1%	1.3%	0.0%	10.2%	4.3%	4.1%	1.8%	12.0%	100.0%

【地域別の方向性】

地形等の自然条件、行政区等の社会的条件を考慮して、南部地域、北部地域の2地域に区分し、それぞれの方向性を示している。

南部地域

- 五大堂・瑞巖寺などを有する国際的な観光地としての松島地区、商業地である高城地区、漁業地域としての磯崎地区、文教地区である本郷地区により構成される。磯崎、本郷地区については区画整理事業等による住宅地が整備されている。
- 豊かな自然環境や美しい自然景勝を保全・継承するとともに、運動公園等を広域的なスポーツ・レクリエーションの場として活用を図り、既存住宅地の良好な環境の維持・保全に努める。
- 市街地及びその周辺地域の交通利便性の高い沿道部は、商業振興や地域社会の整備発展等に応じた土地の有効利用に努める。
- 市街化区域内の低未利用地の有効利用と宅地の適正誘導に努める。
- 松島駅・松島海岸駅は、バリアフリー化や駅舎の改築等を推進し、本町の表玄関としてふさわしい魅力と賑わいの創出に努める。
- 海岸及び沿岸地域は、護岸の復旧、生活基盤の整備を図り、地域水産業と漁業集落等の早期復興を推進する。また、避難道路、避難場所等の整備推進により安心して暮らせる町土利用を推進する。



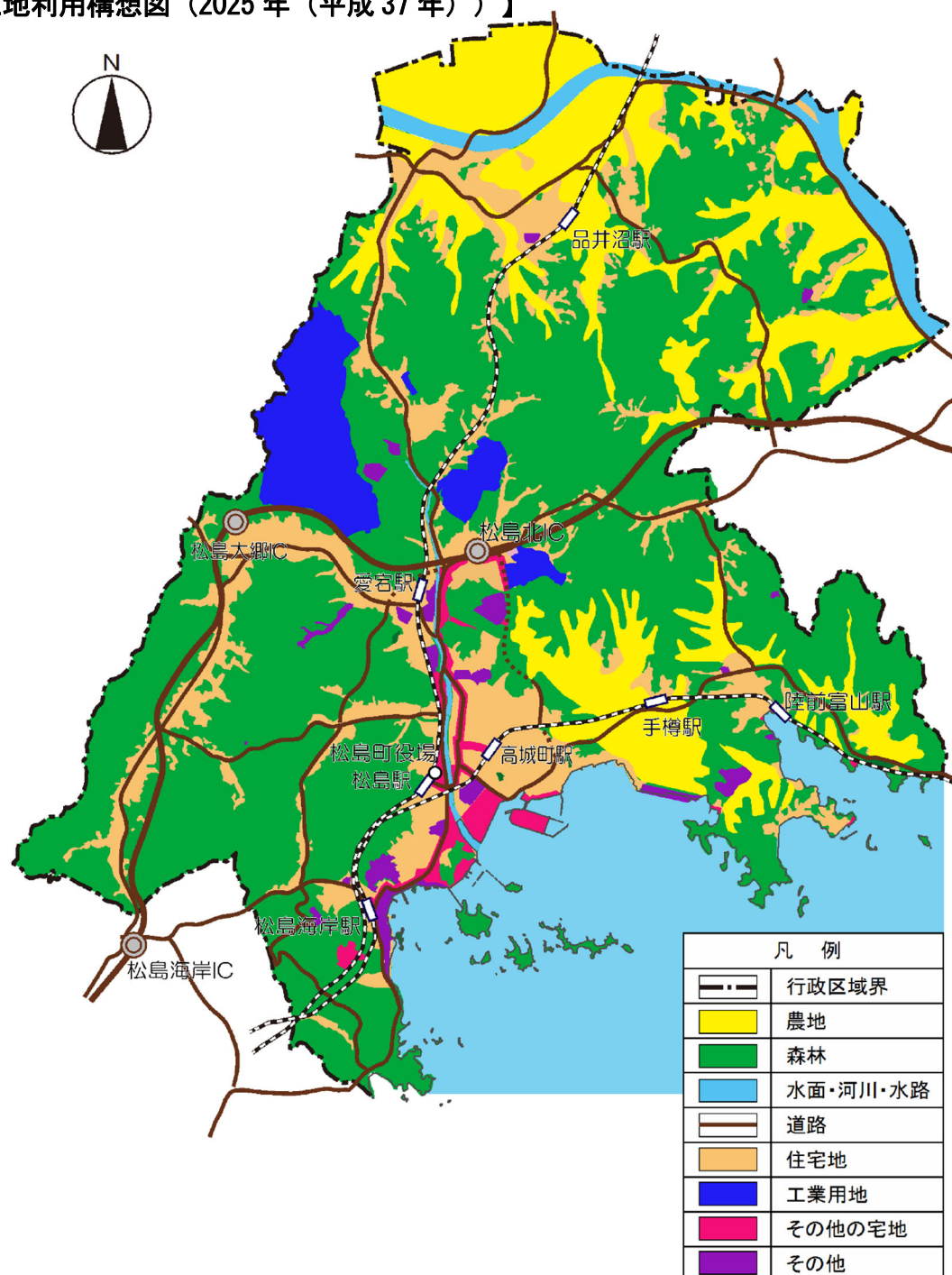
北部地域

- 品井沼干拓により肥沃な農地を持つ幡谷・上竹谷地区、吉田川沿いに農地が広がった低い丘陵地からなる下竹谷・北小泉地区、町の中央部を横断する三陸縦貫自動車道と市街地を縦断する国道45号から分岐し北に伸びる346号が交わる根廻地区、主要地方道の仙台松島線沿いに集落が点在する初原・桜渡戸地区、国道45号から主要地方道の奥松島松島公園線が伸び臨海地域である手樽地区から構成される。
- 森林地域については、町土の保全や水源の涵養等の公益的機能を考慮しながら、森林の保全管理を計画的に推進する。
- 農業振興地域は、優良農地の保全・確保に努めるとともに、農地等の二次的な自然環境と田園景観の保全に配慮する。また、耕作放棄地など未利用農地の活用と新たな特産物の育成等、農地の高度利用に努める。
- 全域が市街化調整区域であるが、若者等の定住促進の受け皿として、地区計画制度などにより、周辺の環境と調和した居住空間の形成を図るとともに、生活道路の整備等を推進する。
- 手樽地区の海岸及び沿岸地域においては、護岸の復旧、生活基盤の整備、高台等への移転促進、避難道路等の早期整備に努め、安心して暮らせる町土利用を推進する。

【目標達成に必要な措置】

- ①復興に向けた土地利用の推進
- ②土地利用関係法令等の適切な運用
- ③地域整備施策の推進
- ④町土の保全と安全性の確保
- ⑤環境の保全と美しい町土の形成
- ⑥土地の有効利用の促進と土地利用転換の適正化
- ⑦多様な主体との連携・協働による町土管理の推進
- ⑧町土に関する調査の推進と普及啓発

【土地利用構想図（2025年（平成37年））】



(3) 仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成30年5月策定）

【目的・位置づけ】

都市計画法第 6 条の 2 の規定に基づき、都道府県が定める都市計画の総合的な方針で、仙塩広域都市計画区域^{※1}における都市計画の目標をはじめ、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する主要な都市計画の方針を明示したものであり、都市計画を定める際の基本的な指針となる。

【計画期間】

目標年次：2035 年（平成 47 年）

ただし、区域区分の方針等の目標年次は 2025 年（平成 37 年）

【都市計画区域の範囲】

■仙塩広域都市計画区域の範囲・規模

仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大衡村の 6 市 4 町 1 村



都市計画区域面積 88,934ha

【都市計画の目標】

■基本理念・基本方針

- 内陸部への集約・移転により、まとまりのある良好な市街地の形成や防災性の向上が図られるまちづくり
- 人口減少・超高齢社会においても都市圏全体として調和の取れたコンパクトなまちづくり
- 「宮城の将来ビジョン」に掲げる富県宮城の実現に資する活力あるまちづくり
- 豊かな自然環境の保全とそれらと調和したまちづくり

■将来都市構造：「多核連携集約型都市構造」

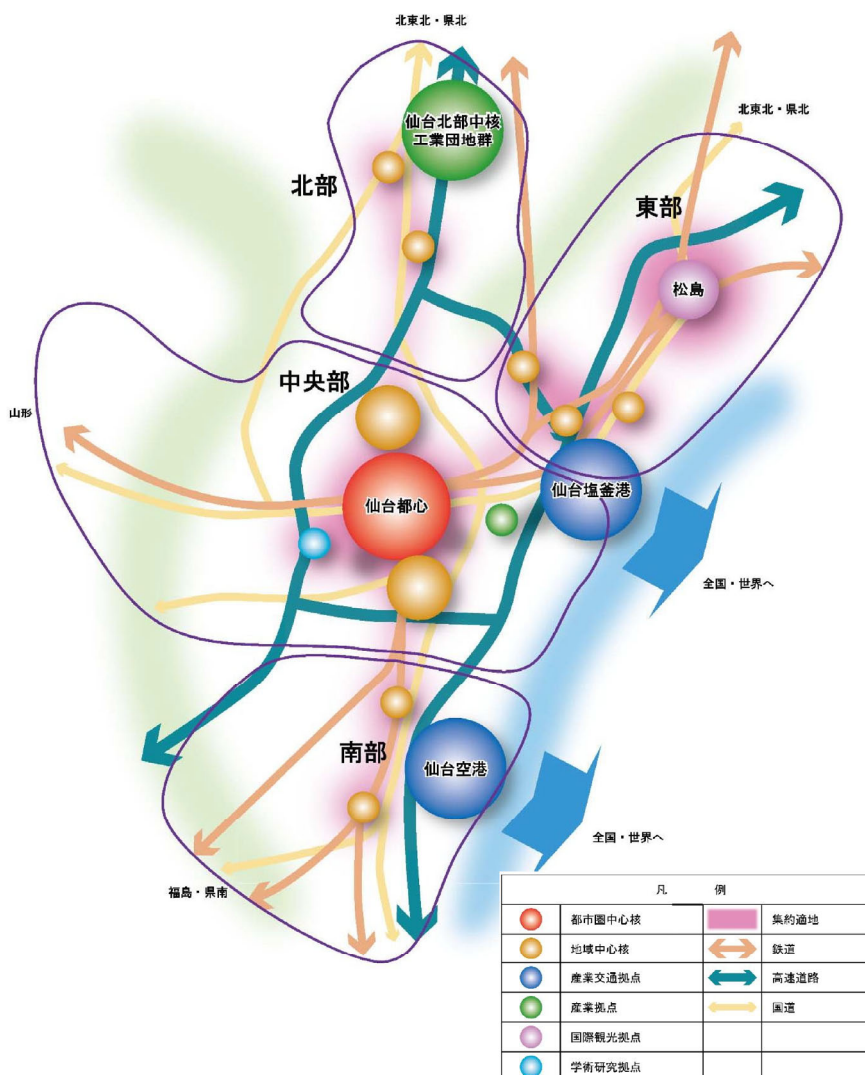
生活・交通利便性が高く、居住者が徒歩や自転車で移動できる範囲に都市機能の集積を図り、それぞれの中心地区と産業及び広域交通の各拠点が相互に連携、補完する都市圏の形成。

^{※1}都市計画区域：都市生活や機能的な都市活動を確保するため、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として、都市計画法に基づき指定する区域のこと。

■都市圏の将来像(東部地域)

● 東部地域

概ねの範囲	● 塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町	
将来像	● 特別名勝松島、鹽竈神社、多賀城跡等の歴史・文化資源、宮城県総合運動公園、県民の森等のスポーツ・レクリエーション資源を活かし、魅力ある国際観光拠点地域の形成を図る。	
主な拠点等	● 国際観光拠点	特別名勝松島、鹽竈神社、多賀城跡、宮城県総合運動公園等
	● 地域中心核	塩竈市、多賀城市及び利府町の中心地区
	● 産業交通拠点	仙台塩釜港（塩釜港区）



■区域区分の方針

【市街化区域のおおむねの規模】

	現況 H29.3	2025年 (平成37年)
都市計画 区域全体	27,793ha	27,983ha
松島町	288ha	292ha

【市街化区域編入予定地区】

市町村名	地区名称	開発目的	区域面積
松島町	明神	工業地、商業・業務地	約4ha

【市街化区域のおおむねの人口】

区 域	現 況	2025年 (平成37年)	2035年 (平成47年)
市街化区域人口	1,395千人	1,404千人	1,396千人

【おおむねの産業規模】

区 分	現 況	2025年 (平成37年)	2035年 (平成47年)
生産 規模	製造品出荷額等	20,857億円	25,315億円
	小売販売額	15,144億円	13,397億円
	卸売販売額	66,874億円	58,041億円

2-2 関連計画

(1) 松島町観光振興計画（平成25年3月策定）

【目的・位置づけ】

松島町では、平成14年3月に「松島町観光振興計画・寺町構想」を策定し、寺町構想を中心としたハード整備・ソフト展開に取り組んできた。

その後、「団体旅行」から「個人・グループ旅行」への変化や、テーマ性の強い体験型・交流型の旅行へのニーズの高まりなどに対応する必要性や、平成23年3月の東日本大震災発生以降、観光客入込数が大幅に減少したことへの危機感の中で、松島の復興、観光産業の復興を果たし、近隣市町のみならず東北全体の活性化を先導するという趣旨のもと、松島町観光振興計画を改定している。

【計画期間】

計画期間：10年間（2013年度（平成25年度）～2022年度（平成34年度））

【観光振興の基本方針】

●基本理念～松島観光のメッセージ～

松島を思う人づくりから新しい松島の観光をPRし、「長い歴史を背景とし、つくりだされた自然美を心ゆくまで満喫できる景勝の地 松島(matsushima)」をじっくり、ゆっくり、心から満足していただけるような観光振興を進めるとともに、日本、世界へPRしていく。

●将来像

自然と歴史が紡ぎあう 誰かを連れてきたくなるまち

- 松島町では、子どもから大人まで、幅広い年代の人が松島のファンになって地域を何度も訪れ、自然、歴史、食、松島に過ごす人々などの魅力ある資源を堪能し、感動や充実感を得られる観光地を目指す。
- 行政、事業者、町民それぞれがすべきことを実行することで、来訪者と松島に過ごす人々の双方が、楽しみながら元気になれる観光地を目指す。

【松島観光の将来イメージ】

「町民誰もが松島を想う気持ちを高め、見た目も中身も美意識のある暮らしを実践し、観光事業者だけにとどまらず、子どもから大人まで、美しい松島の良さを享受し、みんなが自慢できる」、また「町民誰もが価値あるものを訪れる人に丁寧に伝えることができ、来訪者に松島でしか味わうことができない、悠久の刻の流れを体験し、美しい松島を満喫してもらう」

●キャッチフレーズ

美しい景観 美しいおもてなし 美しい暮らし

【主要プロジェクトと施策一覧】

1. 「多島海の魅力を守り伝える」プロジェクト

大小の島々と奇岩が織りなす美しい風景を満喫できる多島海景観、瑞巖寺、五大堂などの歴史的資源などを守り活かすため、これらの資源をとりまく自然環境の保全や良好な景観の形成を推進する。

- ① 感性を揺さぶる自然景観の保全・育成
- ② 海の景色を楽しむ道と視点場づくり

2. 「ゆったり和む松島」プロジェクト

美しい景観やまち並みをゆったり観光してもらうことで、心から感動を与えることができることから、景観を生かして趣のある演出を行い、しっとりと落ち着きのある松島の雰囲気づくりを推進する。

- ① 島並み・山並みに溶け込むまち並み景観の創造
- ② ゆっくり歩いて休める空間の施設整備
- ③ 巧みな演出による既存資源の魅力の向上
- ④ 花のあるまち並みづくりの推進
- ⑤ 落ち着きある雰囲気を守る交通環境の形成

3. 「松島の魅力を一丸となって伝える」プロジェクト

「観光客に気持ちよく帰ってもらう」ことを一番に掲げ、来訪者と町民との分け隔てない交流に着目し、地域一丸で来訪者をおもてなしするまちづくりを推進する。松島にくらす人々が来訪者におもてなしの気持ちで接する“松島を思う人づくり”を進め、「来てよかった」と思ってもらえる取組を推進する。

- ① 町民の心温まる「おもてなし」の向上
- ② まち全体で歓迎する場所・雰囲気づくりと習慣づくり
- ③ 四季の松島を体感できるプログラムの充実
- ④ 幽玄な夜の松島とにぎわいの創出
- ⑤ 静まりかえった朝の魅力の再発見
- ⑥ くらしの中の隠れた魅力づくり

4. 「ご当地・松島の味創造」プロジェクト

ご当地の美味しい食べ物を期待して訪れる来訪者に、地産地消による「松島の味」と新しいメニューで松島ならではの美味しい食べ物を提供する取組を推進する。

- ① 感動を呼ぶ松島の味づくり
- ② 「松島の食」を堪能させる仕掛けづくり

5. 「町民のくらす楽しみを伝える」プロジェクト

「感動の共有」を促す仕組みづくりなどを進め、町民自らが情報発信を行うことにより、松島にくらす人々が松島を楽しみ、誇りに思い、来訪者が住みたくなる取組を推進する。

- ① 松島での豊かなくらしの再発見
- ② 松島の魅力の本質を探究
- ③ 「感動共有」を促す仕組みの構築

6. 「世界を魅了し東北を先導する松島」プロジェクト

世界に誇れる国際観光地のブランドイメージを確立するとともに、災害時に来訪者を確実に守る防災機能の強化と、広域連携による東北の震災復興を先導する役割を果たす国際観光を推進する。

- ① 国際的な観光ブランドイメージの強化
- ② 多彩な情報発信と国際標準の受入れ体制の強化
- ③ 防災力の高い安全・安心の松島の形成
- ④ 松島に息づく歴史文化資源の継承と活用
- ⑤ 松島から始まり松島に終わる広域観光ネットワーク

7. 「『松島』から『matsushima』へ」プロジェクト

国内外の交流を通じて松島の魅力の情報発信をするとともに、戦略的なプロモーション活動を推進する。

- ① 世界の人々の憧れをかきたてるプロモーションの推進
- ② 地域連携による松島・東北の観光交流の促進
- ③ 双方向の情報提供の充実
- ④ 懐の深い松島めぐりの創成

8. 松島を支える人づくり・松島を牽引する組織づくり

町民自らが世界の人々を魅了するような松島の良さを発信し、既存組織が一体となって、本質を磨く人づくりを行い、先駆的な観光を牽引する組織づくりを推進する。

- ① 観光を牽引する人づくりの推進
- ② 観光協会、商工会、行政などとの連携強化と機能強化

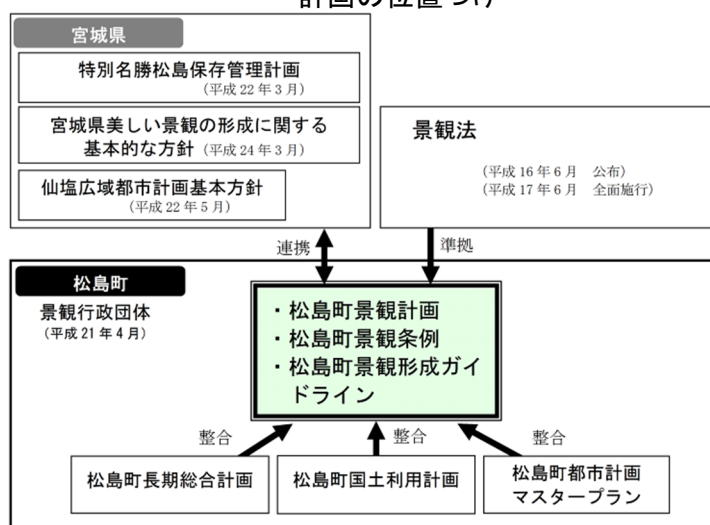
(2) 松島町景観計画（平成26年3月策定）

【目的・位置づけ】

貴重な財産である松島の景観が、生活や環境の変化により急速に変わり、課題が顕在化してきた中、自然と歴史を持つ独自の景観を継承し、その魅力を更に高め地域の繁栄に結びつけるために策定された計画であり、良好な景観形成を図るための施策を総合的に推進するものである。

松島町は平成21年4月に景観法に基づく景観行政団体となり、平成26年3月に当計画を策定している。

計画の位置づけ



【計画期間】

計画期間：おおむね5年（地域の景観に関する意識の醸成や土地利用の状況、社会経済情勢の変化等を踏まえ、見直しを検討する。）

【計画の区域】

松島町全体

【基本理念・基本目標・基本方針】

●基本理念 日本三景松島の景観の継承と創造

●基本目標 優れた自然環境を礎に、人々を魅了し
歴史・文化・暮らしを育む風格ある景観を形成する

基本方針1： 日本三景にふさわしい自然の造形美を保全・継承する

基本方針2： 松島のシンボルである歴史・文化的な景観を保全・創造する

基本方針3： 暮らしを育む市街地・集落の景観を保全・誘導する

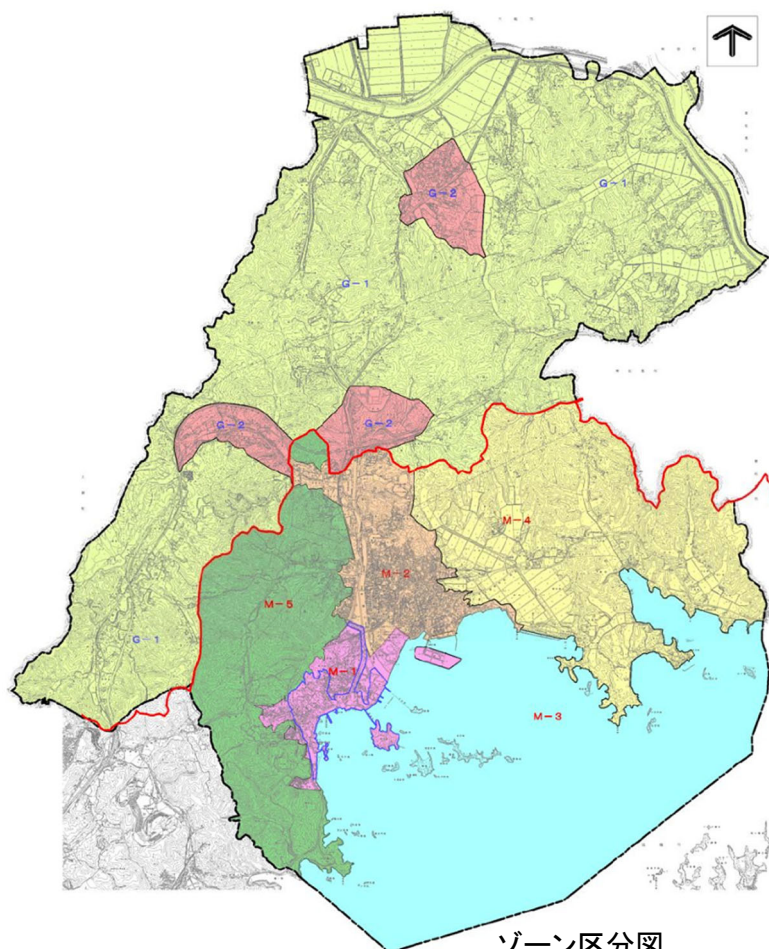
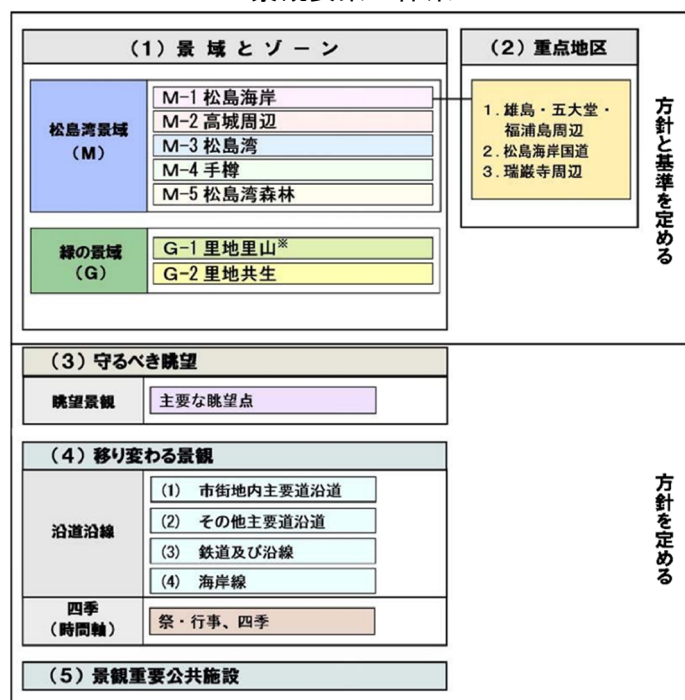
基本方針4： 四大観や海岸からの眺望と沿道沿線からの眺めを保全する

基本方針5： 町民・事業者・行政の協働による参加型の景観づくりを推進する

【景域・ゾーン設定】

景観計画における景観要素の体系とゾーン区分図を以下に示す。

景観要素の体系



ゾーン区分図

凡 例	
	松島海岸ゾーン (M-1)
	松島湾高城周辺ゾーン (M-2)
	手樽ゾーン (M-4)
	松島湾森林ゾーン (M-5)
	緑の景域里地里山ゾーン (G-1)
	里地共生ゾーン (G-2)
	松島湾景域松島湾ゾーン (M-3)
	景観重点地区
	特別名勝松島指定範囲

第3章 松島町の現状と課題

第3章 松島町の現状と課題

我が国を取り巻く社会・経済情勢の動向、松島町の現状と住民意向、まちづくりの主要課題を以下に示す。

3-1 社会・経済情勢の動向

松島町におけるまちづくりを進めるにあたっては、我が国を取り巻く社会・経済状況の変化に十分配慮していく必要がある。

①人口減少、超高齢社会への対応

《動向》

- 全国的な人口減少と少子高齢化の進行
- 国内需要や労働力人口の減少などによる経済規模の縮小
- 年金や医療・介護等の社会保障費の増加

《求められる対応》

- ⇒安全・安心に暮らせる住環境と安定した雇用環境の確立
- ⇒子どもを安心して生み育てられる環境整備と、次世代を担う子どもたちへの質の高い教育環境整備
- ⇒高齢者が安心して生きがいを持って生活できるような地域の交流の場や医療・福祉の充実

②経済状況の変化への対応

《動向》

- 景気の緩やかな回復基調下における労働力不足、非正規雇用者数の増加
- 一億総活躍社会実現に向けた働き方改革等の気運の高まり
- 第1次産業及び第2次産業の低迷、農林水産業の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増大
- 公共施設等の長寿命化、適切な維持管理への対応

《求められる対応》

- ⇒多様な働き方の実現と人材力強化に向けた取り組みの推進
- ⇒第1次産業及び第2次産業など、地域の特性を踏まえた産業の振興策の推進
- ⇒厳しい地方財政を踏まえた社会基盤の計画的整備と維持管理の推進

③国際化の進展への対応

《動向》

- 経済・金融・政治・産業・文化など多種多様な分野においてグローバル化の進展
- 製品・労働力・知的財産権等、幅広い経済活動に関する貿易の自由化の進展
- 経済活動機会獲得の地域間競争の激化による雇用の場や需要の減少
- 新興国の経済成長や東京オリンピック開催などによる外国人観光客のさらなる増加

《求められる対応》

- ⇒地域産業の構造改革や生産性の向上、優れた人材の確保・育成
- ⇒地域の特性を生かした自立的な産業構造の確立
- ⇒国際観光への対応を見据えた魅力ある地域づくりの推進

④情報化社会への対応

《動向》

- 情報通信技術(ICT)の普及、情報入手環境の充実
- 住民の生活・災害情報など、地方自治体などからの情報発信の多様化
- 世代間、利用環境などによる情報量の格差や、セキュリティに対する懸念

《求められる対応》

- ⇒住民や観光客の利便性向上の情報や災害情報等の発信手段、意見・ニーズ等の収集手段として、まちづくりへの情報通信技術(ICT)の積極的な活用推進
- ⇒情報機器操作の習得など情報格差の低減、個人情報保護や情報教育の推進

⑤環境・エネルギー問題への対応

《動向》

- 地球温暖化や絶滅種の増大など、地球規模での環境問題の発生
- 異常気象の多発による、土砂崩れ、浸水などの自然災害の発生
- 東日本大震災・原子力発電所の事故を踏まえた、再生可能エネルギーを含めたエネルギー安定供給への対応

《求められる対応》

- ⇒自然エネルギーの有効活用
- ⇒大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動やライフスタイルの見直しによる循環型社会の構築
- ⇒近年多発している自然災害に対応可能な基盤整備の推進

⑥地方創生のまちづくりへの対応

《動向》

- 地方と東京圏の経済格差による人口の一極集中と地方人口減少
- まち・ひと・しごと創生法に基づく、地域の実情に応じた魅力あるまちづくりの推進

《求められる対応》

- ⇒人口減少に歯止めをかけ、住みよい環境を確保するための総合戦略の積極的推進
- ⇒地域経済の活性化、産業の高付加価値化等による安定した雇用の創出
- ⇒若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現し、安全・安心な暮らしを守る取り組みの推進

⑦協働社会形成への対応

《動向》

- ライフスタイルの変化や少子高齢化等により、地域コミュニティの主体性や活力が低下・喪失
- 環境、消防・防災、防犯、教育など、多様化する住民のニーズに行政のみが対応することは困難な状況
- 東日本大震災や近年の自然災害を通じ、地域の防災活動や住民同士の助け合い等、地域コミュニティの必要性・重要性を再認識

《求められる対応》

- ⇒住民・企業・NPO・ボランティア団体など多様な主体が行政と役割分担し、連携・協働し取り組み推進
- ⇒地域活動の担い手育成による、地域コミュニティの存続

第3章 松島町の現状と課題

3-2 松島町の現状

(1) 自然条件

松島町は宮城県の海岸中央部、仙台市の北東約20kmに位置し、東は東松島市、西は宮城郡利府町及び黒川郡大郷町、北は大崎市、南は松島湾をへだてて塩竈市浦戸諸島に接している。

町土の面積は53.56km²(5,356ha)で、北東から南西に横長く、南北約10.5km、東西約9kmである。西南部から中央部にかけて松島丘陵が伸び、その北端には吉田川、鳴瀬川が東流して石巻湾に注いでいる。また、町内では高城川が南北に流れ松島湾に注いでおり、河口部の低地には住宅地が広がっている。南部は大小260余の島々が点在する松島湾に面している。松の緑を添えて点在する島々は、波浪の侵食と風化作用によって珍しい姿を形づくり、1年を通じて様々な景観を呈し、眺望、景観の良さから、古くから日本三景の一つとして知られ、東北はもとより松島はわが国の代表的な観光地となっている。

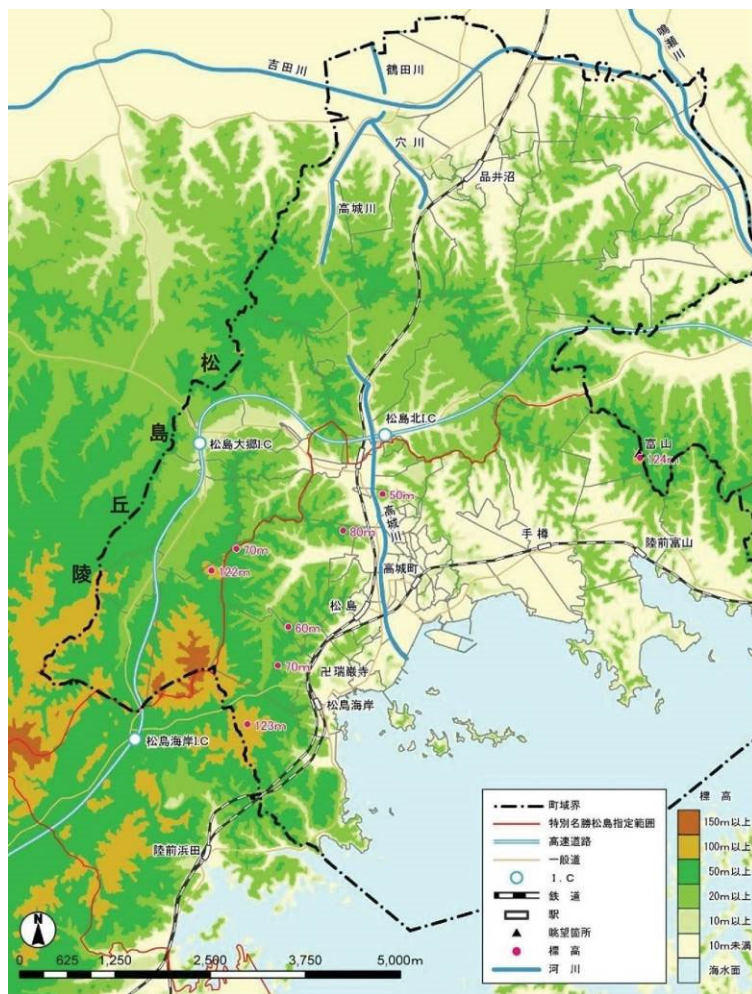
気候は、太平洋側気候に属し、年間平均気温が11℃から12℃で比較的温暖な気候で、東北地方でも降雪量は少ない町である。

松島町の位置



松島湾と松島丘陵

地形図



※地形図資料：国土地理院基盤地図情報

(2) 人口動向

1) 人口・世帯

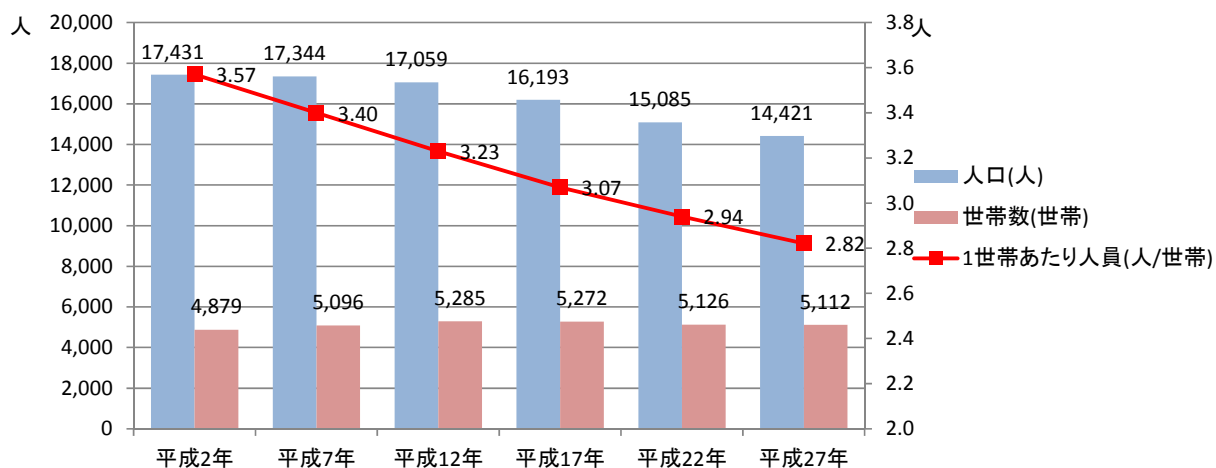
松島町の人口は、昭和60年の17,568人(国勢調査)をピークに少子化等の影響により減少しており、平成22年には15,085人、平成27年では14,421人となっている。

世帯数については、平成12年まで増加してきたが、以降は微減又は横ばいとなっており、平成22年には5,126世帯、平成27年では5,112世帯となっている。

過去25年間の推移では、人口が約3,000人減少しているが、世帯数は約230世帯増加しており、1世帯あたり人員が3.57人から2.82人と核家族化が進行している。

松島町では、少子高齢化が著しく、平成27年においては、0歳～14歳は10%程度であり、65歳以上は約35%と県平均25.7%(平成27年国勢調査宮城県データ)に比べ高い割合となっている。

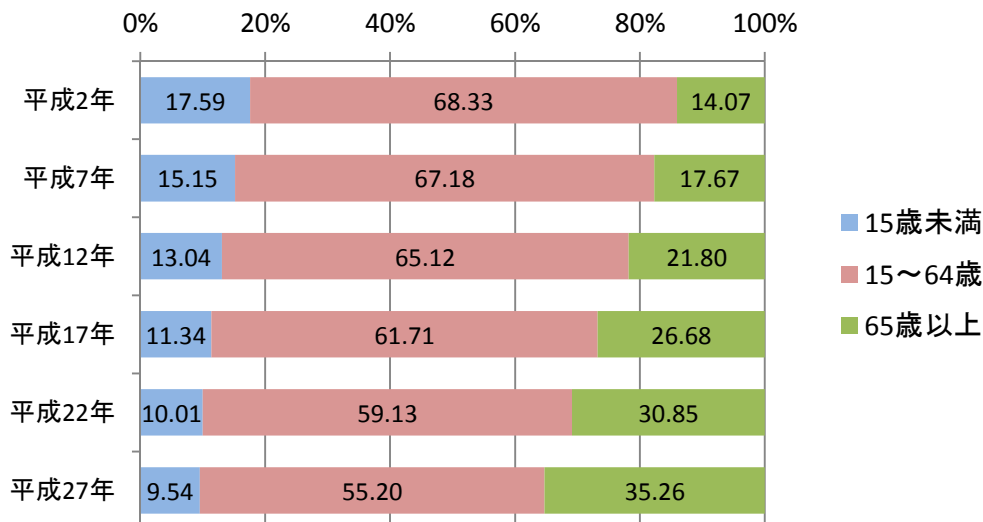
人口、世帯数、1世帯あたり人員の推移



注)各年10月1日現在

※資料:国勢調査

年齢構成別人口の割合(%)



注)各年10月1日現在

※資料:国勢調査

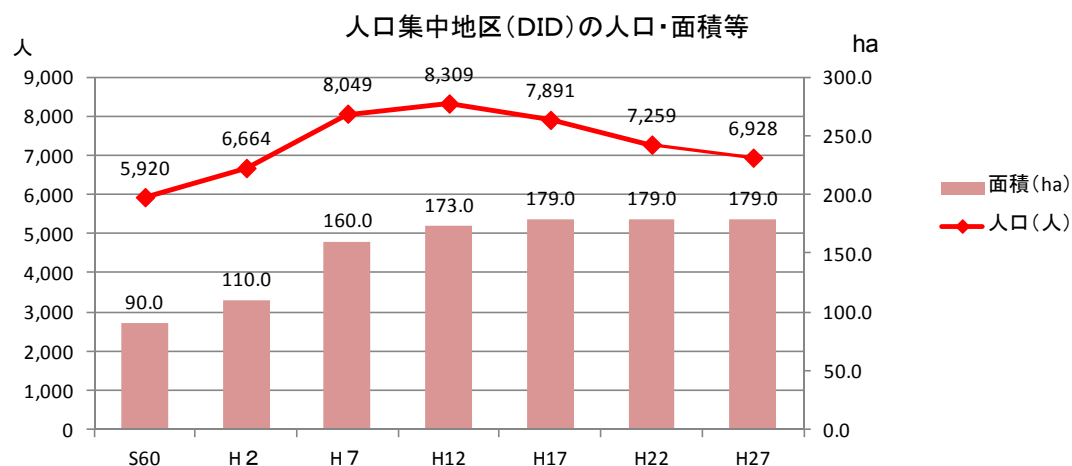
第3章 松島町の現状と課題

2) 人口集中地区及び区域区分別の面積・人口

昭和55年に90haであった人口集中地区(DID)^{※1}の面積は、平成12年までに約83haの拡大が生じている。平成2年から平成7年にかけては松島地区・松島海岸地区を中心に拡大しており、その後は高城川左岸の町の中心部の北東方向に拡大している。

平成17年からは、都市的地域の観点から磯島区域が人口集中地区に設定され、平成17年及び平成27年における人口集中地区面積は179haとなっている。

平成27年における人口集中地区人口は6,928人で、人口密度は38.7人/haとなっている。

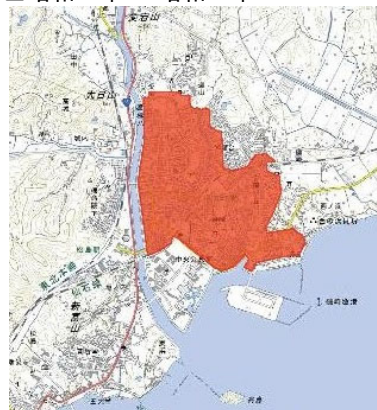


注) 各年10月1日現在

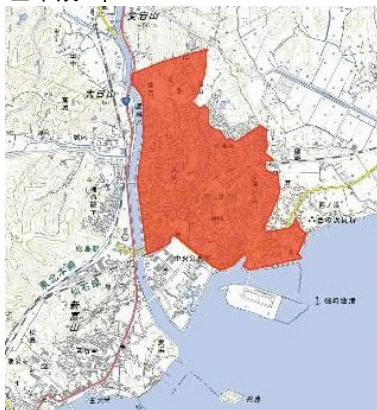
※資料: 国勢調査

人口集中地区(DID)の変遷

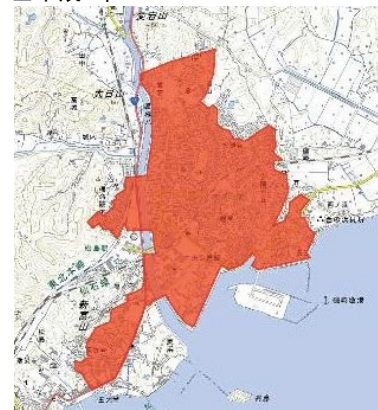
■昭和55年・昭和60年 A=90ha



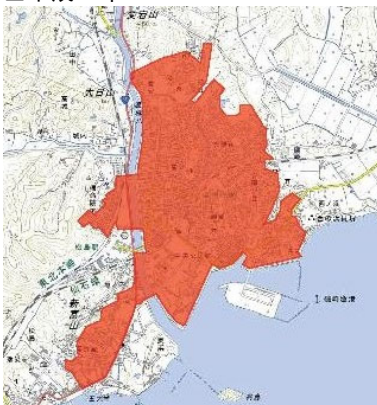
■平成2年 A=110ha



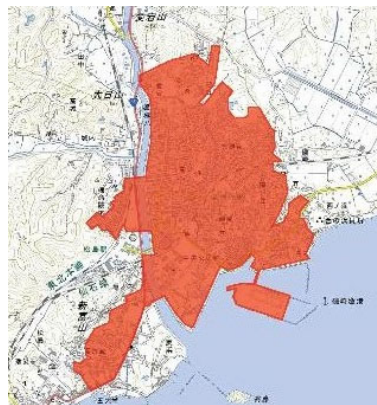
■平成7年 A=160ha



■平成12年 A=173ha



■平成17年・平成22年・平成27年 A=179ha



※1 人口集中地区(DID): 人口密度の特に高い地域を表しており、設定基準は人口密度が1km²につき4,000人以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地域をいう。

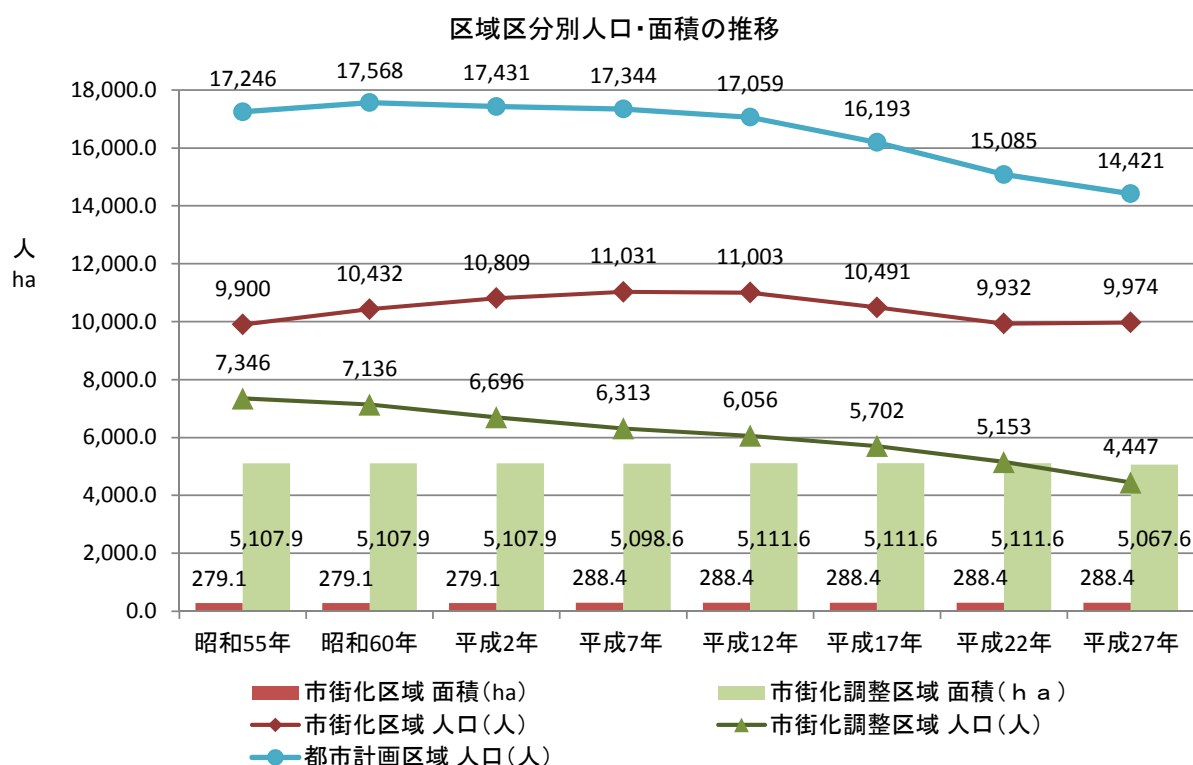
3-2 松島町の現状

平成27年における市街化区域及び市街化調整区域の面積は、それぞれ288ha、5,068haとなっている。

人口動態をみると、平成7年までは、都市計画区域(行政区域)内人口に大きな変動が無い中で、市街化区域内人口が増加しており、市街化調整区域から都市部への人口移動の傾向がみられた。

平成12年以降は、市街化区域、市街化調整区域ともに人口減少し、平成27年における市街化区域内人口は9,974人、市街化調整区域内人口は4,447人で、平成22年との比較では市街化区域で42人の増加、市街化調整区域で706人の減少となっている。

平成27年における全人口に対する市街化区域と市街化調整区域の人口割合は、それぞれ約69%、31%となっている。



区域区分			昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
都市計画区域	市街化区域	人口(人)	5,770	5,920	6,664	8,049	8,309	7,891	7,259	6,928
		面積(ha)	90.0	90.0	110.0	160.0	173.0	179.0	179.0	179.0
		人口密度(人/ha)	64.1	65.6	60.6	49.1	48.0	44.1	40.6	38.7
	市街化調整区域	人口(人)	4,130	4,530	4,071	2,982	2,694	2,600	2,673	3,046
		面積(ha)	189.1	189.1	169.1	128.4	115.4	109.4	109.4	109.4
		人口密度(人/ha)	21.8	24.0	24.1	23.2	23.3	23.8	24.4	27.8
	小計	人口(人)	9,900	10,432	10,809	11,031	11,003	10,491	9,932	9,974
		面積(ha)	279.1	279.1	279.1	288.4	288.4	288.4	288.4	288.4
		人口密度(人/ha)	35.5	37.4	38.7	38.2	38.2	36.4	34.4	34.6
	合計	人口(人)	17,246	17,568	17,431	17,344	17,059	16,193	15,085	14,421
		面積(ha)	5,387	5,387	5,387	5,387	5,400	5,400	5,400	5,356
		人口密度(人/ha)	3.2	3.3	3.2	3.2	3.2	3.0	2.8	2.7

注)各年10月1日現在

※資料:国勢調査

第3章 松島町の現状と課題

(3) 土地利用

町土面積5,356haのうち、約5割が松島丘陵を中心とする森林となっており、平成27年現在2,784haとなっている。森林に次いで農地が978haと多くなっているが、過去10年間では、農地が62ha(6.0%)減少し、宅地が9ha(3.0%)増加しており、緩やかな宅地化の進行がみられる。

松島町は、平成22年に仙塩広域都市計画区域に編入され、区域区分により、都市計画区域の約5%にあたる288haが市街化区域、約95%が市街化調整区域となっている。

用途地域は、住居系と商業系のみが指定されており、住居系用途地域が全体の約8割を占めている。

平成17年と平成27年の土地利用状況

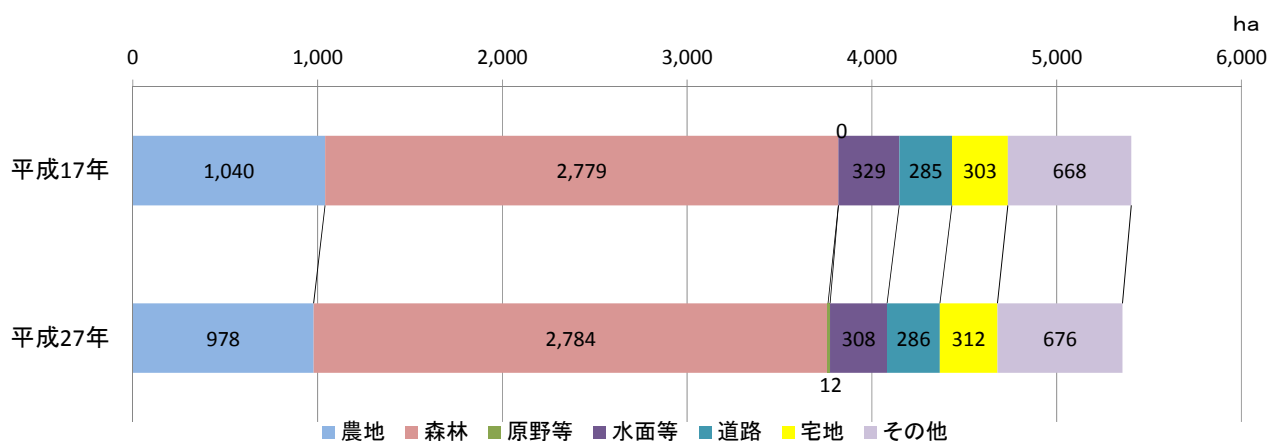
単位: ha

区分	農地			森林			原野等	水面・河川・水路				道路				宅地				その他	合計
	田	畑		国有林	民有林			水面	河川	水路		一般道路	農道	林道		住宅地	工業用地	その他の宅地			
平成17年	1,040	889	151	2,779	147	2,632	0	329	51	221	57	285	210	72	3	303	204	19	80	668	5,404
構成比	19.2%	16.5%	2.8%	51.4%	2.7%	48.7%	0.0%	6.1%	0.9%	4.1%	1.1%	5.3%	3.9%	1.3%	0.1%	5.6%	3.8%	0.4%	1.5%	12.4%	100.0%
平成27年	978	837	141	2,784	156	2,628	12	308	32	221	55	286	220	66	0	312	220	0	92	676	5,356
構成比	18.3%	15.6%	2.6%	52.0%	2.9%	49.1%	0.2%	5.8%	0.6%	4.1%	1.0%	5.3%	4.1%	1.2%	0.0%	5.8%	4.1%	0.0%	1.7%	12.6%	100.0%

注) 各年4月1日現在ほか

※資料: 宮城県統計年鑑

平成17年と平成27年の土地利用状況の比較



(4) 住宅

松島町の住宅戸数は、平成12年に5,000戸を超えたのを境に微減傾向にあり、平成27年の住宅戸数は4,984戸となっている。

形態別では、持ち家が約80%で最も多く、民間住宅(借家)が約14%、公営住宅が約4%となっている。

東日本大震災による家屋被害は、平成27年6月1日現在において、全壊221戸、大規模半壊362戸、半壊1,231戸、一部損壊1,562戸を数えている。

なお、震災後、住宅対策として、災害公営住宅(華園17戸、美映の丘35戸)が平成27年度に完成している。

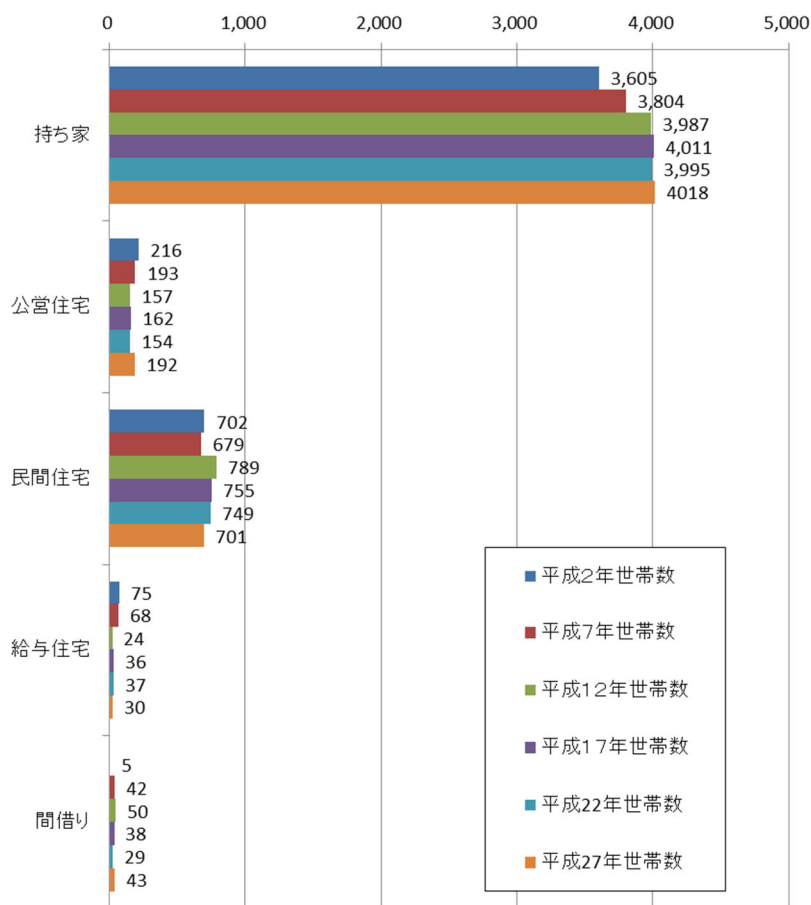
形態別の住宅戸数の推移

単位：戸

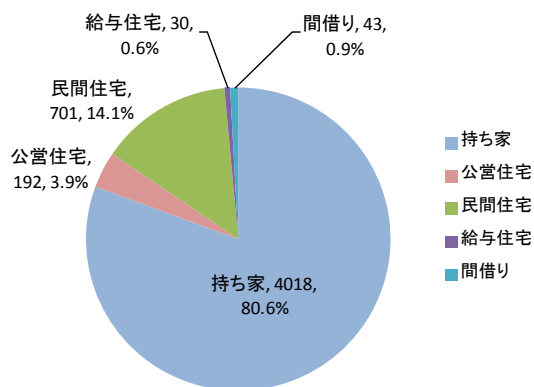
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
持ち家	3,605	3,804	3,987	4,011	3,995	4,018
公営住宅	216	193	157	162	154	192
民間住宅	702	679	789	755	749	701
給与住宅	75	68	24	36	37	30
間借り	5	42	50	38	29	43
合 計	4,603	4,786	5,007	5,002	4,964	4,984

注)各年10月1日現在

※資料：国勢調査



形態別の住宅戸数の割合(平成27年)



※資料：国勢調査

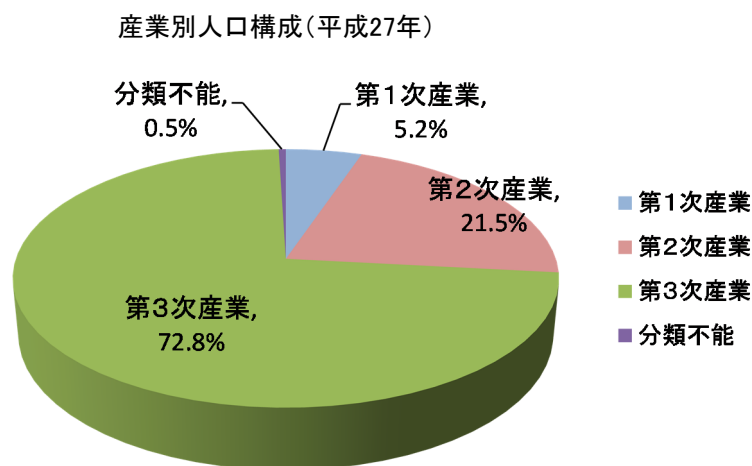
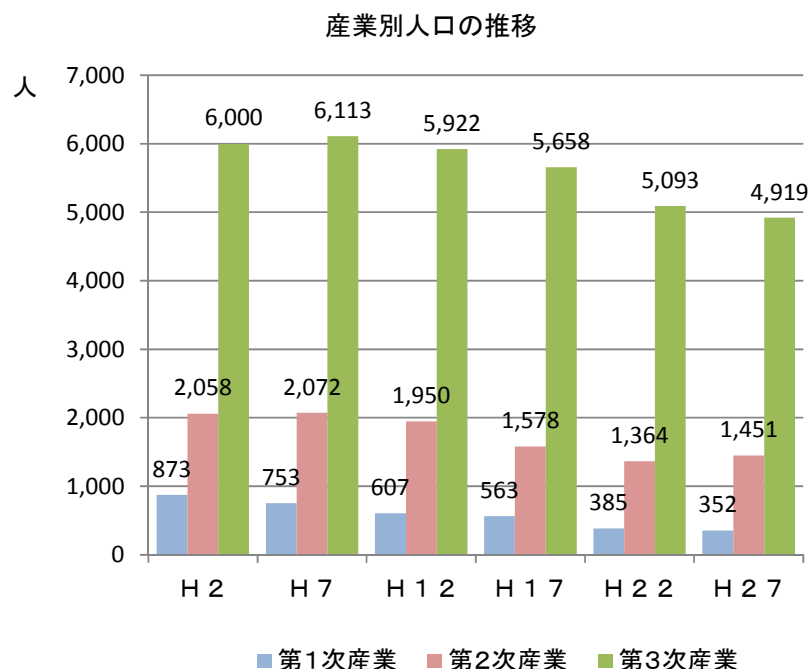
(5) 産業

松島町の産業は、観光業を主体とし、このほかでは農業、水産業、商業が基幹産業となっている。

産業別人口の推移では、第2次産業就業者及び第3次産業就業者においては、平成2年から平成7年にかけて若干の増加がみられるが、平成7年以降は減少傾向にあり、平成12年から平成27年の15年間をみると、第二次産業で1,950人から1,451人と約500人（約26%）、第3次産業では5,922人から4,919人と約1,000人（約17%）の減少となっている。

第1次産業就業者は、年々減少しており、特に平成17年から平成22年の5年間においては、563人から385人と約180人（約32%）の大幅な減少がみられる。

平成27年の産業別人口構成比では、第3次産業就業者が約73%、第2次産業就業者が約22%、第1次産業就業者が約5%となっている。



注) 各年10月1日現在

※資料: 国勢調査

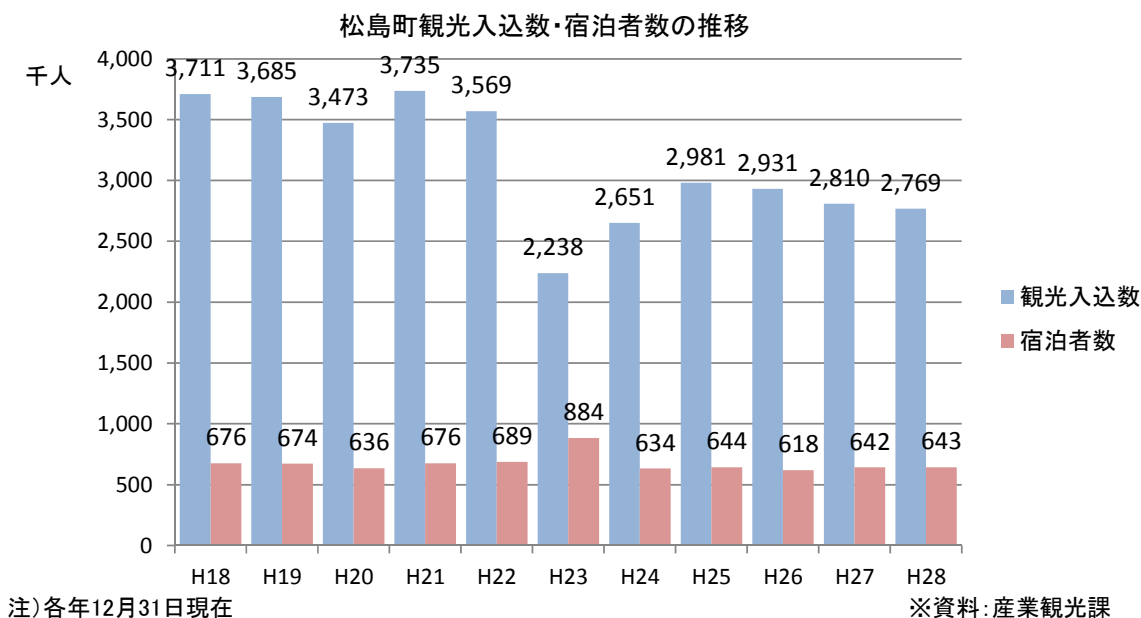
(6) 観光

松島町は、国宝瑞巖寺や国指定重要文化財の五大堂など数々の歴史的建造物を有し、国の特別名勝及び県立自然公園に指定されており、年間おおむね300万人の観光客が訪れている。

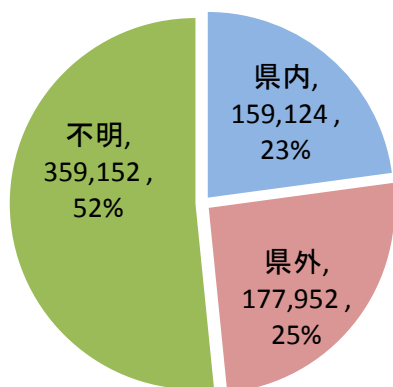
過去10年間の観光入込数は、平成22年まではおおむね360万人前後で推移し、東日本大震災が発生した平成23年には約220万人に落ち込んだものの、現在は徐々に回復し、平成28年には約277万人となっている。

宿泊者数は、おおむね67万人前後で推移していたが、東日本大震災以降は若干減少しており、平成28年では約64万人となっている。平成23年は約88万人と高い数値となっているが、ボランティアや工事関係者等の震災復興関連の需要が大きい。

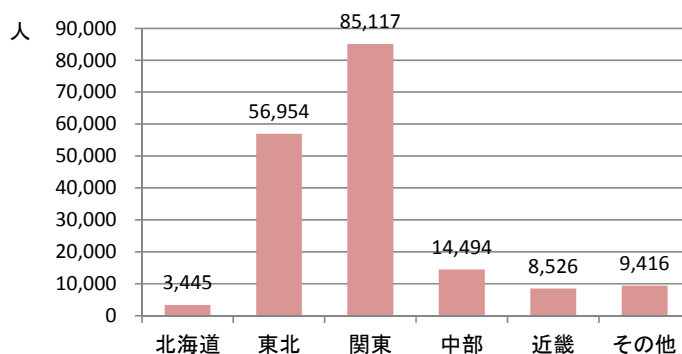
居住地別の宿泊観光客数では、仙台・宮城デスティネーションキャンペーン等の効果もあって県外が多くなっており、その内訳は震災の直前から「関東」が最多となっている。



平成27年居住地別宿泊観光客数



平成28年県外宿泊観光客の内訳



※資料: 宮城県観光統計概要(平成28年12月31日現在)松島町、塩竈市、七ヶ浜町を含む「松島地区」の実績

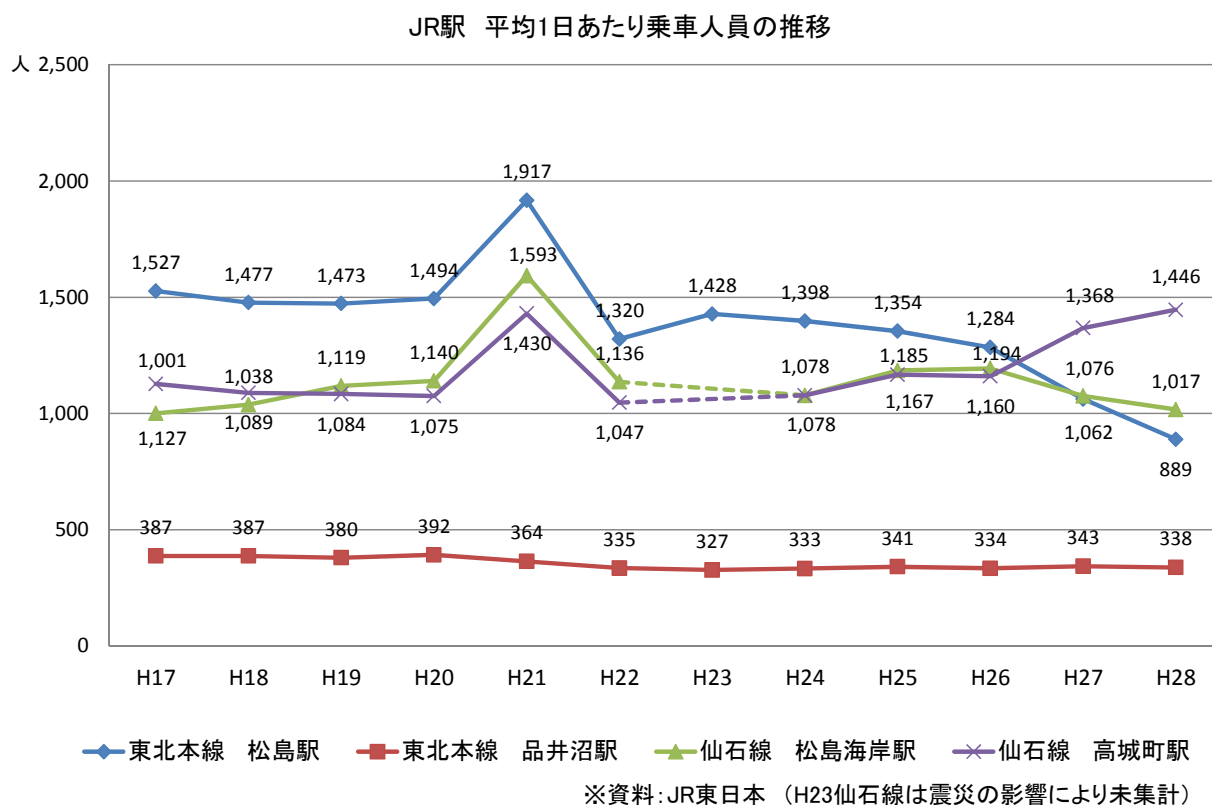
(7) 交通

道路は、国道45号を中心に、国道346号、主要地方道仙台松島線、主要地方道奥松島松島公園線、一般県道赤沼松島線などにより交通ネットワークを形成している。また、三陸縦貫自動車道が東西に横断しており、町内に2箇所(松島大郷IC、松島北IC)、近接して1箇所(松島海岸IC)のインターチェンジが存在し、道路交通の利便性は高いものの、国道45号には観光、物流、生活などあらゆる交通が流入しており、交通混雑の緩和が長年の課題となっている。

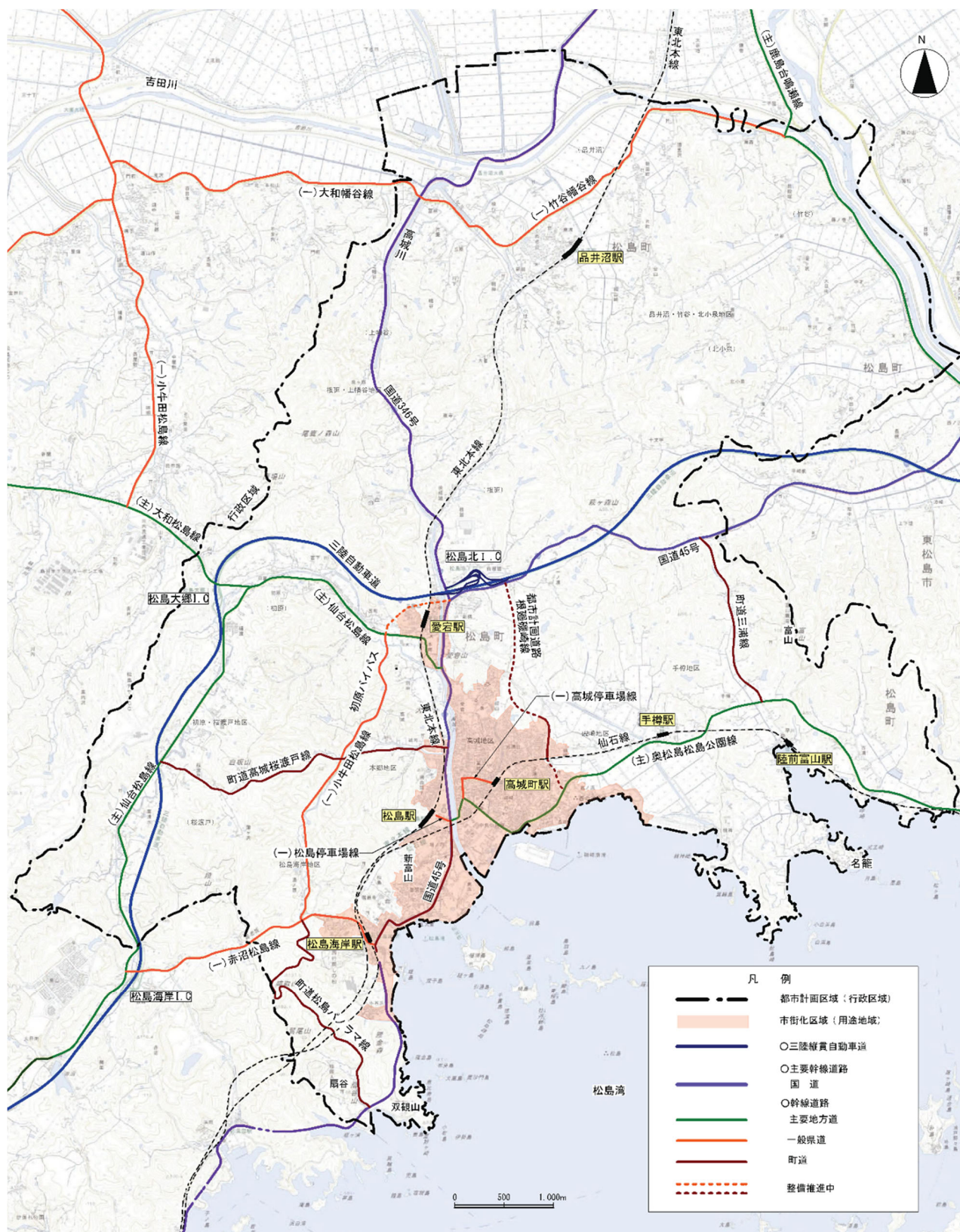
鉄道は、JR仙石線が町域を東西に横断、JR東北本線が町域を南北に縦断しており、松島町は仙台市と約30分の時間距離に位置している。町内には、JR仙石線4駅、JR東北本線3駅の合計7駅があり、県内各地へのアクセスの利便性が高く、通勤・通学にも利用されている。また、平成27年5月には、仙石線・東北本線接続線事業の実施により、松島駅と高城町駅間が仙石線と東北本線の接続線として整備され、仙石東北ラインの運行が開始している。

駅別の平均1日あたりの乗車人員の推移をみると、仙石東北ラインの運行の影響により、主に地域住民が利用する高城町駅は増加傾向にあり、平成28年で1,446人となっている。一方、松島駅は減少傾向にあり、平成28年で889人となっている。また、「日本三景松島」の玄関口として多くの観光客に利用されている松島海岸駅は横ばいの傾向にあり、平成28年で1,017人となっている。

なお、その他の交通機関として、町営バスが4路線(北松島線、北松島線(中廻り)、松島東線、松島西線)整備されており、住民の足として北部の一部地域を除きおおむね町内全域をカバーしている。



主要道路網図



注)平成30年3月現在

(8) 都市計画区域・用途地域

①都市計画区域

町域のほぼ全域の約5,352haが仙塩広域都市計画区域に含まれている。仙塩広域都市計画区域は、仙台市を中心とした6市4町1村(仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大衡村)にまたがる県内最大の都市計画区域となっている。

仙塩広域都市計画区域には区域区分が定められており、松島町は都市計画区域の約5%にあたる288haが市街化区域、残る5,064haが市街化調整区域となっている。

松島町では、平成27年時点において、市街化区域内に町の人口の66%にあたる約9,800人が居住しており、同区域の人口密度は約34人/haとなっている。

都市計画区域の概要

区分	面積(ha)	人口(千人)	人口密度(人/ha)
都市計画区域 (仙塩広域都市計画区域のうち松島町の範囲)	5,352	14.9	2.78
うち市街化区域	288	9.8	34.03
うち市街化調整区域	5,064	5.2	1.03

注)平成30年3月現在においても面積値は変更なし

※資料:平成27年都市計画現況調査

②用途地域

松島町では、市街化区域の全域に用途地域が指定されており、第二種住居地域(75.4ha)が最も大きな面積を占め、次いで第一種低層住居専用地域(71.9ha)、第一種住居地域(70.7ha)となっており、住居系用途地域が全体の約8割を占めている。その他は、商業地域(32.1ha)と近隣商業地域(24.6ha)で、工業系の用途地域は指定されていない。

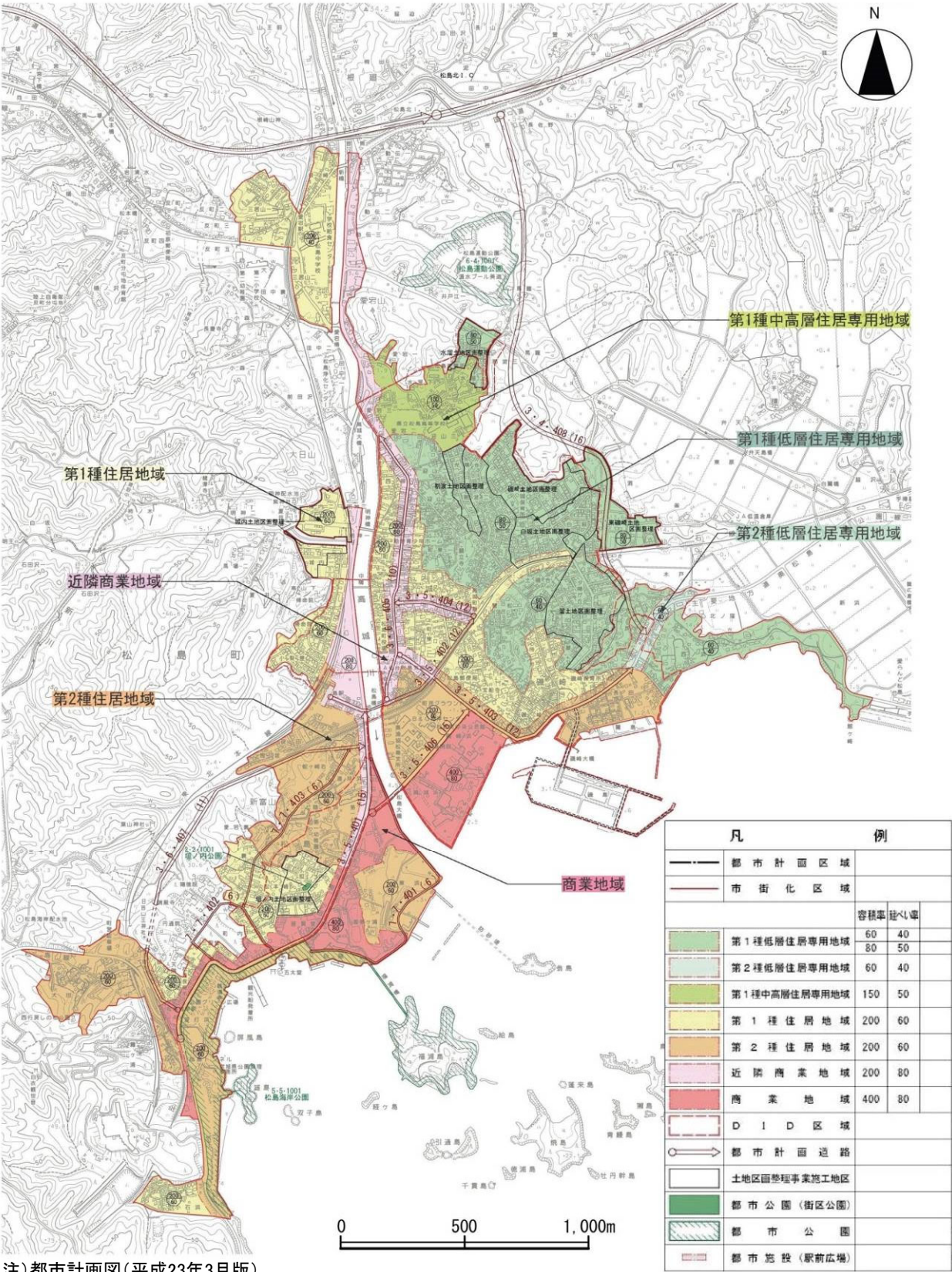
用途地域の指定状況

区分	面積(ha)	構成比(%)
住居系	第一種低層住居専用地域	71.9
	第二種低層住居専用地域	2.5
	第一種中高層住居専用地域	11.2
	第一種住居地域	70.7
	第二種住居地域	75.4
商業系	近隣商業地域	24.6
	商業地域	32.1
合計	288.4	100.0

注)平成30年3月現在においても面積値は変更なし

資料:平成27年都市計画現況調査

用途地域の指定状況



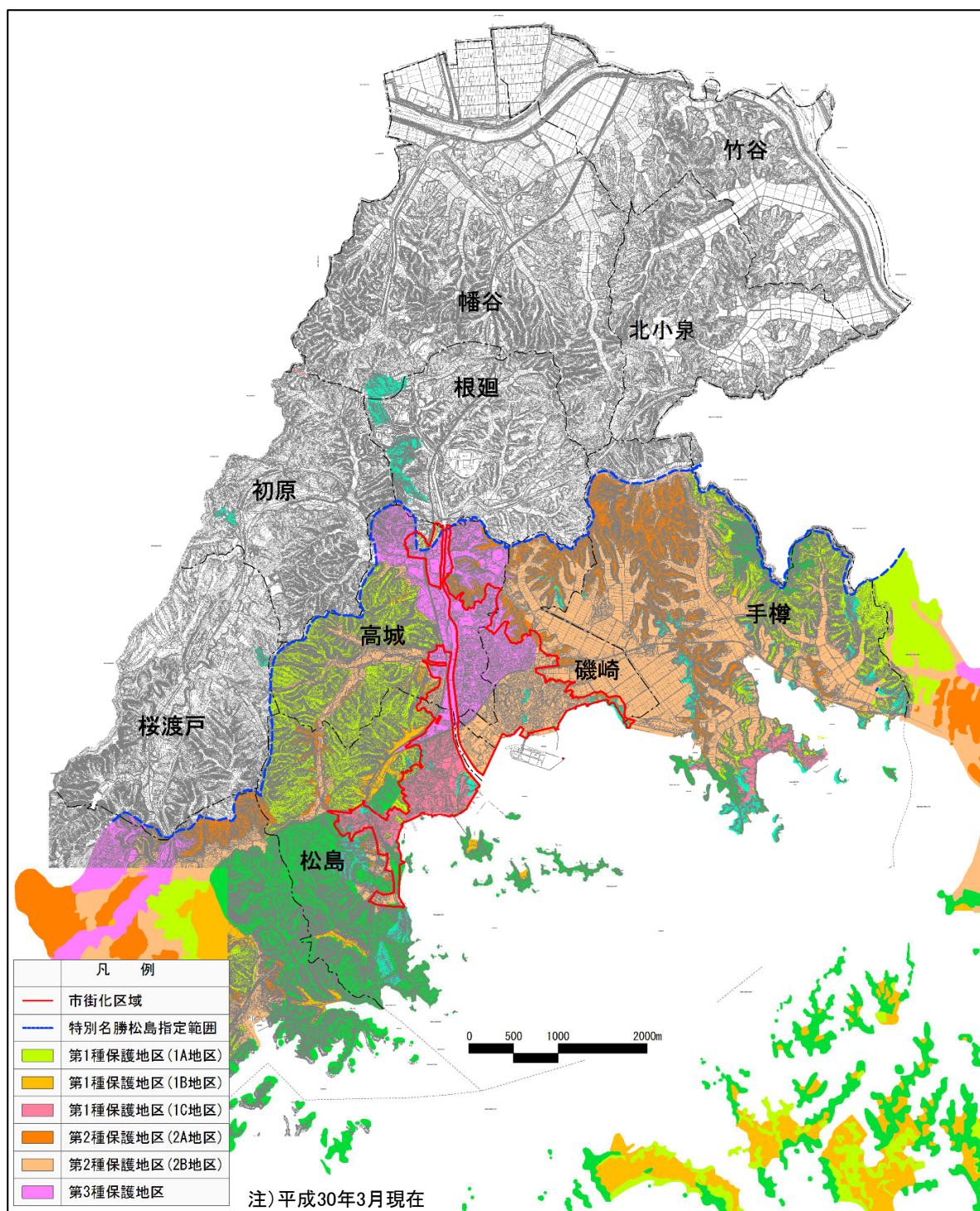
注) 都市計画図(平成23年3月版)
平成30年3月現在も用途地域は変更無し

(9) 土地利用規制（特別名勝の指定状況）

松島町は、国の指定する文化財の一つである特別名勝に指定されており、その範囲は、塩竈市、東松島市、七ヶ浜町、利府町、松島町の二市三町にまたがっている。

松島町においては、松島湾に面する広範な区域において、「特別保護地区」、「第1種保護地区(3区分)」、「第2種保護地区(2区分)」、「第3種保護地区」に位置づけられており、市街化区域のほとんどのエリアが特別名勝に指定され、高さ制限等の土地利用上の規制が設定されている。

特別名勝松島の指定状況



なお、宮城県が設定している特別名勝松島保存管理計画における保護地区の概要と取扱いを以下に示す。

□保護地区の概要

保護地区区分	概 要		
特 別	松島固有の自然的・人文的景観が、典型的に残り、景観の中心となる最も重要な地区		
第1種	特別保護地区に準じ、松島の景観の保持に、近景・遠景として大切な役割を果たす地区	1A	特別保護地区に隣接し自然地形や植生等基本的な要素が特に良好に残る地区
		1B	宅地、農地などなんらかの人為的な土地利用がなされている地区
		1C	既に市街地となっている地区
第2種	海上や展望地点からの主に遠景として大切な役割を果たす地区	2A	自然地形や植生等基本的な要素が良好に残る地区
		2B	市街地、宅地、農地などなんらかの人為的な土地利用がなされている地区
第3種	既に宅地、商業地、農地等の人為的な土地利用がなされる地区で、特別名勝松島の景観に及ぼす影響が少ないものの、他の地区の自然環境を保持する上で大切な役割を果たす地区		
海 面	松島の景観の特質となっているまとまりのある多島海の主要な構成要素で、海上からの近景、陸上からの遠景として重要な地区		

□建築物の現状変更の取扱い指針

区分	取扱指針		
特別保護地区	建築物の新築は認めない。既存建築物の改築等は、周囲の風致景観に影響を与えない範囲で認める場合がある。		
	意匠	外観等は、特に周囲の風致景観と調和させること。	
	高さ	既存規模を超えないこと。かつ主要な展望地点から眺望した際に丘陵の尾根線を超えないこと。また、海岸線の眺望の確保に努めること。	
	建築面積	既存規模を超えないこと。	
第1種保護地区	1A	建築物の新築は認めない。既存建築物の改築等は、周囲の風致景観に影響を与えない範囲で認める。	
		意匠	外観等は、周囲の風致景観と調和させること。
		高さ	既存規模を超えないこと。かつ主要な展望地点から眺望した際に丘陵の尾根線を超えないこと。また、海岸線の眺望の確保に努めること。
		建築面積	既存規模を超えないように努めること。
	1B	農林漁業用住宅、農林漁業用施設、分家住宅、民宿、住民が営む日常生活店舗等の新築及び既存建築物の改築等は、周囲の風致景観に影響を与えない範囲で認める。	
		意匠	外観等は、周囲の風致景観と調和させること。
		高さ	既存規模もしくは10mを超えないこと。かつ主要な展望地点から眺望した際に丘陵の尾根線を超えないこと。また、海岸線の眺望の確保に努めること。
		建築面積	専用戸建住宅については、120㎡を超えないように努めること。農林漁業用施設、民宿、住民が営む日常生活店舗等の生業に係る建築物については、1B地区内にある同一用途の建築物の規模を超えないように努めること。その他の建築物については個別に判断される。上記のいずれの取扱いにおいても、住民生活は配慮される。
	1C	建築物の新築、改築等は、周囲の風致景観に影響を与えない範囲で認める。	
		意匠	外観等は、周囲の風致景観と調和させること。
		高さ	既存規模もしくは10m（場所によって13m又は15m；図10）を超えないこと。かつ主要な展望地点から眺望した際に丘陵の尾根線を超えないこと。また、海岸線の眺望の確保に努めること。
		建築面積	専用戸建住宅については、120㎡を超えないように努めること。その他の建築物については、1C地区内にある同一用途の建築物の規模を超えないように努めること。上記のいずれの取扱いにおいても、住民生活は配慮される。
第2種保護地区	2A	建築物の新築、改築等は、周囲の風致景観に影響を与えない範囲で認める。	
		意匠	外観等は、周囲の風致景観と調和させるように努めること。
		高さ	既存規模もしくは10mを超えないこと。かつ、主要な展望地点から眺望した際に丘陵の尾根線を超えないこと。また、海岸線の眺望の確保に努めること。
		建築面積	2A地区内で同一用途の既存の建築物の規模を大きく超えないように努めること。
	2B	建築物の新築、改築等は、特別名勝松島の保存に支障をきたすもの以外は認める。	
		意匠	外観等は、周囲の風致景観と調和させるように努めること。
		高さ	既存規模もしくは10m（場所によって15m；図10）を超えないこと。かつ、主要な展望地点から眺望した際に丘陵の尾根線を超えないこと。また、海岸線の眺望の確保に努めること。
		建築面積	2B地区内で同一用途の既存の建築物の規模を大きく超えないように努めること。
第3種保護地区	建築物の新築、改築等は、特別名勝松島の保存に大きく支障をきたすもの以外は認める。		
	意匠	外観等は、周囲の風致景観と調和させるように留意すること。	
	高さ	主要な展望地点から眺望した際に丘陵の尾根線を超えないこと。また、海岸線の眺望の確保に努めること。	
	建築面積	特に制限をしないが、必要な規模にとどめること。	

※資料：特別名勝松島保存管理計画

(10) 都市施設等

①都市計画道路

松島町の都市計画道路^{※1}は、三陸縦貫自動車道、中心部を通過する国道45号を基軸としたネットワークで構成されており、13路線、延長26.4kmの都市計画道路が計画決定されている。

都市計画道路の整備済み延長は、計画延長26.4kmに対して16.8km(63.8%)であり、概成済み延長2.8km(10.7%)、未整備済み延長6.8km(25.6%)となっている。

都市計画道路の状況

No.	番 号	名 称	計画幅員 (m)	車線数	計画延長 (m)	整備状況(m、%)						備 考
						整備済		概成済		未整備		
						(m)	(%)	(m)	(%)	(m)	(%)	
①	1・4・4	松島幹線	20.5	4	10,660	10,660	100	—	—	—	—	整備済
②	1・3・6	松島幹線	23.5	4	3,190	3,190	100	—	—	—	—	整備済
③	3・4・408	根廻磯崎線	16.0	2	2,430	340	14	—	—	2,090	86	未整備(一部整備済)
④	3・5・401	松島海岸線	15.0	2	1,730	—	—	1,730	100	—	—	概成済
⑤	3・5・402	新松島駅前線	12.0	2	680	170	25	—	—	510	75	未整備(一部整備済)
⑥	3・5・403	磯崎海岸線	12.0	2	1,155	1,155	100	—	—	—	—	整備済
⑦	3・5・404	高城駅前線	12.0	2	300	—	—	—	—	300	100	未整備
⑧	3・6・405	高城本町線	10.0	2	1,100	680	62	420	38	—	—	整備済(一部概成済)
⑨	3・5・406	浜通線	15.0	2	620	620	100	—	—	—	—	整備済
⑩	3・6・407	山手線	11.0	2	1,650	—	—	—	—	1,650	100	未整備
⑪	7・7・401	東浜線	6.0	2	1,340	—	—	—	—	1,340	100	未整備
⑫	7・7・402	瑞巖寺線	6.0	2	670	—	—	670	100	—	—	概成済
⑬	7・7・403	新富山線	6.0	2	860	—	—	—	—	860	100	未整備
計		13路線	—		26,385	16,815	64	2,820	11	6,750	26	

注)平成30年3月現在

※資料:企画調整課

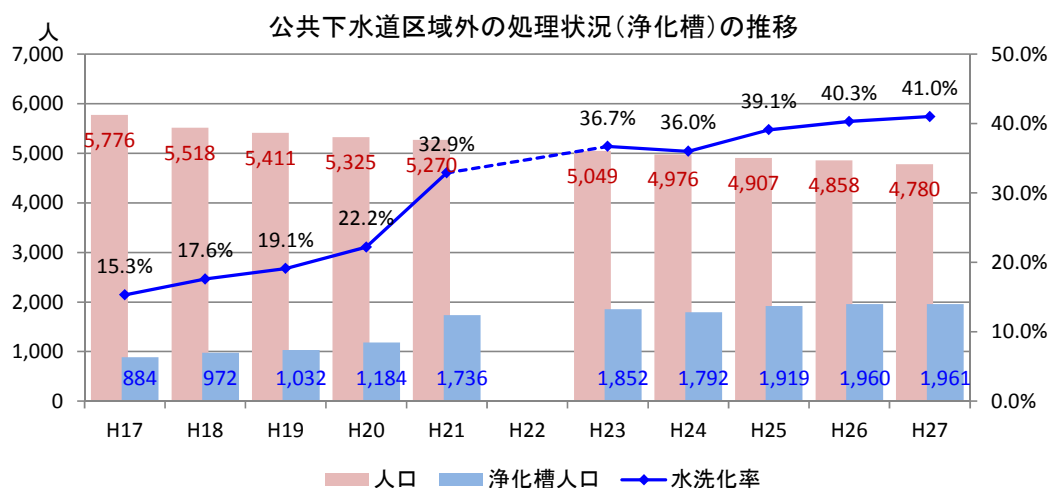
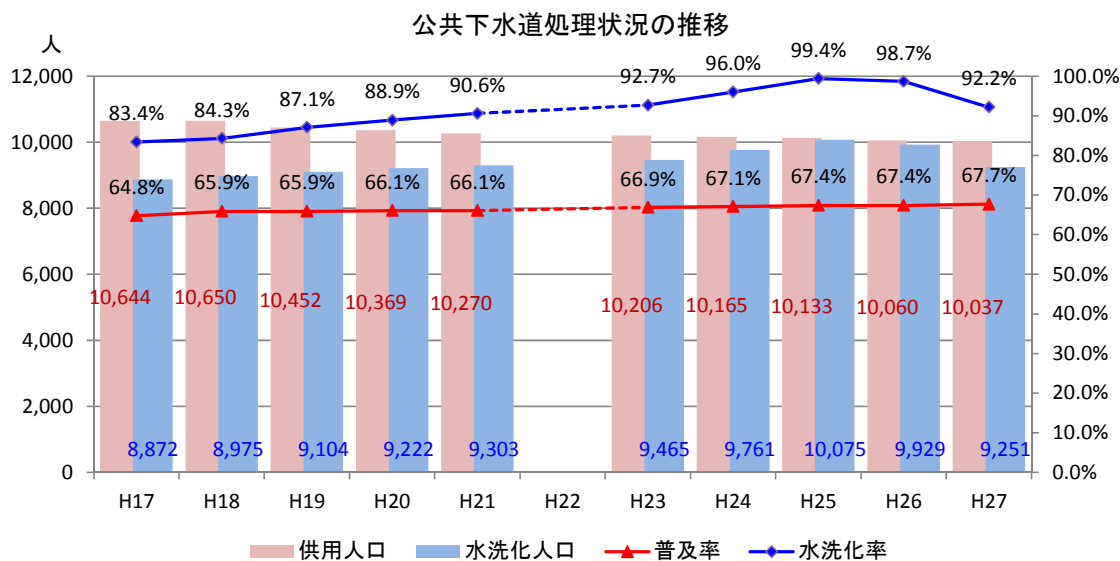
注)概成済み:改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道(おおむね計画幅員の2/3以上又は4車線以上の幅員を要する道路)を有する区間で、その現道に対応する都市計画道路延長

※1 都市計画道路:安全安心な生活と機能的な都市活動を確保するための都市交通における基幹的な施設で、都市計画として定められた道路のこと。

②下水道

公共下水道は、松島湾・高城川の水質保全と生活環境の改善を目的に整備を進め、平成3年以降順次供用を開始している。公共下水道の普及率は、平成27年度末で67.7%、水洗化率は92.2%となっている。また、公共下水道区域以外の区域は、合併処理浄化槽の設置を促進しており、平成27年度末の水洗化率は41.0%となっており、松島町全体における平成27年度末の水洗化率は約76%となっている。

震災復興に係る下水道整備事業(排水路施設、雨水ポンプ施設等)が、現在進められており、平成32年度にかけて順次工事完了予定となっている。



注)各年度3月31日現在(平成22年度は震災の影響により未調査)

※資料:宮城県生活排水処理施設整備事業調査

第3章 松島町の現状と課題

③公園・緑地

松島町は、特別名勝に指定されている優れた景観を有し、手樽海浜公園等の良好な水辺空間や松島運動公園等の快適な公園を有している。

町内の都市公園等の面積は合計で約53ha、1人あたり公園面積は約36㎡となっており、宮城県平均の1人あたり公園面積19㎡と比較すると広い状況にある。

町立の都市公園では、平成8年と平成10年に松島運動公園の拡張整備が行われ、また、平成11年に初原街区公園の新規供用が開始され、現在は4箇所、合計面積100,943㎡となっている。

県立の松島公園は、411,283㎡であり、松島町の都市公園面積の約8割を占めている。なお、都市計画公園^{※1}として3箇所(28.0ha)が決定している。

都市公園等の整備状況

年度	都市公園等(都市計画区域内)								備考
	町管理						町管理以外		
	都 市 公 園		そ の 他		計				
	箇所数	面積(㎡)	箇所数	面積(㎡)	箇所数	面積(㎡)	箇所数	面積(㎡)	
H18	3	93,098	2	4,206	5	97,304	1	411,283	【町管理(都市公園)】 ①垣の内児童公園 ②初原街区公園 ③松島運動公園 ④東浜緑地
H19	3	93,098	2	4,206	5	97,304	1	411,283	
H20	3	93,098	2	4,206	5	97,304	1	411,283	
H21	3	93,098	2	4,206	5	97,304	1	411,283	
H22	3	93,098	2	4,206	5	97,304	1	411,283	【町管理(その他)】 ①古浦農村公園 ②上竹谷農村公園 ③下竹谷北小泉農村公園
H23	3	93,098	2	4,206	5	97,304	1	411,283	
H24	3	93,098	2	4,206	5	97,304	1	411,283	
H25	3	93,098	2	4,206	5	97,304	1	411,283	
H26	3	93,098	3	14,216	6	107,314	1	411,283	【町管理以外(都市公園)】 ①松島公園
H27	3	93,098	3	14,216	6	107,314	1	411,283	
H28	4	100,943	3	14,216	7	115,159	1	411,283	
H29	4	100,943	3	14,216	7	115,159	1	411,283	

注)各年度3月31日現在

※資料:企画調整課

都市計画公園の整備状況

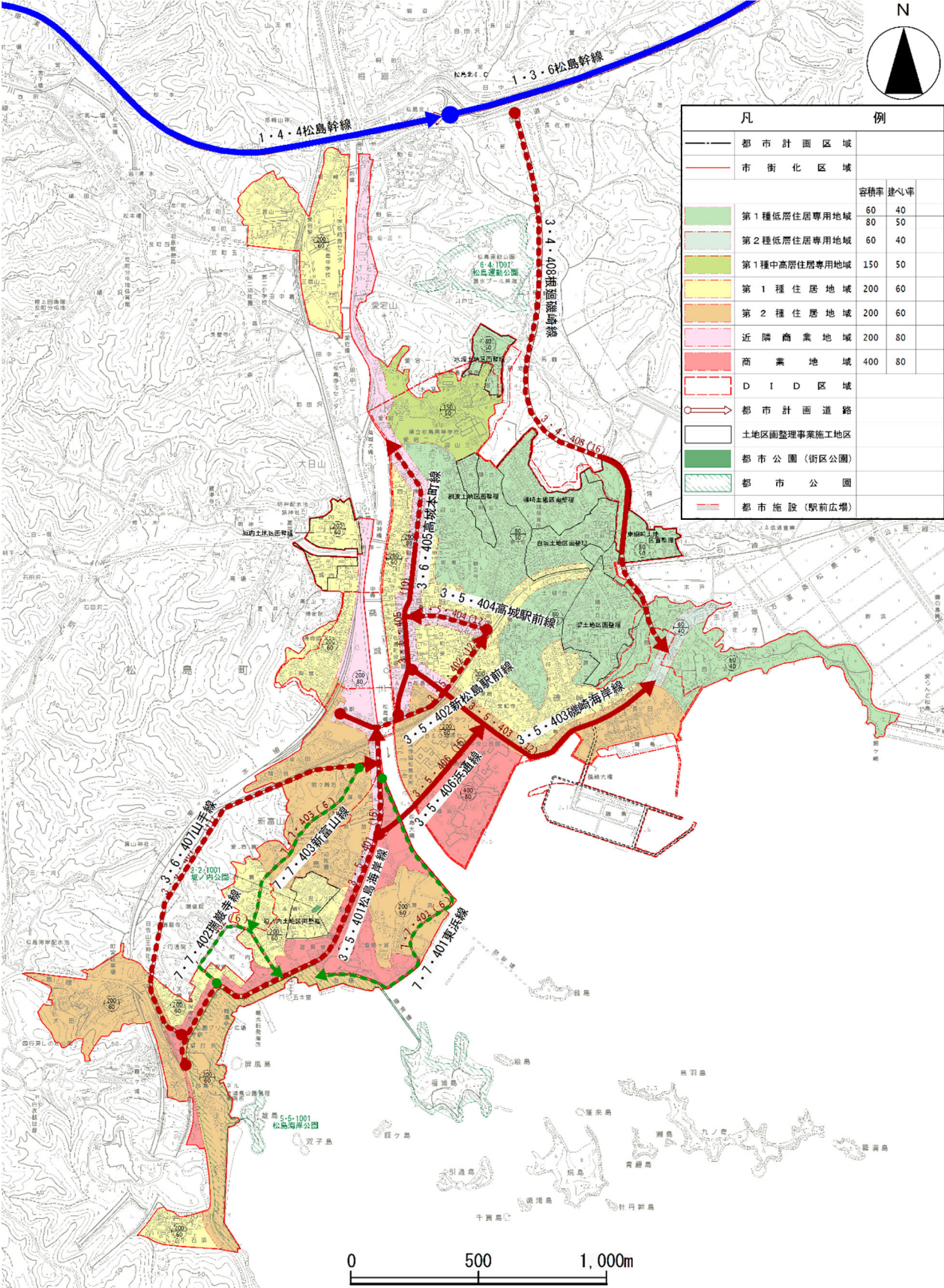
No.	公園区分	公園名称	計画面積	供用面積	整備率	計画決定年月日
1	街区公園	2・2・1001 垣ノ内公園	0.1ha	0.1ha	100.0%	S61.6.18
2	総合公園	5・5・1001 松島海岸公園	18.1ha	18.1ha	100.0%	S61.5.30
3	運動公園	6・4・1001 松島運動公園	9.8ha	9.0ha	91.8%	S61.5.30
合計			28.0ha			

注)平成30年3月現在

※資料:企画調整課

※1都市計画公園:休息、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び災害時の避難等のための公共空地で、都市計画として定められた公園のこと。

都市施設の整備状況図



注) 都市計画図 (平成23年3月版)
平成30年3月現在も都市計画道路、都市計画公園は変更無し

第3章 松島町の現状と課題

④公共公益施設

町内の官公庁施設は、松島町役場のほか、水道事業所、子育て支援センター、保健福祉センター、松島消防署等の公共公益施設等が立地している。

また、教育施設として、高等学校、中学校が各1校、小学校が3校、幼稚園が3園、保育所が分園を含め4箇所立地しているほか、スポーツ施設として、松島運動公園(多目的運動広場、野球場、テニスコート、グラウンドゴルフ場、温水プール等)、松島フットボールセンター、町民グラウンドや海洋センター(体育館、屋外多目的運動場)等が立地し、多くの住民に利用されている。

コミュニティ施設としては、地区の交流拠点であるコミュニティセンター・集会施設等が、支館・分館を含め各地区に立地しているほか、社会教育の役割を担う施設として、文化観光交流館(大ホール、会議室、研修室、展示コーナー等)や勤労青少年ホームが、文化施設として、品井沼干拓資料館が立地している。

一方、防災施設として、海岸に近接する地区を中心に防災センターや避難所等が立地している。

その他サービス施設としては、郵便局(簡易郵便局含む)が、市街地内及び郊外集落地内に点在しており、高城地区の中心市街地には、銀行や主要商業施設が立地しているほか、松島病院等の医療施設や地域包括支援センター等の社会福祉施設も町内各所に立地している。

主な公共公益施設(1)

区 分	名 称
官公庁施設	松島町役場
	松島町水道事業所
	松島町子育て支援センター
	希望園
	松島町保健福祉センター
	松島町野外活動センター
	松島消防署
	陸上自衛隊反町分屯地
	国土交通省北上川下流河川事務所鳴瀬出張所
	宮城県松島公園管理事務所
教育施設(高等学校)	県立松島高等学校
教育施設(中学校)	松島中学校
教育施設(小学校)	松島第一小学校
	松島第二小学校
	松島第五小学校
教育施設(幼稚園)	松島第一幼稚園
	松島第二幼稚園
	松島第五幼稚園
スポーツ施設	松島運動公園
	松島フットボールセンター
	町民グラウンド
	松島海洋センター

注)平成30年3月現在

主な公共公益施設(2)

区 分	名 称
コミュニティ施設	垣ノ内集会場
	勤労青少年ホーム
	華園集会場
	文化観光交流館(松島中央公民館)
	本郷ふれあいセンター
	明神地区コミュニティ消防センター
	古浦集会所
	松島東部地域交流センター
	北小泉下竹谷地区コミュニティセンター
	上竹谷生活センター
	品井沼農村環境改善センター
	上幡谷生活センター
	初原コミュニティセンター
	桜渡戸分館
	根廻分館
	高城コミュニティセンター
	手樽地域交流センター
文化施設	観瀾亭(博物館)
	品井沼干拓資料館
防災施設	石田沢防災センター
	松島防災センター
	松島海岸公園避難施設(明月庵)
	松島パノラマハウス避難所
	三十刈避難所
	婦命院避難所
	高城避難所
	磯崎避難所
	白萩避難所
	長田避難所
	手樽防災センター
	古浦避難所
	三浦避難所
	名籠避難所

注)平成30年3月現在

第3章 松島町の現状と課題

3-3 住民意向

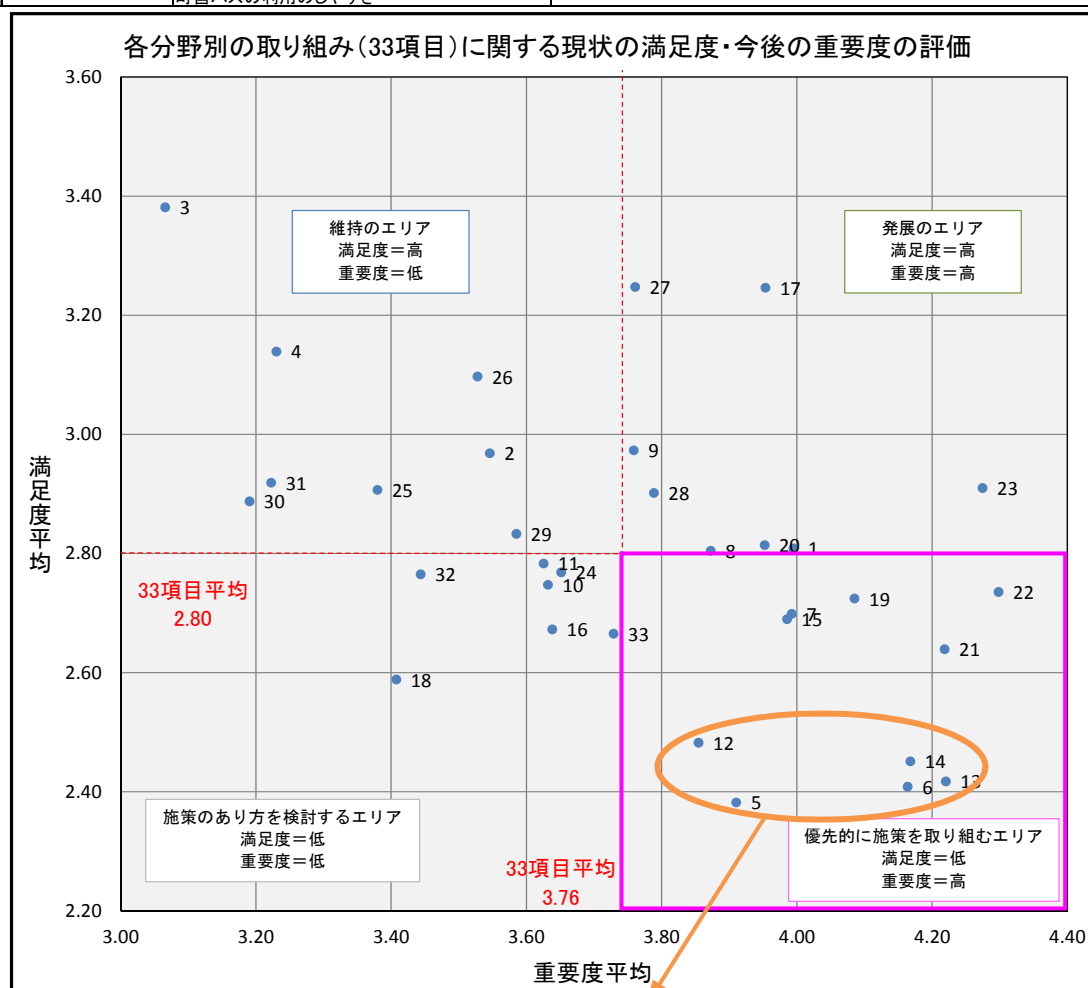
松島町のまちづくりに関するアンケート調査結果を以下に示す。

(1) 町の取り組みに関する満足度と重要度の評価

現行計画における各分野別の取り組み(33項目)に関する現状の満足度・今後の重要度の評価について、満足度が低く、重要度が高いと評価された下記の5項目については、優先性が高い取り組みとして位置づけられる。

現行計画における各分野別の取り組み(33項目)

No.	分野	取り組み項目	No.	分野	取り組み項目
1	土地利用・居住環境	良好な住環境の整備状況	19	安全・安心	交通事故に対する安全性
2		近隣の建物の密集や老朽の程度	20		火災・延焼に対する安全性
3		工場と住宅が混在している状況	21		土砂災害・風水害対策
4		観光施設と住宅が混在している状況	22		地震・津波防災対策
5		商業施設の立地状況	23		避難場所・避難路の分かりやすさ
6		医療施設の立地状況	24	景観	建物などのまち並みの美しさ
7		保健・福祉施設の整備状況	25		看板など屋外広告物の規制
8		子育て支援施設の整備状況	26		山並みや田園、水辺などの風景の美しさ
9		学校教育施設の整備状況	27		寺社や文化財など歴史的・文化的景観の保全
10		生涯学習施設の整備状況	28	自然環境	森林や河川・海岸などの自然環境の保全
11		スポーツ・レクリエーション施設の整備状況	29		道路や公共施設の敷地の緑化
12		公園や遊び場の整備状況	30		民間施設や工場の敷地の緑化
13	道路・交通	歩行者に対する安全性	31	住民参加	住宅地の生け垣などの緑化
14		身近な生活道路の利用のしやすさ	32		まちづくりへの町民参加の機会
15		国道や県道など幹線道路の利用のしやすさ	33		都市計画・まちづくりに関する情報提供
16		駐車場の整備状況			
17		鉄道の利用のしやすさ			
18		町営バスの利用のしやすさ			

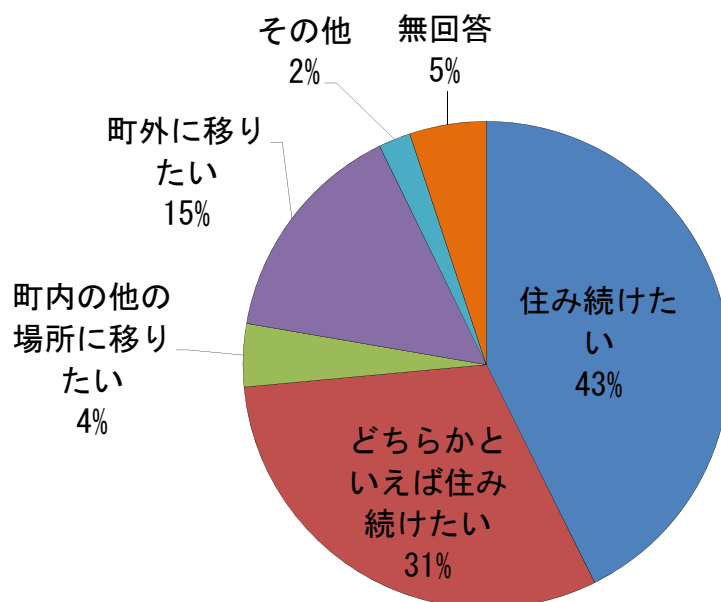


■優先性が高い(満足度が低く重要度が高い)取り組み

- No. 13: 歩行者に対する安全性(道路・交通)
- No. 6: 医療施設の立地状況(土地利用・居住環境)
- No. 14: 身近な生活道路の利用のしやすさ(道路・交通)
- No. 5: 商業施設の立地状況(土地利用・居住環境)
- No. 12: 公園や遊び場の整備状況(土地利用・居住環境)

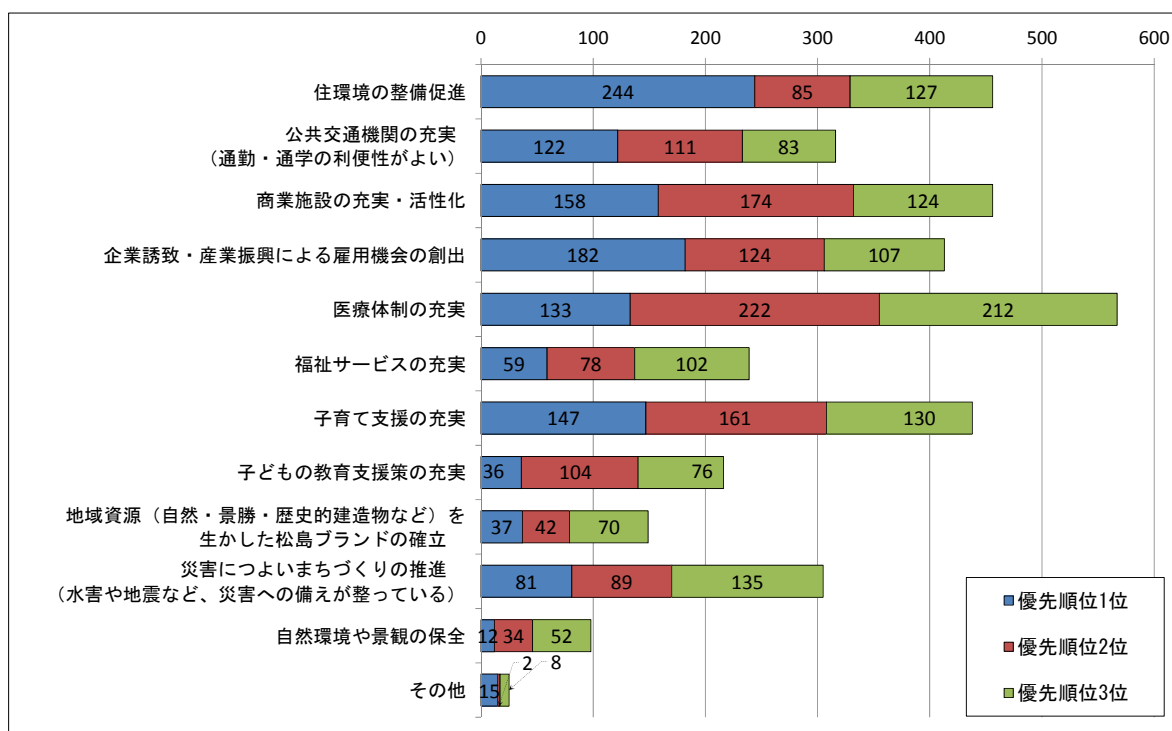
(2) 定住意向

今後の居住意向について住民意見を聞いたところ、「住み続けたい」、「どちらかといえば住み続けたい」の合計値が74%と高く、住み続けたいと感じている人が多くなっている。



(3) 若年層の移住・定住対策

若年層の移住・定住対策については、「医療体制の充実」が567人と最も多く、次いで「住環境の整備促進」と「商業施設の充実・活性化」が456人と多くなっている。また、優先順位の高いもの(1位)で見ると、「住環境の整備促進」が244人と最も多くなっており、若年層の移住・定住対策として、住環境を重視する意見が多くなっている。



3-4 まちづくりの主要課題の整理

我が国を取り巻く社会・経済状況や松島町の現状、住民意向等を踏まえ、松島町におけるまちづくりの主要課題を以下に整理する。

課題①：定住促進、住環境に関する課題

- 松島町の人口減少、少子高齢化に適切に対応するため、子育て世代を中心とした若者の定住促進に努め、転出の抑制と転入の増加により、人口の社会減に歯止めをかけていく必要がある。
- 定住促進に資する魅力ある住宅地を創出するため、交通の利便性や良好な自然環境など松島町の特性を生かした良好な住環境を確保することが必要であり、市街化区域内の低未利用地の有効活用を図るとともに、市街化調整区域においても、既存集落の維持・保全を図るため、駅前への利便性を生かしつつ良好な自然環境と調和したゆとりある居住空間づくりなどを推進する必要がある。
- 若者の定住促進や多世帯での居住など幅広い住宅ニーズに対応した住宅確保の支援策を推進するとともに、子育て・教育支援策や医療を含めた福祉施策等との連携など、全庁的な取り組みを推進していく必要がある。

課題②：活力あるまちづくりに向けた都市基盤整備と産業振興に関する課題

- 安定した雇用の創出による定住促進を図るため、特別名勝松島の指定区域外となる市街化調整区域においても、松島町の地理的優位性及び恵まれた交通条件を生かした新たな製造業、流通業、研究施設等の産業拠点の形成や、商業振興に資する沿道土地利用の適正化など、都市基盤整備に向けた土地利用のあり方を検討していく必要がある。
- 国・県等と連携を図りながら、国道45号の渋滞解消に向けた初原バイパスの整備の促進に努め、総合的な道路ネットワークを形成するとともに、根廻磯崎線をはじめ都市計画道路の計画的整備と見直しを行う必要がある。また、観光客等が安心して歩いて楽しめる歩行者空間の整備、駐車場対策等を推進していく必要がある。
- 町財政の縮小が懸念される中において、都市基盤の重要な要素となる公共公益施設の総合的かつ戦略的な維持管理に努め、効果的・効率的な施設の経営管理を行っていく必要がある。

課題③：豊かな自然環境や歴史的風土の保全に関する課題

- 国の特別名勝や県立自然公園、由緒ある文化財や史跡等の自然・景勝や歴史的建造物等の町の財産を今後も引き続き保全・継承する取り組みを推進するとともに、水質の保全や松食い虫の被害等への対策を推進していく必要がある。
- 日本三景の松島らしい景観を保全・継承するために、住民のまちづくり活動等によりその地域ならではの生活スタイルを確立し、住民協働による景観形成に向けた体制・取り組みの強化を図る必要がある。

課題④：防災に関する課題

- 関係機関等と連携のもと、防災拠点や避難路等の早期整備、適切な維持管理に努めるとともに、復興に向けた取り組みを迅速に推進していく必要がある。また、ライフライン等の機能確保や住宅等の建築物の耐震化を図り、災害に強い都市づくりを推進していく必要がある。
- 近年増発する自然災害等に適切に対応するため、松島町を訪れる観光客等の避難を含め、地域が一体となり自助・共助・公助による防災体制を確立する必要がある、防災情報の周知や自主防災組織の育成・支援、防災訓練、防災教育を継続・推進していく必要がある。

課題⑤：地域コミュニティに関する課題

- 地域コミュニティを維持するため、既存集落の良好な居住環境を保全・創出するとともに、高齢化の進行や定住促進に対応するための公共交通のあり方等について検討していく必要がある。
- 地域の防災活動や各種イベント等を通じて、地域のコミュニティ活動の担い手を育成するとともに、まちづくり活動への住民参加体制の充実・強化に努める必要がある。

第4章 都市づくりの目標

第4章 都市づくりの目標

松島町が目指すべき都市づくりの目標、将来都市構造を以下に示す。

4-1 都市づくりの目標

4-1-1 都市づくりの将来像

松島町では、平成28年3月に松島町長期総合計画を策定しており、計画の基本理念を「歴史・文化の継承と創造」としている。

この理念は、平成13年3月に策定された松島町長期総合計画の将来像を継承したものとなっており、日本三景の豊かな自然を背景として先人たちが築き上げてきた「歴史・文化」は、松島町の最大の特徴・魅力であり、国際観光都市としての根幹を成すものであり、松島町の豊かな自然・景勝や歴史的建造物、伝統的な文化など、松島ならではの「歴史・文化」を次世代に継承していくとともに、産業や地域づくりの一翼を担う人材の育成に努め、松島らしい新たな「歴史・文化」を創造していく必要があるとしている。

そのため、本計画においても、その趣旨を踏襲するとともに、松島町の特性や課題等を踏まえ、都市づくりの将来像を次のように定める。

《都市づくりの将来像》

自然と歴史を継承し豊かな暮らしを支えあうまち・松島

～ もっと松島 ずっと松島 ～

《将来像を構成するキーワード》

自然と歴史を継承し・・・

松島は、美しい自然に恵まれており、豊かな自然を背景として先人たちが築き上げてきた歴史・文化は、松島町の最大の特徴・魅力であることから、自然と歴史を大切に次世代に継承し、松島を訪れた方が住んでみたいと思い、住民が住み続けたいと思えるまちを目指す。

豊かな暮らしを支えあう・・・

松島は、交通の利便性が高く、豊かな自然の恵みのもとで多様な産業が発展しているが、既に人口減少・少子高齢化に直面していることから、持続可能な発展を継続していくため、定住を促進するための住環境の充実やコミュニティの維持・強化、活力ある都市づくりに向けた新たな産業の誘導に努め、住民・事業者・行政の協働のもとで良質な暮らしを実現するまちを目指す。

《サブテーマ設定の考え方》

～ もっと松島 ずっと松島 ～

「もっと」松島の自然や歴史・文化、コミュニティを含めた地域の魅力を知り、大切にしたいと質を高めていくことにより、「ずっと」松島に住み続けたい、松島の魅力とともに暮らしていきたいと思えるまちづくりを目指す。

4-1-2 都市づくりの目標

都市の将来像を実現するために、都市づくりの目標を次のとおりとする。

目標 1：定住・暮らしを支える豊かな住まいの充実した都市づくり

都市部・農村部・山間部の地域の特性を生かした、人と自然が共生する土地利用に努めるとともに、交通利便性や仙台市に近接するという立地特性を生かした若者の定住促進の受け皿となる新たな住宅地の整備を図ることで、松島を訪れた人々が住んでみたいと思える、また住民が「住み続けたい」と思えるような子育て環境や高齢者が安心して生活できる住環境の充実した都市の形成を目指す。

目標 2：都市基盤・地域産業の充実した活力ある都市づくり

三陸縦貫自動車道、国道45号、JR東北本線、JR仙石線等の充実した都市基盤及び豊かな恵みをもたらす松島湾や農業地域等を活用し、観光を軸に、新たな産業の誘導や地域産業の創出を図り、活力ある都市づくりを目指す。

目標 3：日本三景松島の観光・交流と歴史・文化を継承する美しい都市づくり

歴史的・国際的に知られた松島湾の景勝と湾を取り囲む美しく豊かな自然を“海の松島”として、また内陸の豊かな山林や里地^{※1}の自然を“陸の松島”として保全するとともに、内外の人々が集い、交流する文化の香り高い、美しい都市づくりを目指す。

目標 4：災害に強い安全・安心な都市づくり

東日本大震災からの早期復旧・復興に取り組むとともに、これら災害の教訓を生かし、地震、津波、水害などの自然災害に対する防災対策及び減災対策等を進め、住民や観光客が安全安心に暮らせる都市を目指す。

目標 5：地域コミュニティや協働の精神がもたらす親和の都市づくり

松島町が目指す都市の将来像を住民、事業者、行政等が共有し、各々の適正な役割分担のもとで都市づくりに努め、少子高齢化や人口減少、社会的な連携の弱体化等によりコミュニティが希薄にならないよう、松島を訪れる人を含め、松島で働く人・松島に住む人など、人と人の「心かよう」温かいまちづくりを目指す。

※1 里地：里山とその周辺にある農地や集落などを含めた地域のこと。

第4章 都市づくりの目標

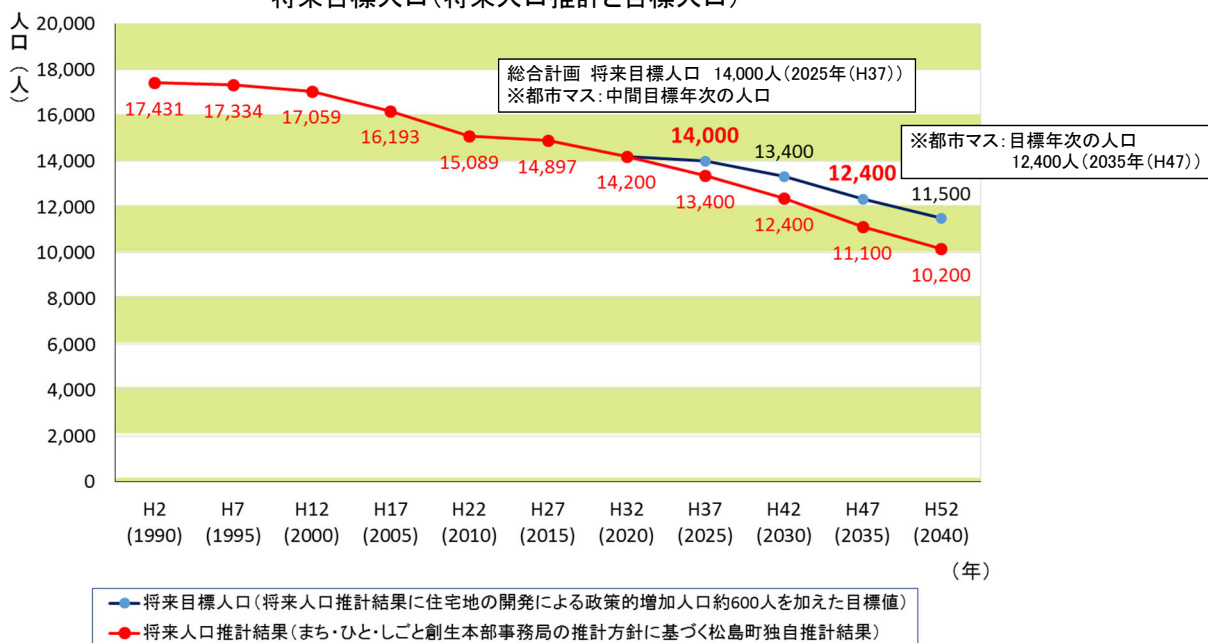
4-1-3 将来人口

松島町長期総合計画では、定住促進に向けた住宅地開発や子育て環境の整備等の取り組み推進により人口減少を抑制することとしており、目標年次である2025年(平成37年)の将来目標人口を14,000人と設定している。また、同計画では、2035年(平成47年)の将来目標人口を12,400人と想定していることから、本計画においても同計画の想定人口と整合を図る。

目標年次と人口フレーム

	年次	想定人口
基準年次	2015年(平成27年)	14,897人
中間目標年次	2025年(平成37年)	14,000人
目標年次	2035年(平成47年)	12,400人

将来目標人口(将来人口推計と目標人口)



※資料: 松島町長期総合計画

4-2 将来都市構造

4-2-1 基本的考え方

前項の都市づくりの目標を踏まえ、松島町の将来都市構造の形成に関する基本的な考え方は、次に示すとおりとする。

① 豊かな自然と共生する都市構造の実現

日本三景として知られる特別名勝松島を基本に、国際観光都市松島としての魅力を保全・継承し、豊かな自然環境と融合した都市構造の形成を図る。

② 少子高齢化・定住促進等に対応した暮らしを豊かにさせる都市構造の実現

仙台市に近接する特性を生かし、新たな定住環境の整備・充実による若者世代の定住促進を図るとともに、今後、更に進行する少子高齢化に対応した生活拠点の充実や移動しやすいネットワークの構築等、日常生活の豊かさを実感できる都市構造の実現を図る。

③ 広域交通基盤の活用による新たな活力を創出する都市構造の実現

三陸縦貫自動車道、国道45号、JR東北本線、JR仙石線等の広域都市基盤の整備・充実を活用した観光交流拠点や新たな活力拠点の形成を図るとともに、これらを連携するネットワークの形成を図る。

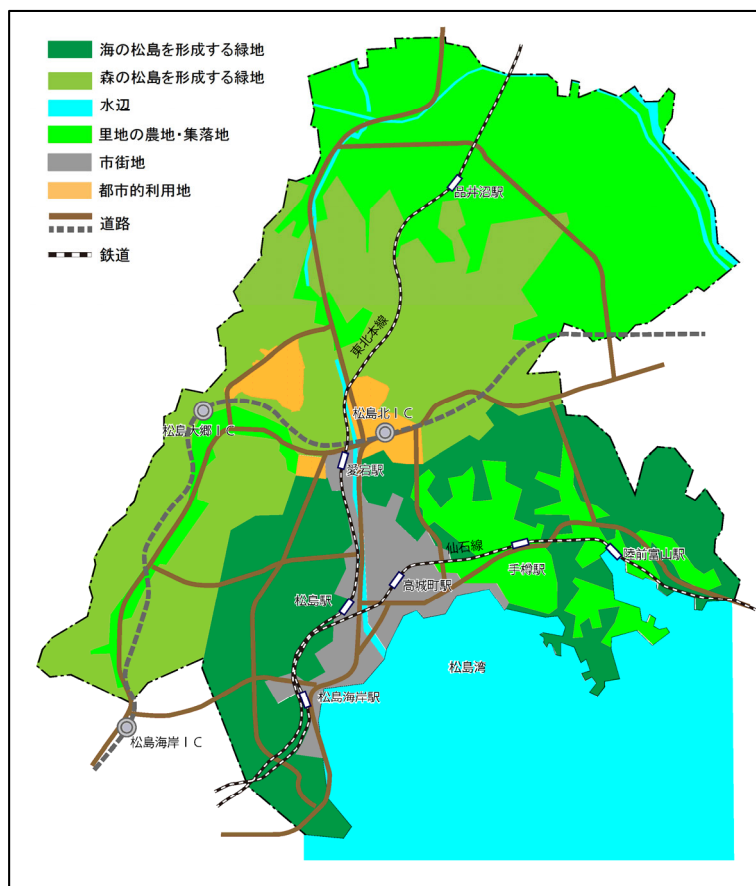
4-2-2 将来都市構造実現の考え方

(1) 豊かな自然と共生する都市構造の考え方

松島湾等に面した緑地は、一体となって日本三景松島を形成しており、特別名勝松島として、引き続き、自然環境の保全を図るものとする。

また、松島町の魅力は、これら海の松島だけではなく、内陸部の樹林地及び農地・集落地も豊かな自然地としての魅力を有していることから、海岸部だけでなく内陸部を含めた自然環境の保全とそれらと調和した都市的土地利用との共生を図る。

【自然と共生する都市構造実現に向けて考慮すべき自然的要素】



(2) 少子高齢化・定住促進等に対応した暮らしを豊かにさせる都市構造の考え方

① コンパクトな市街地の形成と機能の集約

松島町は、海岸部に比較的にコンパクトな市街地が形成されている。

この市街地については、高城町駅前や都市計画道路高城本町線沿道の中心商業拠点の整備充実を図るとともに、JR愛宕駅周辺に新たな交流拠点としての充実を図る。これら二つの拠点を連絡し、多様な都市機能が集積する国道45号を中心に、高城川沿川を含めた活気ある都市軸の形成を図る。松島町の市街地は、これら二核一軸の周辺に住宅市街地をコンパクトに配置した構造とする。

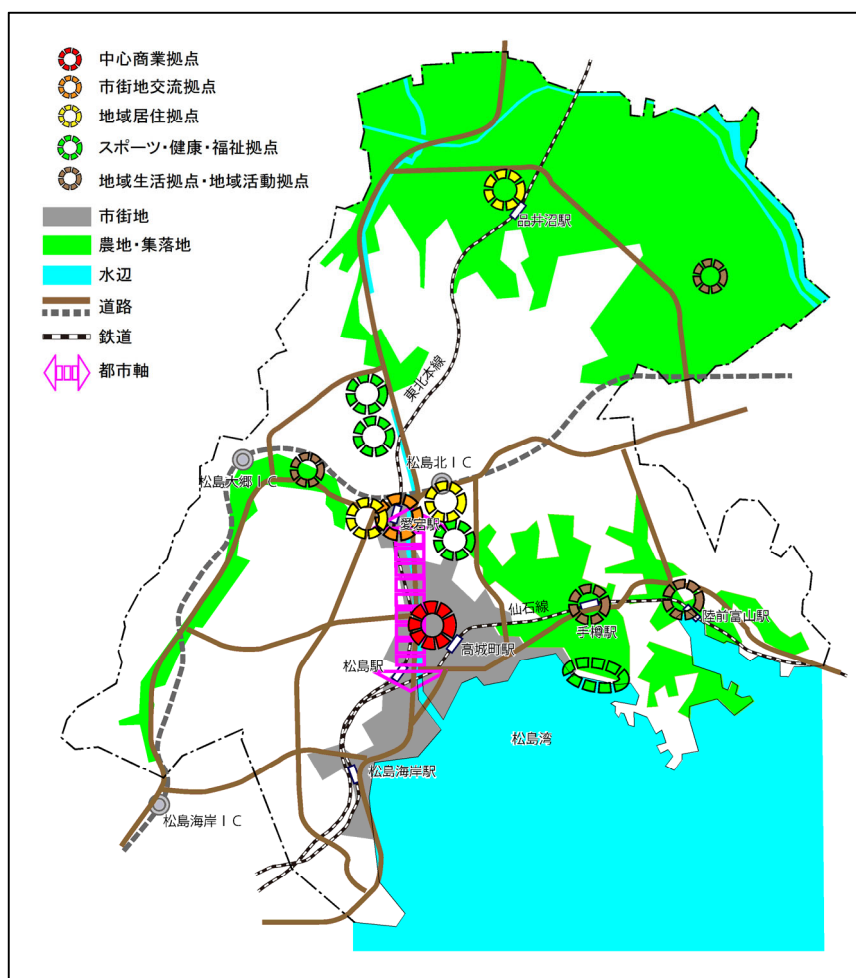
② 地域拠点等における少子高齢化・定住促進に対応する日常生活の利便性等の向上

松島町の集落地は、JR仙石線の手樽駅及び陸前富山駅周辺、JR東北本線の品井沼駅周辺等に分散して分布している。これら鉄道駅前地区での地域生活拠点、主要な集落地等での地域活動拠点のあり方について検討し、周辺地域住民の日常生活の利便性向上を図る。

③ 市街地や地域拠点等を連絡する日常生活ネットワークの形成

これらの市街地や地域生活拠点等を鉄道や生活幹線道路以上の機能を有する道路によりネットワーク化を図り、地域生活拠点等へのアクセス性の向上等に努めるものとする。

【暮らしを向上させる都市構造に反映するための要素】



(3) 広域交通基盤の活用による新たな活力を創出する都市構造の考え方

① 国内外の観光客が集う観光交流拠点を結ぶネットワークの形成

広域交通基盤の充実やインターネット等による国内外への情報発信等による観光客のさらなる増加を目指すとともに、従来の観光拠点の整備・充実、新たな観光交流拠点の形成及びそれらのネットワーク化を図る。

市街化区域内の松島海岸周辺市街地において観光商業拠点の形成を図るとともに、町内各所に分布する特色のある自然資源や眺望点、歴史的資源等を活用するため、バス路線の充実や景観を生かした歩行者の周遊性の向上等による選択性のあるネットワーク化を図る。

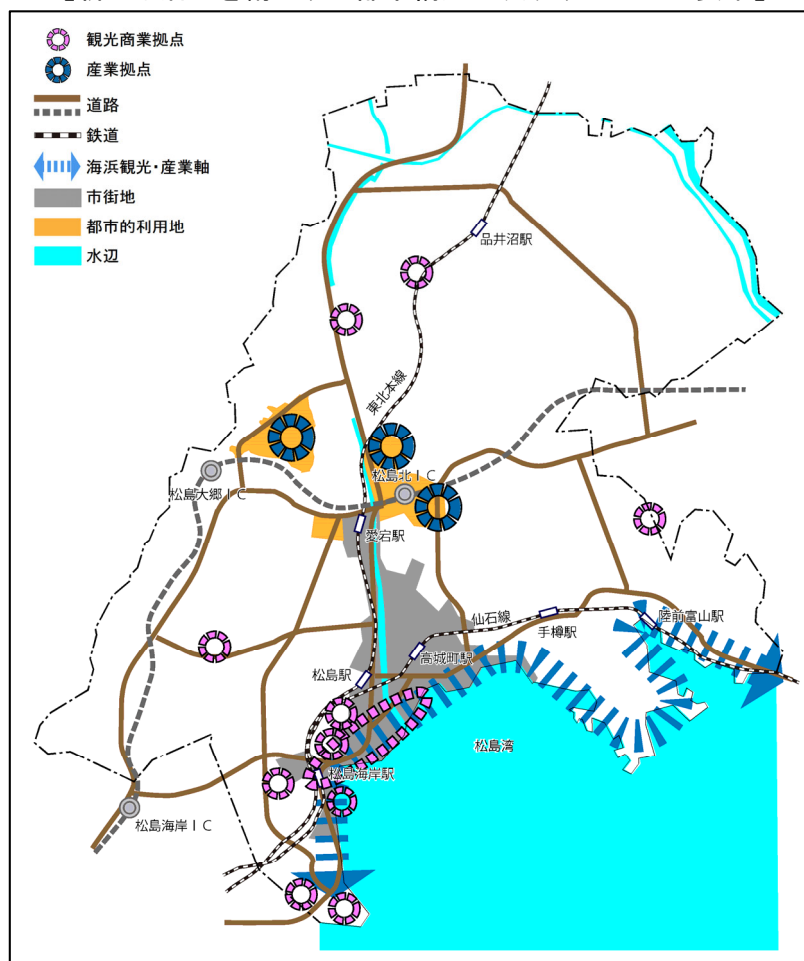
② 広域都市基盤の整備・充実を活用した新たな活力拠点の整備・誘導

三陸縦貫自動車道や国道45号等の整備・充実による時間距離の短縮や物流量の拡大等がもたらす仙台都市圏と三陸沿岸地域との広域連携を活用した新たな産業拠点の誘導・形成を目指す。

③ 自然環境に調和した観光交流・産業拠点の分散配置

内陸部の山林等への新たな産業の誘致や海浜・内陸部での新たな観光資源の活用を図る際には、周辺の自然環境を大きく改変することのないよう、大規模に集中させず分散的な配置に留意するものとする。

【新たな活力を創出する都市構造に反映するための要素】



第4章 都市づくりの目標

4-2-3 将来都市構造

将来都市構造実現の考え方を踏まえ、松島町の将来都市構造は、次のゾーン、拠点、軸により構成する。

(1) ゾーン

松島町の土地利用の構造は、次の三つのゾーンで構成する。

① 市街地ゾーン

市街地ゾーンは、特別名勝松島の区域内に位置する観光商業及び中心商業の拠点と住宅地からなる現市街化区域で形成される範囲と、現市街化区域の中心商業拠点に隣接する明神地区及びJR愛宕駅周辺地区の範囲とする。

② 特別名勝松島ゾーン

特別名勝松島ゾーンは、主に、特別名勝松島及び県立自然公園に該当する松島湾、緑地、農地・集落地等で構成される次の範囲とする。

・松島湾保全地

風光明媚な松島湾全域の海岸、島々、海を松島湾保全地として保全を図る。

・景観保全緑地

市街地西部の松島湾に面する山地部の緑地一帯及び市街地東部の谷筋が入り組んだ丘陵地樹林地を景観保全緑地とし、松島湾の景観を構成する重要な自然緑地としての保全を図る。

・景観保全農地・集落地

市街地東部の平坦地に広がる農地及び集落地を景観保全農地・集落地とし、特別名勝松島の景観を損なうことのないよう景観保全緑地と一体となって里地里山の原風景の保全を図る。

③ 緑・農・都共生ゾーン

緑・農・都共生ゾーンは、特別名勝松島ゾーンの北及び西部に位置する三つの土地利用で構成するものとする。

・都市的利用地

特別名勝松島保全ゾーン北側に隣接する緑地内に、新たな交流及び産業等の施設を都市的利用地として拠点的に配置し、自然豊かな緑と都市施設が共生する地区の形成を図る。

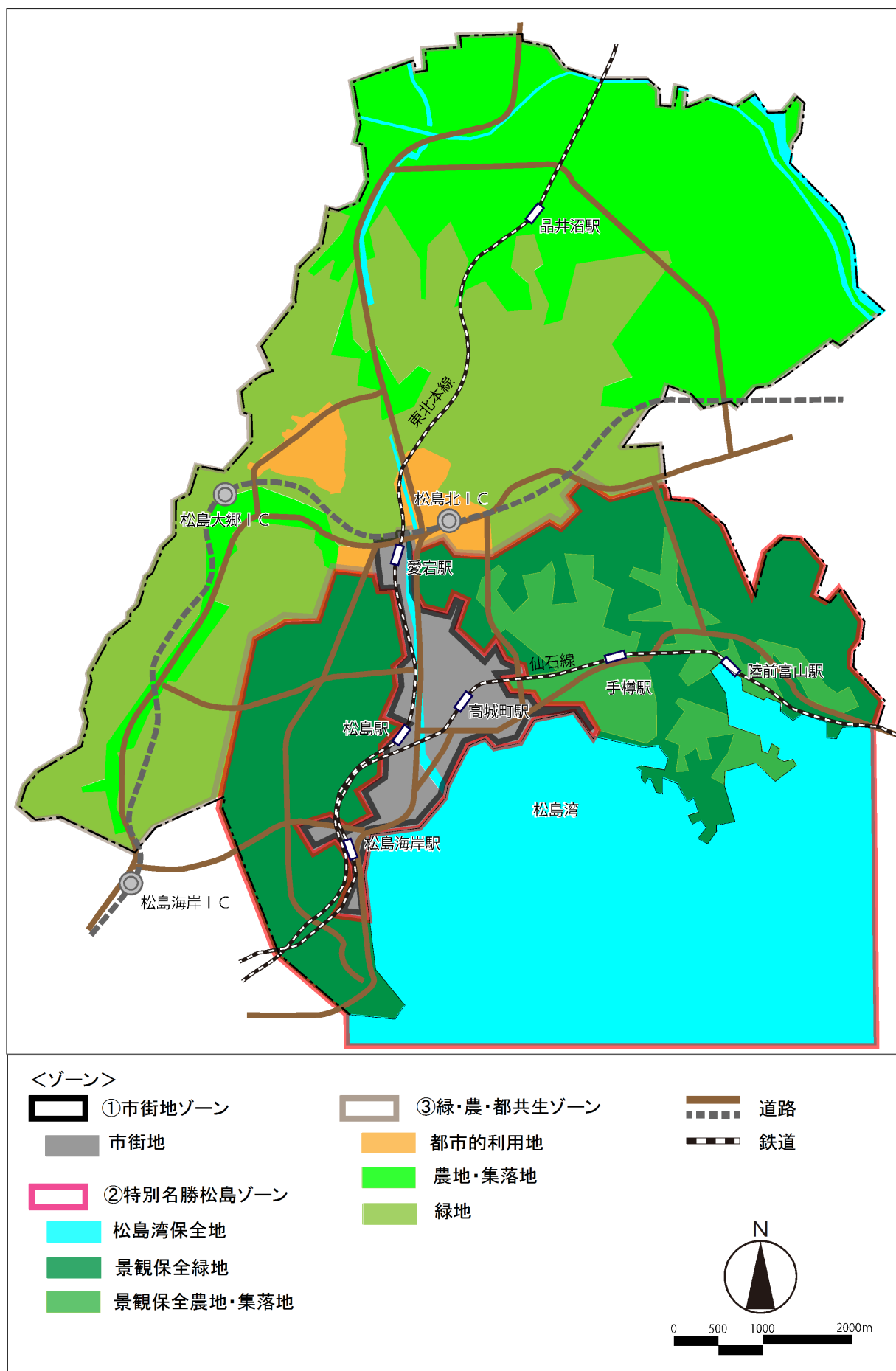
・農地・集落地

主要地方道仙台松島線沿道の農地及び集落地と、町北部の吉田川及び鳴瀬川沿川の農地及び集落地等を農地・集落地に位置づけ、その保全を図る。

・緑地

特別名勝松島ゾーンの北及び西部に位置する丘陵地から、都市的利用地、農地・集落地を除いた地域を緑地に位置づけ、その保全を図る。

【都市ゾーン図】



(2) 拠点

人々が働き、集い、憩い、交流する等、様々な都市活動や都市的サービスを楽しむ7拠点を配置し、松島町の活力・交流・コミュニティの振興を図る。

① 観光商業拠点

JR松島海岸駅、松島海岸周辺市街地、瑞巖寺等の歴史的建造物及びその他町内に点在する歴史・観光資源等は、国際観光都市松島の観光拠点として、優れた景観や歴史・文化を体感できるまち並みや歴史的遺産として保全を図るとともに、国内外の人々が訪れ、交流し、滞在する拠点として保全・整備を図る。

② 中心商業拠点

高城町駅前や都市計画道路高城本町線沿道には、既存の商店や生活サービス施設等が集積していることから、その機能の充実を図り、中心商業拠点として活性化を図る。

③ 市街地交流拠点

JR愛宕駅を中心とする一帯は、新たな住宅市街地や周辺の産業拠点の形成に対応して、松島町北部市街地及び緑・農・都市共生ゾーンの新たな交流拠点として、商業、行政、コミュニティ等の機能の充実・整備を図る。

④ 地域居住拠点

JR愛宕駅周辺には、仙塩広域都市圏や現市街化区域内からの転入者等の住宅需要に対応することを目的に、既存集落の住環境の維持・保全を図りつつ、居住拠点の形成に努め、津波等の災害の心配のない、便利で快適な居住環境の提供を検討する。

また、JR東北本線品井沼駅前を北部地域の人々の生活の中心となる居住拠点に位置づけ、既存集落の維持と地域住民の日常生活の利便性向上を図る。

⑤ 産業拠点

都市的利用地周辺には、三陸縦貫自動車道松島北ICと同松島大郷IC及び国道45号と同346号という広域交通が整備されており、これらの交通利便性を生かした新たな内陸型工業等の産業誘致を図り、周辺の緑との調和に配慮しつつ新たな産業拠点の形成に努める。

⑥ スポーツ・健康・福祉拠点

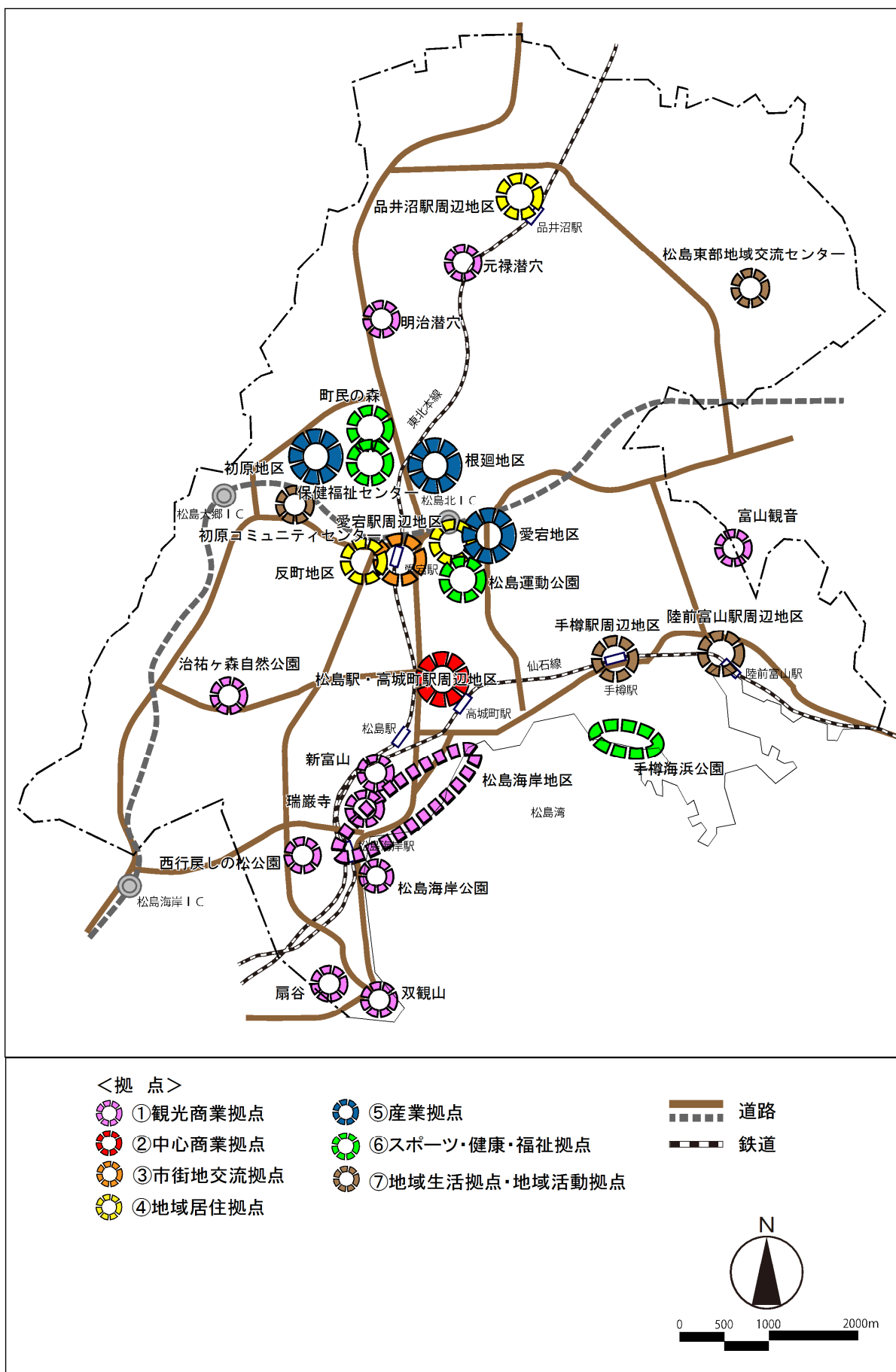
市街地北部の既存市街地や地域居住拠点等に近接する多目的運動広場、野球場、テニスコート、ゴルフ場、温水プール等を有する松島運動公園を、松島町のスポーツレクリエーション拠点として位置づけ、適切な維持・管理に努める。

また、住民の健康・保健・福祉の維持・増進を図るための拠点として、保健福祉センター、町民の森、野外活動センター、老人保健施設が立地する一帯を位置づけ、その適切な維持・管理に努める。

⑦ 地域生活拠点・地域活動拠点

JR仙石線手樽駅前、同陸前富山駅前を地域生活拠点に位置づけるとともに、初原地区や北小泉地区の中心集落地を地域活動拠点として、地域生活拠点を補完する拠点として位置づける。

【都市拠点図】



(3) 軸

地域や拠点を相互に連絡するとともに、ゾーンの骨格を形成する四つの軸を配置し、その充実と保全を図る。

① 交通軸

・ 広域交通軸

三陸縦貫自動車道、国道45号、国道346号及び主要地方道仙台松島線は、松島町の南北を縦断し、中心市街地と周辺地域を連絡するとともに、仙台市及び気仙沼市等を連絡する広域の重要な広域交通軸として位置づける。

・ 地域回遊軸

広域交通軸と一体となり、町内各所の地域や拠点、観光資源等を回遊することのできる地域回遊軸を設定し、住民の日常生活の利便性を高める交通軸として位置づける。

② 都市軸

海岸部の観光商業拠点と内陸部の新たな交流拠点とを連絡する国道45号を都市軸として位置づけ、二つの核を連絡するとともに、松島町の中心市街地に近接する高城川沿川を含めた活気あるシンボリックな都市軸の形成を図る。

③ 海浜観光・産業軸

松島湾を望む海岸線一帯は、日本三景松島の景観形成上の重要な要素であるとともに、訪れる人々が集い、憩い、交流する場として過ごすレクリエーション空間でもある。そのため、海岸線全体を海浜観光・産業軸として位置づけ、景観や自然の保全を図るとともに、親水施設や公園・緑地等の充実に努める。

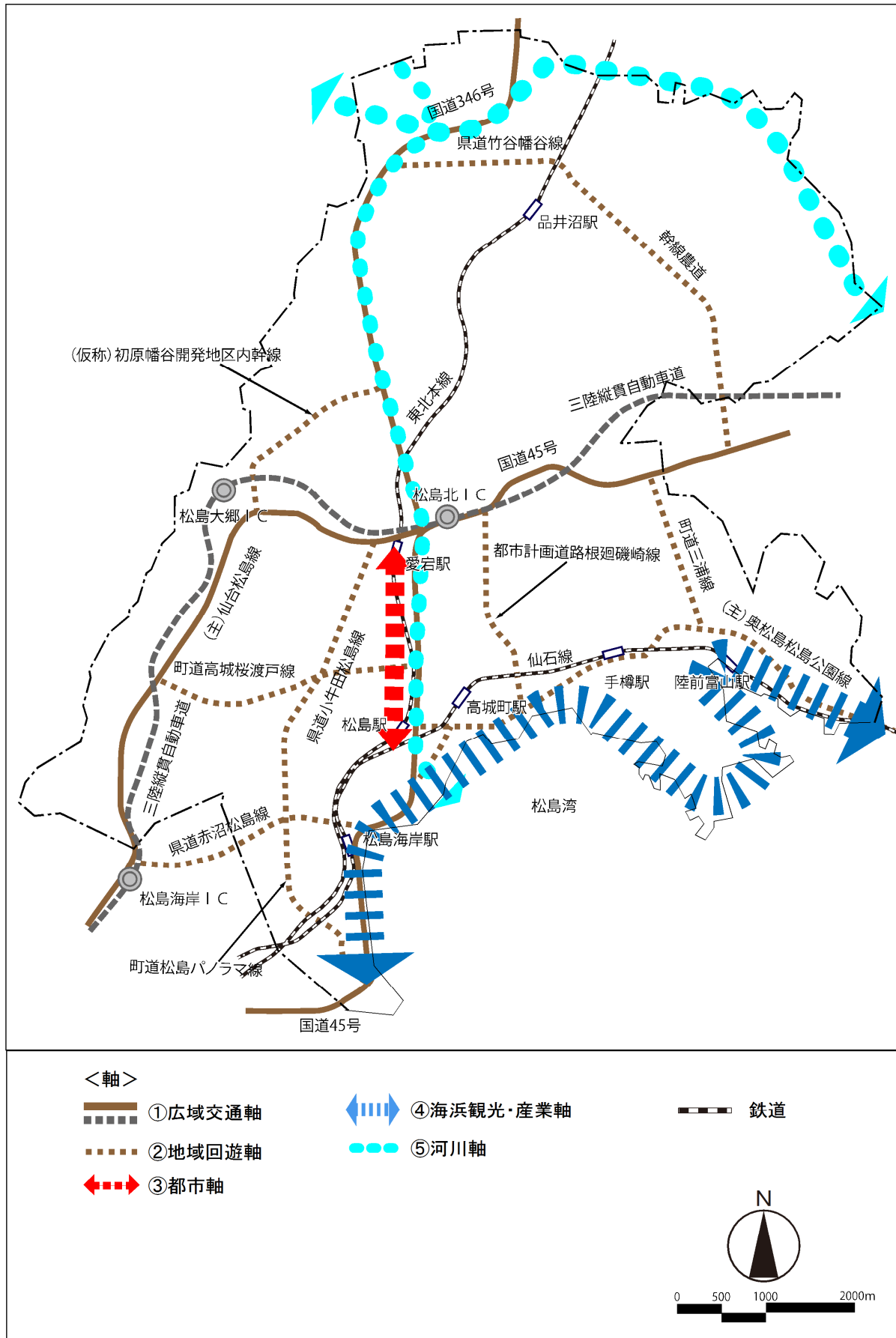
また、沿岸には漁港や漁業関連産業施設等が立地しており、東日本大震災の被害からの早期復興に努める。

④ 河川軸

高城川は、松島町のほぼ中心を南北に縦断する河川であり、都市軸に並行する河川軸として位置づける。この高城川の水質の保全を図るとともに、水と緑の潤いある河川軸の形成を図る。

また、松島町北部及び北東部を流れる吉田川及び鳴瀬川は、沿岸の農地と一体となった自然河川の軸としてその保全と水質の保全に努める。

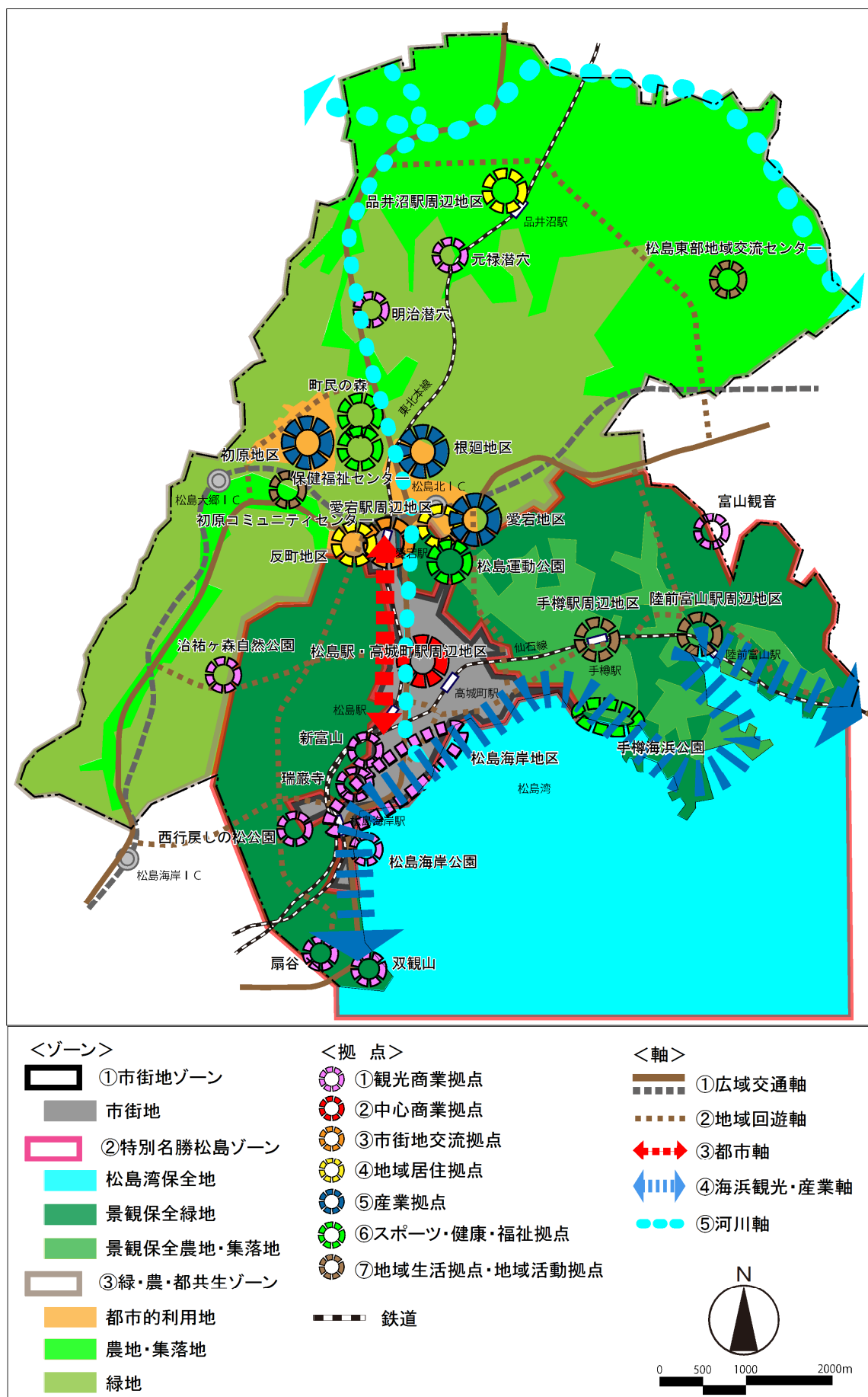
【都市軸図】



第4章 都市づくりの目標

将来都市構造の要素(ゾーン、拠点、軸)を踏まえ、将来都市構造図を以下のとおり設定する。

【都市構造図】



第5章 全体構想

第5章 全体構想

松島町における土地利用の方針、都市施設の方針、環境形成の方針、景観形成の方針及び都市防災の方針を以下に示す。

5-1 土地利用の方針

5-1-1 基本的考え方

① 特別名勝松島の自然と調和した都市的土地利用の形成

松島町は、古くから松島湾を中心とした自然景観の中に市街地が形成されている。そのため、松島町の市街地は、国際観光交流拠点でありながら、特別名勝松島の自然を損なうことのないように発展してきている。今後もその思想を継承し、コンパクトで、賑わいのある自然と調和した都市的土地利用の形成を図る。

② 地域資源を生かした既成市街地の保全・充実と新市街地の形成

既成市街地は、特別名勝松島の区域内に立地している。そのため、無秩序な市街地の拡大は抑制し、既存の地域資源を生かした国際観光交流都市の拠点機能の充実と住民の暮らしの場としての市街地環境の整備・改善を図るものとする。その際、近年増加しつつある空地及び空家の有効活用を図るため、情報提供や活用方策の検討を進める。また、老朽化の進みつつある公共施設については、長寿命化の検討等による適正な維持管理に努める。

一方、特別名勝松島の区域外となる既存市街地北部隣接地は、三陸縦貫自動車道松島大郷IC及び松島北ICの開通、4車線化に伴い、広域的な交通ポテンシャルが高まっている。そのため、こうした交通ポテンシャルを生かした工業等の新規産業の誘致に努め、新規産業従事者をはじめとする松島町への転入者及び既存市街地からの転居者等の居住地となる新たな市街地の形成を図る。

③ 内陸部での新たな土地利用の展開

内陸部の初原地域は、国道45号、国道346号、主要地方道仙台松島線が集中する交通の利便地域であり、三陸縦貫自動車道の4車線化によりさらに広域交通機能が充実してきている。

そのため、将来の活力拠点の形成を図る新規産業等の導入に向けて、周辺の自然環境に配慮しつつ、拠点的開発を展開する場とする。

④ 里地里山地域の保全・充実

市街地や産業拠点等の周辺地域には、平坦部に農地・集落地が、丘陵部に山林と山間の集落地が形成されている。

こうした現況を踏まえ、農地・集落地は、農業生産環境及び地域住民の生活環境の保全・充実を、山林と山間の集落地は、地域住民の生活環境の保全・充実と豊かな自然環境を有する地域の身近な緑地として保全を図る。また、雨水の洪水調整機能や水源涵養機能などの公益的機能の保全を図る。

5-1-2 土地利用の区分と方針

(1) 市街化区域における土地利用

市街化区域においては、周辺環境と調和した都市的土地利用を推進するとともに、既存の地域資源を生かした市街地の形成に努めるなど、計画的な土地利用の検討を行う。

① 観光商業地

瑞巖寺等の歴史的建造物や松島海岸市街地の周辺部は、特別名勝松島の特別保護地区に指定されており、優れた景観や歴史・文化を体感できるまち並みや歴史的遺産等が保全されている。また、国内外の人々が訪れ、宿泊する国際的な観光交流拠点となっている。

そのため、国際観光交流拠点としての機能を維持・増進しつつ、災害の発生時に避難できる機能を有した魅力ある観光商業地として、整備を図る。

② 中心商業地

高城町駅前や都市計画道路高城本町線沿道には、既存の商店や生活サービス施設等が集積していることから、それらを生かして周辺住宅市街地への都市的サービスを提供する様々な公共公益施設等の維持・充実に努め、中心商業拠点として活性化を図る。

③ 沿道商業地

都市軸の国道45号沿道は、沿道サービス、商業、流通等の施設がすでに集中立地しているとともに、JR松島駅から都市計画道路高城本町線に至る沿道には商業施設が立地している。

そのため、これらの集積を生かし、更なる沿道地域のサービス向上のための立地誘導を図る。

④ 住宅地

観光商業地及び中心商業地の周辺部、都市軸の国道45号沿道の周辺部は、特別名勝松島の第3種保護地区に指定されているとともに、住宅地が形成されている。

そのため、第3種保護地区としての制約はあるものの、住宅地として、居住環境の維持・向上を図るとともに、近年増加しつつある空地及び空家の有効活用に向けた情報提供や住み替え促進等の活用方策の検討を進める。

また、都市軸の国道45号と都市計画道路根廻磯崎線との間に位置する磯崎地区等に形成された住宅地は、広範囲にわたり土地区画整理事業が実施されたことなどにより、良好な居住環境を有した低層住宅地が形成されている。

そのため、これらの低層住宅地は、その良好な居住環境の維持・保全を図るとともに、近年増加しつつある空地及び空家の有効活用に向けた情報提供や住み替え促進等の活用方策の検討を進める。

一方、JR愛宕駅を中心とする一帯は、古くから公共施設や住宅が集積している状況を生かし、新たな居住者の受け入れ地や、新規産業拠点で働く人々の日常的な利便・サービス等の充実した新たな交流拠点として、商業、行政、コミュニティ等の施設・機能の充実・整備を図る。

(2) 市街化調整区域における土地利用

市街化調整区域においては、豊かな自然や農地等の生産基盤の保全を図るとともに、駅周辺や国道沿道など、交通利便性の高い地区では、既存集落の維持を念頭に、新たな市街地の形成を想定するなど、計画的な土地利用の検討を行う。

① 産業地

緑・農・都共生ゾーン内の初原地区は、現在山林となっているが、三陸縦貫自動車道の松島大郷IC及び松島北ICに近接し、三陸縦貫自動車道の4車線化に伴い広域的な交通ポテンシャルが高まっている。

そのため、このポテンシャルを生かし、松島町に新たな活力を生み出す新産業を誘導する拠点として位置づけ、企業誘致を図る。

② 工業地

愛宕地区及び初原地区内の国道45号と三陸縦貫自動車道に隣接する区域は、主に山林となっているが、三陸縦貫自動車道の4車線化に伴い広域的な交通ポテンシャルが高まっている。

そのため、この広域交通の利便性を生かした新たな工業拠点として位置づけ、関連企業等の誘致を図る。

③ 沿道商業地

国道45号沿道の明神地区は、市街化区域に隣接するまとまりのある空閑地となっている。同地区は、平成30年5月に策定された仙塩広域都市計画区域の整備、開発保全の方針において、工業地、商業・業務地として市街化区域に編入を予定する地区として位置づけられており、ここに、沿道型商業施設を誘導し、沿道サービスの向上と地域の商業サービスの利便性の向上のための沿道商業地の誘導を図る。

④ 住宅地

JR愛宕駅周辺では、既定市街化区域に隣接する市街化調整区域においても住宅地が形成されており、その外側の特別名勝松島に指定されていない地区は、山林となっている。このような現状と鉄道や国道45号に近接する交通利便性を踏まえ、既存住宅地と山林を、低層住宅地として維持・保全及び整備・誘導を図る。

また、JR品井沼駅周辺は、北部地域の生活拠点としての集落地となっている。そのため、鉄道利用の利便性を踏まえ、既存集落を維持するとともに、利便施設を計画的に誘導する。

特別名勝松島ゾーン及び緑・農・都共生ゾーン内の集落地は、農業生産の場として、また地域住民の居住の場として維持されてきており、今後もその環境の保全・整備を図る。また、既存の屋敷林や寺社林等の保全、積極的な敷地内緑化等により、緑地の保全と誘導に努める。

⑤ 公共公益施設地

根廻地区の松島北IC北側の国道346号沿いには、保健福祉センター、町民の森、野外活動センター、老人保健施設が集中的に立地している。そのため、その地区一帯を、スポーツ・健康・福祉拠点として、引き続き、その充実と適切な維持・管理に努める。

⑥ 地域生活拠点・地域活動拠点

JR手樽駅前、陸前富山駅前、地域の人々の日常生活の中心拠点となっている。こうした現状を踏まえ、駅前地域を地域生活支援拠点として位置づけ、買い物等の利便施設、情報交流施設等の各種公共公益施設の集積・誘導のあり方について検討を行う。また、初原地区や北小泉地区の中心集落地を地域活動拠点として、地域生活拠点を補完する拠点として位置づける。

⑦ 農地

特別名勝松島ゾーン及び緑・農・都共生ゾーン内の農地は優良な農用地として、また特別名勝松島の景観を構成する重要な自然地として維持・保全されてきている。そのため、引き続き農用地としてその維持・保全を図るとともに、未耕作地の耕作地化や荒廃農地の活用等に努める。

⑧ 環境保全緑地

特別名勝松島に指定されている松島湾の島しょ部や内陸の山地部においては、海岸及び島々の緑地、市街地西部の松島湾に面する山地部の緑地、農地・集落地内の緑地が保全されており、引き続き特別名勝松島及び県立自然公園の自然景観を構成する重要な緑地として、その維持・保全を図る。

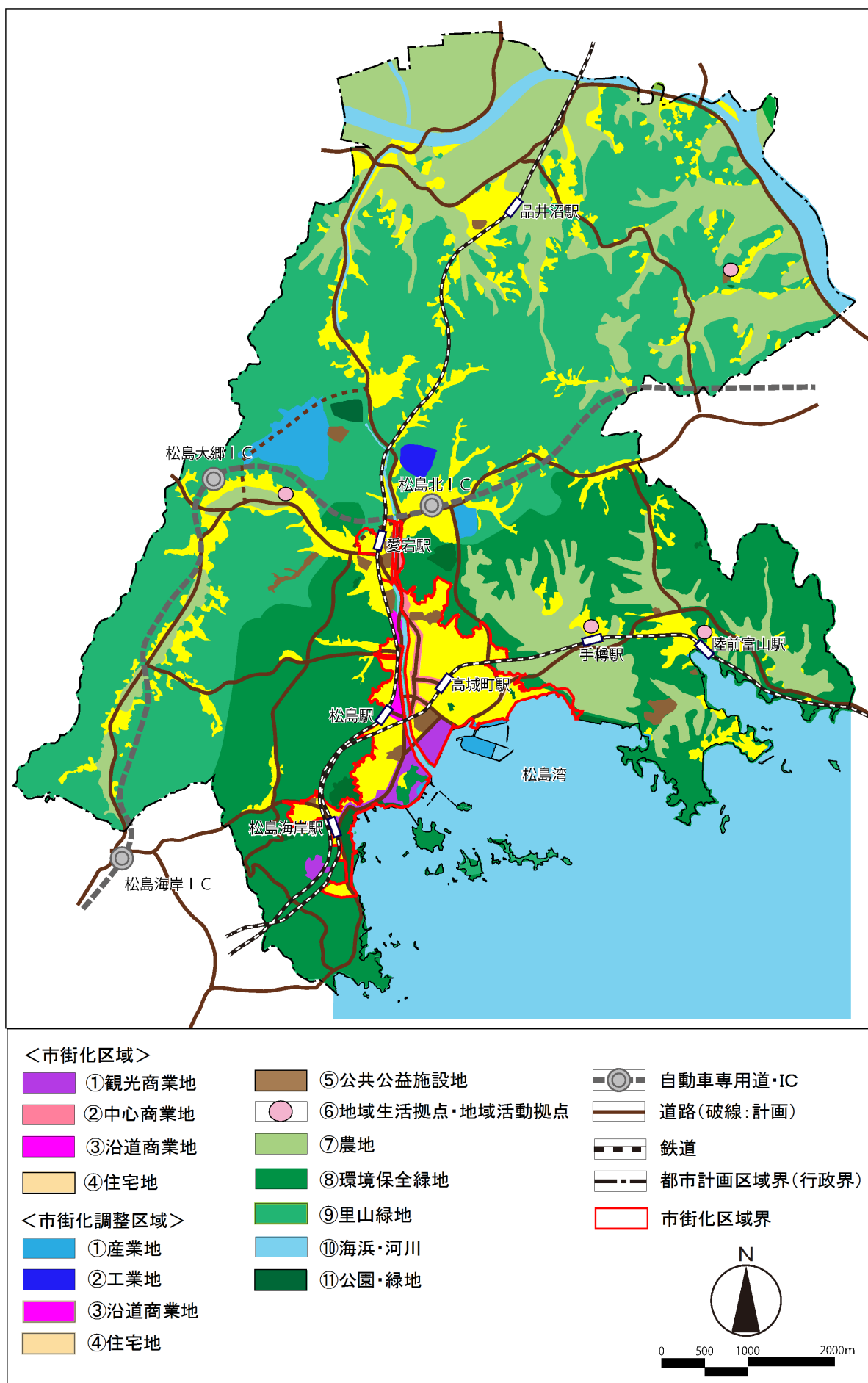
⑨ 里山緑地

特別名勝松島に指定されていない町北部の山地部は、地域の身近な里山の緑地として親しまれており、引き続きその維持・保全を図る。

⑩ 海浜・河川

松島湾の海浜及び島しょ景観は、日本三景松島の根幹をなす景観を形成している。また、高城川、吉田川及び鳴瀬川は、沿岸の農地等と一体となった良好な自然景観を形成している箇所が多いことから、引き続き、水と緑の保全及び水質環境の保全に努めるとともに、水辺に親しむ親水空間のあり方等について検討を進める。

【土地利用方針図】



5-2 都市施設の方針

5-2-1 交通施設の方針

(1) 基本的考え方

1) 道路の種類と機能

松島町の道路は、次の機能を有する道路により構成するものとする。

道路の種類	道路機能
自動車道専用道路とIC	●自動車専用の機能を有する道路 ⇒三陸縦貫自動車道と町内の松島北IC、松島大郷IC及び松島町に隣接する松島海岸ICが該当する
広域幹線道路	●東北地域及び仙台都市圏の広域交通を受け持つ機能を有する道路 ⇒三陸縦貫自動車道ICに直結する国道45号及び同346号、主要地方道仙台松島線が該当する
都市間幹線道路	●仙台都市圏内の主要な地域を連絡する機能を有するとともに、周辺市町村等との都市間交通を受け持つ機能を有する道路 ⇒主要地方道が該当する
地域幹線道路	●上記のICや道路及び町内の主要地点を連絡する機能を有する道路 ⇒県道及び主要な都市計画道路(幹線街路)や1級町道等が該当する
主要生活道路	●上記道路と主要な公共公益施設・鉄道駅・主要な集落等を連絡するとともに、バス路線、主要な通学路等の機能を有する道路 ⇒上記以外の1・2級町道等が該当する
区画道路等	●上記道路と宅地を連絡する機能を有する道路 ⇒歩行者道路、遊歩道等が該当する

2) 道路網構成の考え方

以上の道路のうち幹線道路による道路網構成の考え方は、次のとおりとする。

① 広域幹線道路と広域交通拠点の形成

- ・三陸縦貫自動車道や国道45号、同346号、主要地方道仙台松島線は、松島町の骨格を形成する南北軸・東西軸の道路であるため、その整備・充実を促進する。
- ・広域幹線道路の国道45号と同346号の交差部付近は、三陸縦貫自動車道松島北ICが開設しており、また、JR東北本線愛宕駅があることから、広域交通の拠点として交通結節点機能の機能維持に努める。

② 市街地の渋滞緩和を図るバイパス道路の整備

- ・国道45号は、松島町の中心部を通過し、観光、物流、生活などのあらゆる交通が流入していることから、交通渋滞の発生が日常化している。そのため、市街地の西側の初原バイパスの整備を促進するとともに、東側の都市計画道路根廻磯崎線の早期整備を図り、渋滞解消に努める。

③ 町内ネットワークの配置

- ・市街地の周辺には、特別名勝松島の眺望点(扇谷、双観山等)や自然資源(治祐ヶ森自然公園等)、公園(西行戻しの松公園、手樽海浜公園、松島運動公園等)等が分布している。松島観光の魅力を高めるため、これらの地域資源を回遊できるネットワークを、県道小牛田松島線、町道松島パノラマ線、国道45号及び主要地方道奥松島・松島公園線の一部により形成する。
- ・松島沿岸の海の松島の観光だけでなく、内陸部の松島の歴史や自然資源等を回遊する森の松島の観光ルートの充実に向けて、国道45号、同346号の一部及び主要地方道奥松島・松島公園線、同仙台松島線の一部、県道赤沼松島線、同竹谷幡谷線、(仮称)初原幡谷開発地区内道路、幹線農道、町道三浦線等を既存道路の補助的なネットワークに位置づけ、その機能維持に努める。

④ 周辺市町村との連携強化

- ・広域幹線道路を軸に、隣接する諸都市を相互に連絡する都市間幹線道路を、東松島市、美里町、大崎市、大郷町、塩竈市、多賀城市等の各方面と連絡する都市間幹線道路として位置づける。

3) 公共交通の考え方

① 鉄道

松島町は、JR東北本線の3駅と、JR仙石線の4駅を有しており、そのうちJR東北本線の松島駅とJR仙石線の松島海岸駅が松島町の玄関口となっている。

そのため、松島駅と松島海岸駅については、今後も町や観光の玄関口として機能の充実を図るとともに、他の駅も公共交通の結節点として、その機能の充実を図る。

② バス

松島町では、現在、町営バス4路線が運行されており、北部の一部地域を除きおおむね町内全域をカバーしている。また、沿岸部の観光商業拠点、中心商業拠点、愛宕駅周辺の市街地交流拠点を連絡する都市軸及び北部の保健福祉センター間には、これら4路線が重複して運行されており、その間の運行本数が多く、利便性が確保されている。

そのため、今後も、都市軸での公共交通の利便性を維持するとともに、周辺地域においても、住民等の日常的な移動手段として、町営バスの適切な運行により、交通ネットワークの維持・充実に努める。

(2) 基本方針

1) 広域幹線道路

① 三陸縦貫自動車道、国道45号、国道346号、主要地方道仙台松島線

管理者である国及び県に、歩道、交差点、線形等の改良を要望するとともに、特に、国道45号の渋滞緩和のための初原バイパスの整備を促進する。

2) 都市間幹線道路

① 主要地方道奥松島松島公園線

松島町(国道45号から分岐)と東松島市を結ぶ都市間幹線道路であり、また、JR手樽駅前及び陸前富山駅前の地域生活拠点と市街地を連絡する道路として、機能維持に努める。

② 主要地方道鹿島台鳴瀬線

松島町の北西端を通過し、国道45号を経て松島町と美里町、大崎市等を連絡する都市間幹線道路として、機能維持に努める。

③ 主要地方道大和松島線

松島町内で、主要地方道仙台松島線から分岐し、大郷町等を連絡する都市間幹線道路として、機能維持に努める。

3) 地域幹線道路

① 都市計画道路

松島町の骨格を形成する都市計画道路については、社会情勢の変化や東日本大震災の影響等により、その役割や必要性が変化していることから、都市計画道路網の見直しを行うとともに、未整備路線の整備の推進、整備済み路線の適切な維持管理に努める。

特に、都市計画道路根廻磯崎線は、主要地方道奥松島松島公園線と国道45号を市街地東部で連絡し、市街地東部のバイパス機能を果たすとともに、松島運動公園や愛宕地区の新たな工業拠点及び地域居住拠点にアクセスする道路として早期の整備推進を図る。

なお、これら都市計画道路の整備にあたっては、沿道建築物の耐震化を促進するとともに、災害時の避難路としての機能の確保に努める。

② 初原バイパス・県道小牛田松島線、町道高城桜渡戸線、県道赤沼松島線

国道45号の混雑緩和のため、初原バイパス・県道小牛田松島線の早期整備を促進する。また、それとあわせて、主要地方道仙台松島線及び三陸縦貫自動車道松島海岸ICに接続する町道高城桜渡戸線、県道赤沼松島線の機能維持に努める。

③ 県道大和幡谷線、県道竹谷幡谷線

県道竹谷幡谷線は、松島町北部で国道346号と主要地方道鹿島台鳴瀬線を連絡する道路として、また、県道大和幡谷線は、松島町北部地域と大郷町を連絡する機能を有する道路として、機能維持に努める。

④ 町道三浦線、幹線農道、（仮称）初原幡谷開発地区内幹線

町道三浦線及び幹線農道と初原地区の開発にあわせ整備される国道346号～主要地方道仙台松島線を連絡する道路は、町内の北部及び東部地域で、国道346号、国道45号、主要地方道奥松島松島公園線を連絡する道路として、機能維持に努める。

4) 主要生活道路・区画道路等

① 主要生活道路

主要生活道路については、狭あいな道路の解消や歩行者の安全な通行を確保する道路空間の整備を図る。

② ウォーキングトレイル等の観光・レクリエーション道路

市街地内には、松島海岸の景勝や海浜公園等の親水施設、瑞巖寺をはじめ歴史的な建物やまち並み、双観山や新富山等の眺望点等が多数分布している。そのため、これらを歩いて巡り、楽しめるウォーキングトレイル^{※1}の整備・充実を図る。

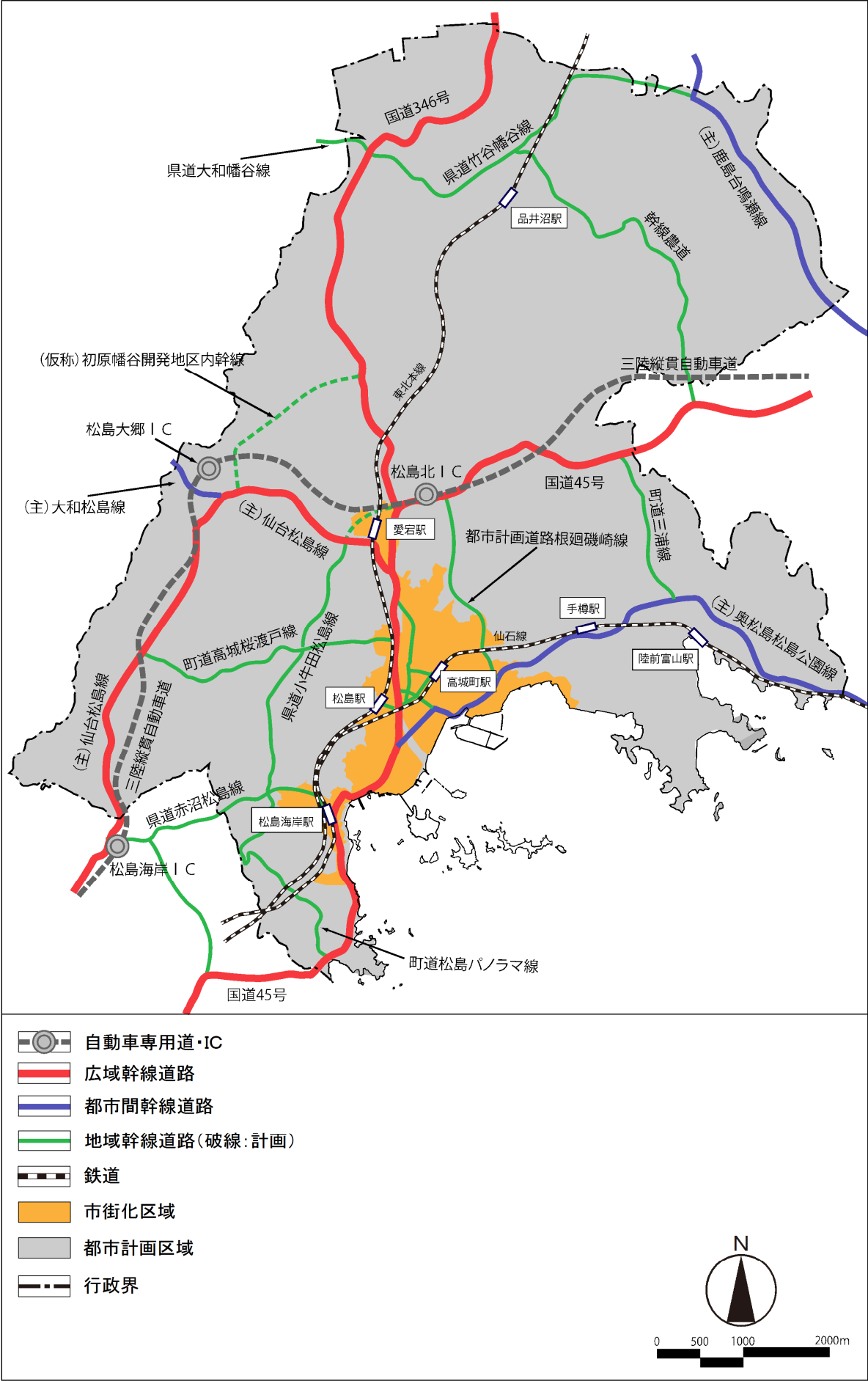
また、高城川の水質保全及び継続的な監視等に取り組むとともに、高城川と都市計画道路高城本町線が一体となった都市軸の形成のあり方等について検討を行う。なお、国道346号沿道は、桜並木等と高城川が一体となった良好な景観の保全に努める。

③ 駐車場等の整備

観光客が市街地内を歩いて楽しめるよう、駐車場の整備と安全な歩行空間の整備を図るとともに、観光客の利便性向上、渋滞解消に向けた駐車場案内板等の整備を促進する。

^{※1}ウォーキングトレイル：歩くことを通じた健康・福祉活動を支援するとともに、魅力ある地域づくりを行うために整備されたゆとりとうるおいを実感できる質の高い歩行者空間のこと。

【道路網図】



5) 公共交通

① 鉄道

町の玄関口である松島駅と松島海岸駅のバリアフリー化及び駅舎の改築等を促進する。

また、公共交通の結節点としての駅前広場の整備検討を行う。更に、仙石線と東北本線の接続線として整備された仙石東北ラインのダイヤ改正など、必要に応じてさらなる利便性の向上に向けた関係機関との協議を進める。

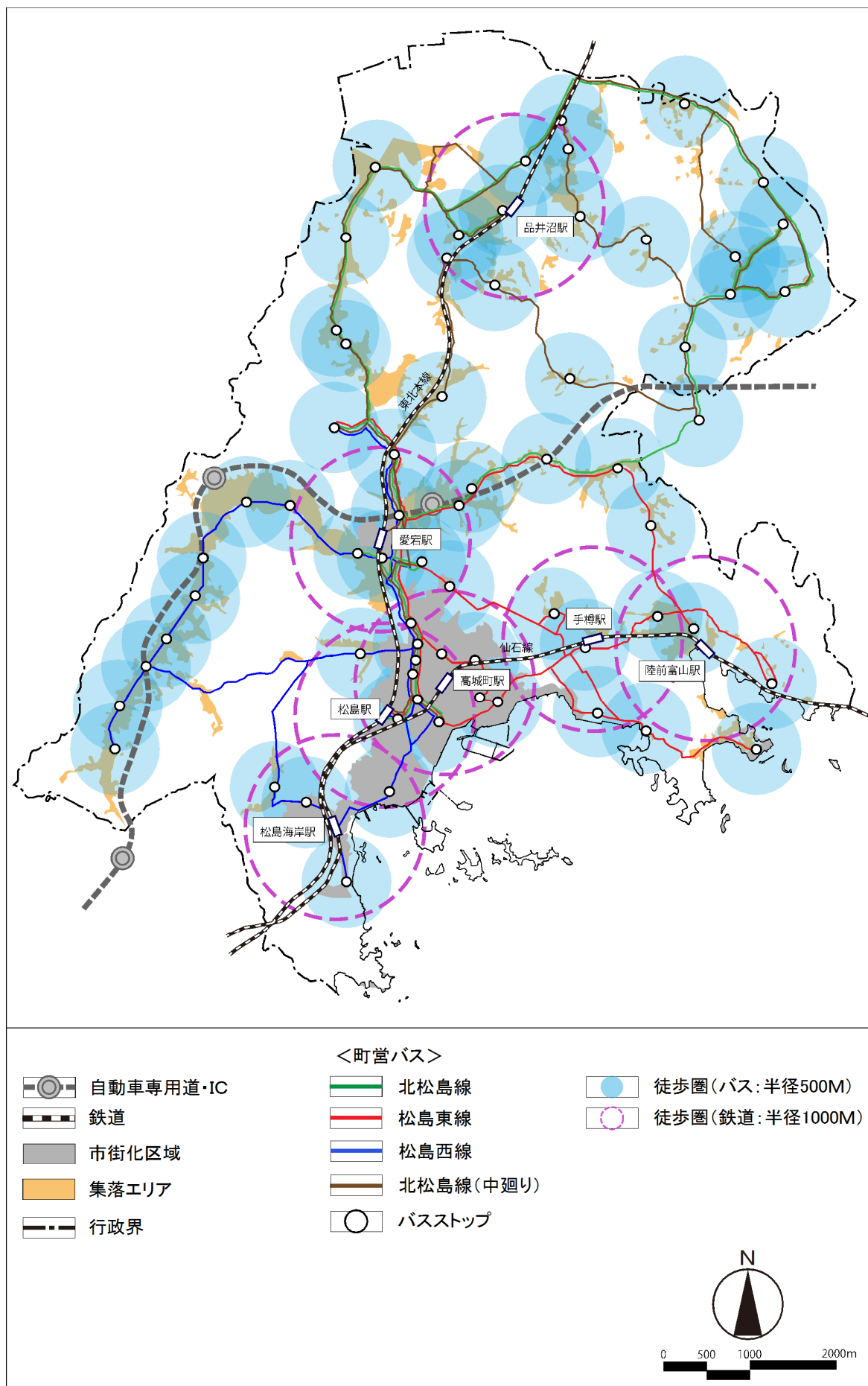
② バス

町営バスは、住民の日常的な移動手段として町内をおおむねカバーしているが、県道小牛田松島線沿道や根廻地区の山間、吉田川沿川に分散する集落地等では、一部でバス停留所から500mの圏域から外れている地区もみられる。また、北部や東部、西部地域では、1日4～5便の運行となっている。

そのため、このような地域では、松島町地域公共交通網形成計画と整合を図りながら、住民の利用状況に応じた運行本数やルートを検討するとともに、今後の高齢化の進行や定住促進の面から、住民にとって利用しやすい公共交通の導入についても検討する。

その他、国際観光都市松島として、観光客等の利用に配慮したわかりやすい案内表示板等の整備や運行ルートの検討に努める。

【鉄道・バス路線配置状況図】



5-2-2 公園緑地の方針

(1) 基本的考え方

松島町の公園緑地に関する基本的考え方は次のとおりとする。

① 松島湾及び海岸部の水と緑の保全・継承

松島湾は、大小260余島の島々と緑の松で構成される風光明媚な地であり、日本三景の一つとして古くから大切にされてきた。また、この松島湾に面する海岸部には、松島海岸公園や手樽海浜公園等の良好な水辺空間が整備されている。

そのため、これらの水と緑を保全・継承していくとともに、海岸部の公園緑地の親水化等による整備充実を図るものとする。

② 市街地の公園緑地の保全と整備・充実

海岸部に面する市街地は、瑞巖寺をはじめとする歴史的・文化的遺産を多数有する市街地と、区画整理事業が実施された道路・公園等の基盤が整った良好な環境を有する住宅市街地等が形成されている。

そのため、こうした歴史的・文化的遺産を継承するとともに、住宅市街地の道路及び沿道の緑化や公園の維持・保全を図る。

③ 里地里山地域の水と緑の保全

市街地の外側には、松島湾を取り囲む丘陵地の緑と、更にその外側の内陸部には、緑豊かな山林と山間の集落地や吉田川、鳴瀬川沿川に広がる田園と集落地が形成されている。

そのため、これらの山林や山間の集落地内の緑、田園と集落地内の緑、及び吉田川、鳴瀬川とそれに注ぐ小河川等の自然豊かな水と緑の保全を図る。

④ 水と緑のネットワークの形成

松島海岸沿岸、市街地、これらを取り囲む丘陵地、内陸部の里地里山、高城川・吉田川等は、豊かで多様な自然と眺望点や歴史的資源が分布している。

そのため、これらを探索・探勝し、人々が自然に親しむためのルートとなる緑のネットワークの形成を図る。

(2) 基本方針

① 松島湾及び海岸部の水と緑の保全・継承

松島海岸公園、手樽海浜公園、古浦農村公園等の既存公園や保安林等は、住民や来訪者が水辺に親しみ、日本三景松島を満喫できる空間として維持・保全を図る。

② 市街地の公園緑地の保全と整備・充実

市街地においては、既存の松島運動公園の利用増進、維持・管理に努めるとともに、将来市街地人口の分布等を見極め、住民が安らげ、身近に利用できる公園の適正な配

置の検討を行い、その整備・充実に努める。

また、新たな公園・緑地の整備にあたっては、市街地内の未利用地の活用を図るため、民間による市民緑地の整備促進や民間事業者による公共還元型収益施設(カフェ、レストラン等)の設置管理制度の活用、借地公園の整備等の多様な手法による整備を検討する。

なお、市街地内の公園緑地やネットワークの整備・充実にあたっては、災害時の避難場所及び避難路、延焼遮断帯等としての防災機能の強化を図る。

③ 里地里山地域の水と緑の保全

市街地を含め松島湾を取り囲む丘陵地は、松島湾の景観を守る景観緑地として保全を図るとともに、扇谷、双観山、西行戻しの松公園、新富山、富山観音などの湾を望む眺望点の維持・保全を図る。

また、磯崎及び手樽地域の水田は、干拓によりつくられた歴史ある農地であり、それを取り巻く丘陵地の緑と一体に保全を図る。

町の北部及び西部地域には、標高約30～80mの比較的緩やかな丘陵地の森林とこれらの山間に形成された農地と集落が点在し、吉田川、鳴瀬川沿いには、品井沼干拓でつくられた田園と集落地が形成されており、これら里地里山の水と緑の自然の保全を図る。

④ 水と緑のネットワークの形成

海岸部や市街地では、松島沿岸及び高城川の水辺と、市街地内の歴史的資源、眺望点及び駅、公共施設等を歩行者道、歩道、買い物通り等によりネットワーク化し、道路や沿道及び公共施設等の緑化を推進することにより、住民や観光客にとって、歩きたくなる歩行者ネットワークの形成を図る。

また、内陸部の山林や田園地域においても、多様な自然資源、歴史的資源、眺望点、公園等が分布しており、これらの維持・保全を図るとともに、これらを連絡し、緑や田園、水辺等の自然を楽しむ周遊性の向上策等について検討を進める。

5-2-3 港湾・河川の方針

(1) 基本的考え方

港湾・河川に関する基本的考え方は次のとおりとする。

① 水質の保全

松島湾は、日本三景松島の良好な自然景観を形成する島々を多数有するが、湾口部にこれらの島々があることもあり、閉鎖的水域となっている。また、松島湾ではカキ等の養殖が行われている。

このような松島湾の環境を守るために、松島湾に注ぐ高城川等の水質保全に努め、松島湾の水質保全を図る。

② 港湾及び漁港の整備

松島港は、県内最大の観光港であり、観光船が発着し、多くの観光客が利用している。また、松島湾には漁業の拠点として磯崎漁港などがあり、こうした港湾及び磯崎漁港の震災復興を促進するとともに、漁業拠点としての漁港の維持・整備を促進する。

③ 河川の整備

松島町には、松島湾に注ぐ高城川と町の北端を流れる吉田川及び鳴瀬川があり、これら河川については、引き続き、水辺環境の保全を図るとともに、水害等による河川災害の防止を促進する。

(2) 基本方針

① 水質の保全

閉鎖水域である松島湾の水質保全を推進するため、下水道の普及、高城川・湾内の浚渫、国・県・周辺市町村との連携による水質の保全及び継続的な監視等に取り組むとともに、住民一人一人の河川・港湾の水質保全に対する意識の向上を図る。

② 港湾及び漁港の整備

松島湾内の震災復興整備の早期完了を目指すとともに、海の玄関口として、更なる港湾の利用や観光客の増加が図られるよう必要な施設の整備のあり方等について検討する。

また、カキをはじめとする漁業の拠点として漁港等の整備・充実を図る。

③ 河川の整備

高城川河口部の震災復興整備の早期完了を目指すとともに、集中豪雨等による河川の氾濫に対応する堤防等の強化を促進する。また、河川における水辺に親しむ親水空間のあり方等について検討を進める。

5-2-4 上下水道の方針

(1) 上水道

1) 基本的考え方

① 上水道の安全・安定供給

上水道は、現在、仙南仙塩広域水道、大崎広域水道、鳴瀬川表流水の3水源から供給されている。

今後は、人口減少とともに、給水人口及び給水量の減少が見込まれるため、水道施設の計画的な更新・改良を進め、安全で安定した上水道の供給体制の確保に努める。

2) 基本方針

引き続き、4水源を確保しつつ、公営企業としての効率的な経営、住民サービス水準の維持・向上に努める。

上水場・配水池等の基幹施設や電気・機械・計装設備等の老朽施設の更新やストックマネジメントを策定し、施設の計画的かつ効率的な維持・整備を進める。

また、災害時の飲料水の確保のための耐震性の向上、安全安心な水の供給のための水質基準の維持等に努める。

(2) 下水道

1) 基本的考え方

① 公共下水道の整備及び合併処理浄化槽の設置推進

市街地及びその周辺は、公共下水道の計画区域となっており、公共下水道の計画区域外では、合併処理浄化槽設置が進められている。

そのため、市街地及びその周辺地域では、公共下水道による水洗化の普及推進を図り、計画区域外では、合併処理浄化槽の設置を推進する。また、雨水排水施設の整備強化により市街地の浸水防止を図り、快適で安全な生活環境の確保に努める。

2) 基本方針

① 市街地及び周辺地域

市街地及びその周辺は、水洗化普及率100%を目指すとともに、今後10年を見据えた処理区の拡大による公共下水道の整備を図る。

また、施設の耐震化に取り組むとともに、老朽化している下水道施設(雨水・汚水)の改築・更新に際しては、ストックマネジメントを策定し、施設の計画的かつ効率的な整備を進める。さらに、集中豪雨による市街地の浸水対策への取り組みなど、住民が安全に暮らせる生活環境の確保に努める。

② 市街地以外の地域

公共下水道の計画区域外では、合併処理浄化槽設置の促進を図る。

5-3 環境形成の方針

(1) 基本的考え方

松島町の豊かな自然環境と共生する都市づくりの基本的な考え方は次のとおりとする。

① 豊かな自然環境の保全と潤いのある環境の創出

松島湾、高城川・吉田川、山林、農地等は、美しい自然景観を形成する要素であるとともに、多様な生物が生息し、人々が自然と親しむ場でもある。

このような水辺や緑に親しめる自然環境の保全を図り、潤いとやすらぎのある環境の形成を図る。

② 自然環境に配慮した土地利用の誘導

松島町の市街地は、地形的制約等によりコンパクトにまとまっているが、新たに地域の活性化を促す都市的拠点の形成等を図るためには、内陸部の山林等の活用が必要となる。

そのため、内陸部に新たな産業拠点や地域の生活拠点等を形成する際は、山林等の自然環境に配慮した土地利用の誘導を図る。

(2) 基本方針

1) 豊かな自然環境の保全と潤いのある環境の創出

① 水循環の確保

松島湾に注ぐ高城川の源流域である内陸部丘陵地の樹林の保全により、保水機能を維持し、雨水浸透などの環境施策と複合して、健全な水循環の確保を図る。

② 生物多様性の確保

生態系の核となるまとまりのある丘陵地の緑地や高城川、吉田川等の水系の総合的な保全・再生を図るとともに、穴川、元禄潜穴等の希少生物の生息地や多様な生物の生息地等、生物多様性を育む自然環境の保全・育成を図る。

③ 農地の保全・活用の推進

人口減少や高齢化により、今後、担い手のいない耕作放棄地が増加することが予想される。耕作放棄地は、農業環境の悪化を招くばかりでなく、松島湾の環境悪化や景観を損ねることから、市民農園等での活用促進等について検討する。

④ 里山環境の保全・育成

丘陵地の山林等で、住民や事業者等の参加による里山環境の保全・再生を推進する。

2) 自然環境に配慮した土地利用の誘導

① 自然と調和した土地利用の規制・誘導

市街化調整区域においては、松島北ICや松島大郷IC周辺等の広域交通の利便性の高い地域等で、一定の基準のもとで特定の土地利用を許容する緑地と、保全する緑地に分け、秩序ある土地利用の実現を図る。

5-4 景観形成の方針

(1) 基本的考え方

日本三景松島の景観の継承と創造を図るため、優れた自然環境のもと、人々を魅了し歴史・文化・暮らしを育む風格ある景観の形成を目指す。

そのため次の考え方に沿って、松島町の景観形成に努める。

- ① 日本三景にふさわしい自然の造形美を保全・継承する
- ② 松島のシンボルである歴史・文化的な景観を保全・創造する
- ③ 暮らしを育む市街地・集落の景観を保全・誘導する
- ④ 四大観や海岸からの眺望と沿道沿線からの眺めを保全する
- ⑤ 住民・事業者・行政の協働による参加型の景観づくりを推進する

(2) 基本方針

松島町の景観形成にあたっては、二つの景域に区分し、景域ごとにゾーンを設定し、それぞれのゾーンごとの景観形成方針を定めるとともに、特に松島湾に面する地区を景観重点地区とし、積極的に景観形成を進めていくこととする。

1) 景域区分

松島の景観形成に深く関わりのある特別名勝松島の指定範囲を踏まえ、「松島湾景域」と「緑の景域」に区分し、それぞれの景域の目標を次のとおりとする。

景 域	概 要	目 標
松島湾景域	特別名勝松島の指定範囲で、多島海の松島湾を含めた地域	松島の歴史・文化を継承し、人々を魅了する品格ある風致景観の創造を図る。
緑の景域	松島湾から見える山並み稜線の背後にある北西部一帯の地域	松島丘陵の緩やかな稜線と豊かな自然景観の維持保全と、田園や里地里山などの景観の継承と創造を図る。

2) ゾーン別景観形成方針

景域ごとのゾーン区分及びゾーンごとの景観形成方針は次項に示す。

① 松島湾景域

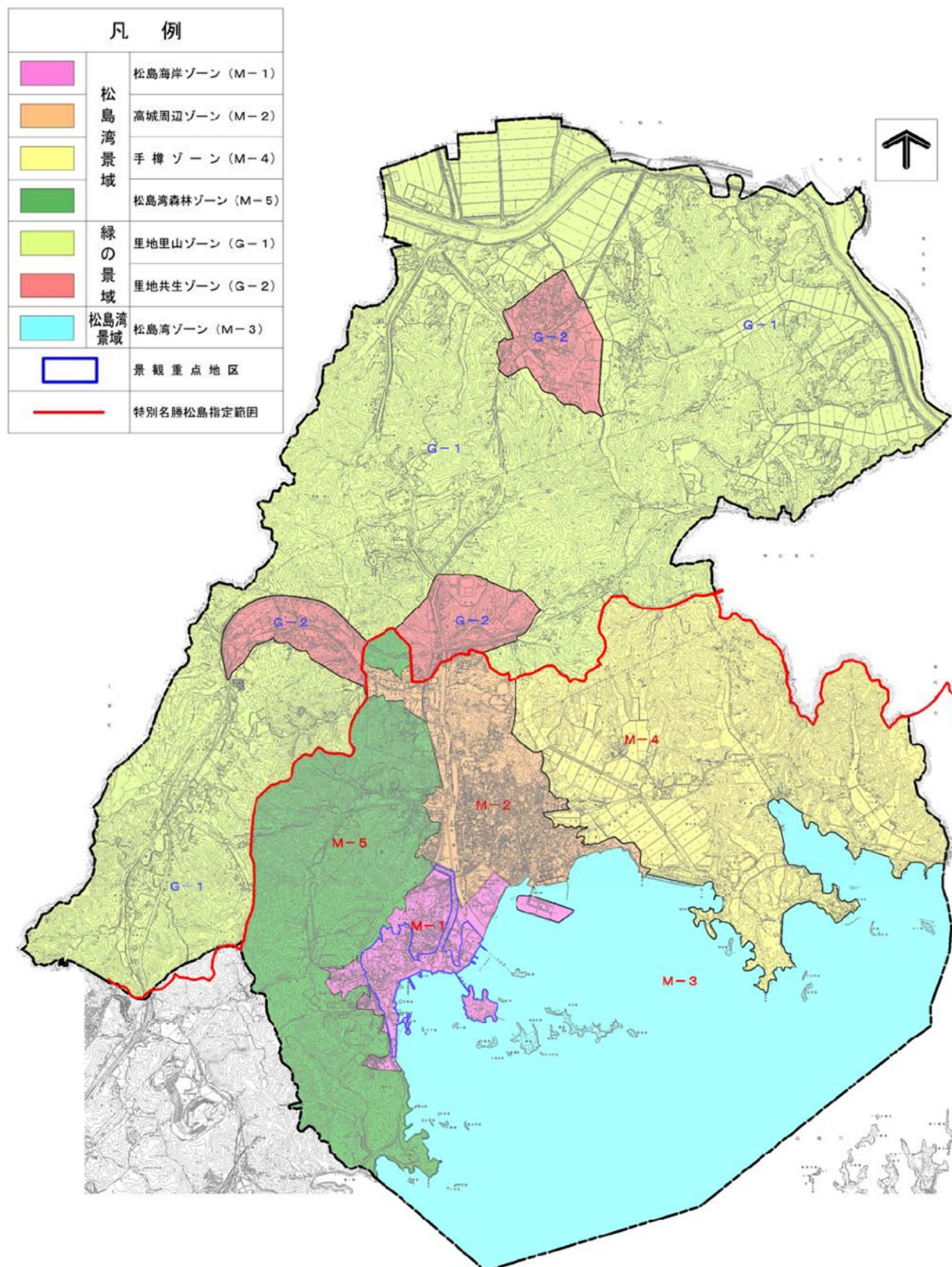
ゾーン	目標と方針
松島海岸 (M-1)	●松島の歴史・文化を継承し、人々を魅了する品格ある風致景観の創造 ・国道45号沿道、瑞巖寺周辺は、風格あるまち並み、歴史的背景と調和した景観の形成 ・海の眺めを楽しめる海岸景観、松島を強く印象づける双観山や長老坂からの眺望景観、松島湾と調和した磯島の景観等の保全
高城周辺 (M-2)	●住む人の地域活動による、活き活きとした住み心地の良い市街地景観の形成 ・中心商業拠点及び市街地交流拠点は、交通結節点としてまた、にぎわい拠点としてやすらぎと活力ある景観の形成 ・高城川左岸の水辺景観の保全 ・新富山や高城高山等の高い所からの眺望に配慮した統一感のある住宅景観の形成
松島湾 (M-3)	●海・島・松が形づくる自然造形美の保全・継承 ・松島湾のシンボルである松の保全 ・松島湾の漁業施設等の景観との調和や多島海景観の保全継承 ・松島湾から眺める丘陵景観の保全
手樽 (M-4)	●干拓による田園景観と海岸線の名残りが見える自然景観の保全・継承 ・里地里山の特徴的な景観の保全と幹線道路や鉄道から見える田園景観の保全 ・入り江に形成された銭神漁港、名籠漁港、早川漁港、古浦漁港及び漁業集落の景観の保全継承 ・海岸沿いの手樽海浜公園、古浦農村公園の保全活用
松島湾森林 (M-5)	●松林に特徴づけられた豊かな植生環境と美しい眺望の保全・継承 ・松島湾のシンボルである松の保全 ・四大観、高城高山などの眺望点での眺望の確保と良好な眺望景観の保全継承 ・パノラマライン等からの良好な眺望の確保や沿道の看板規制等による周辺の自然景観との調和の誘導

② 緑の景域

ゾーン	目標と方針
里地里山 (G-1)	●里地里山的景観が形成されている区域で、緑豊かな森林景観と里地里山集落の保全・継承 ・多様な生態系と松島湾の美しい景観を支える、緑豊かな森林と丘陵一帯の連続した稜線の保全継承 ・治祐ヶ森自然公園などの松島湾を望む良好な眺望箇所の確保 ・先人が築いた里地里山の田園景観や谷戸^{※1}や山裾に見える集落景観の保全
里地共生 (G-2)	●新たなまちの発展活力と里山環境との共生 ・広がりのある田園と丘陵の豊かな自然に囲まれた品井沼駅周辺は、周辺の自然と調和した住宅地の形成 ・松島北及び松島大郷IC周辺は、まちの玄関口にふさわしい、自然環境と調和した景観の形成 ・品井沼干拓の歴史を伝える元禄潜穴等の歴史的景観資源の保全

※1 谷戸：丘陵地が浸食されて形成された谷状の地形のこと。

【景域・ゾーン・景観重点地区区分図】



5-5 都市防災の方針

(1) 基本的考え方

① 災害に強い都市づくり

松島町の松島沿岸地域は、東日本大震災において津波の被害を受け、現在、その復興事業の着実な取り組みを進めているところである。また、大規模な災害だけでなく、今後は、松島町の中心市街地を流れる高城川の洪水による水害、市街地周辺や内陸部の丘陵地での土砂災害などの自然災害が発生することも想定される。

そのため、引き続き、災害に強い都市づくりを進めるとともに、地域の人々が安全で、安心して暮らせるよう様々な災害に対応する施策や体制の構築を図る。

② 防災体制の強化

自然災害に対する防災力を強化するため、松島町に訪れる観光客等の避難を含め、地域が一体となって進める自助・共助・公助による防災体制の強化を図る。

(2) 基本方針

1) 災害に強い都市づくり

① 地震・津波

イ. 津波への対応

東日本大震災において被災した松島海岸地域、磯崎地域、手樽地域では、今後も津波により2m未満の浸水被害を受ける可能性があることから、周辺の丘陵地や高台への避難路の整備・充実と、避難ビル等の指定・配置を促進する。

ロ. 地震への対応

<防災拠点・防災空間の確保・強化>

中心市街地や周辺地域では、震災時の一時避難所や避難場所、避難広場等の整備・充実を図るとともに、避難時の必要物資を迅速かつ安定的に提供できるよう、飲料水や非常食、生活用品等の適正な備蓄を行う防災拠点の整備を図る。また、太陽光発電の導入や防災トイレの整備、公共施設の耐震化等、防災機能の強化を図る。

<避難路等の確保>

既存市街地では、密集した住宅地や狭あい道路及び行き止まり道路等が存在し、震災時に避難が困難になる恐れがある。そのため、復興交付金事業計画に基づく避難道路関連事業を早期に完了させるとともに、避難所や避難場所への避難路の確保を図るとともに、生活道路についても、行き止まり道路や狭あい道路の解消に努める。

＜緊急輸送道路等の整備・充実＞

国道45号及び初原バイパス、主要地方仙台松島線、主要地方奥松島松島公園線等は、適正な幅員・機能を有した幹線道路であり、災害時において、緊急輸送道路としての役割を果たす。そのため、これら道路の機能維持に努める。

＜ライフライン等の機能確保＞

上下水道、電気、通信、交通等のライフラインについては、災害時においても機能を維持できるよう老朽化した施設等については、ストックマネジメント等に基づき計画的な維持管理に努める。

＜住宅等の建築物の耐震化の促進＞

既存市街地では、密集した住宅地や狭あい道路に面した住宅が存在する。そのため、住宅や不特定かつ多数の人が利用する民間建築物等の耐震化を促進する。

② その他の災害

イ. 水害

松島町には、中心市街地を流れる高城川とその上流部の田中川及び北部内陸部の町境界を流れる吉田川及び鳴瀬川がある。このうち高城川と田中川が氾濫した場合、中心市街地及び初原・桜渡戸地域等では、2～5.0m未満、吉田川及び鳴瀬川沿川では5m以上の浸水が予想されている。

そのため、これらの河川については、河川管理者に河川の改修や堤防の強化を要請していくとともに、住民の早期避難体制の強化を図る。

ロ. 土砂災害

松島町には、市街地周辺や内陸部の丘陵地等に急傾斜地が多数分布している。

そのため、これら急傾斜地で、地震や豪雨等により土石流、地すべり、斜面崩壊等が発生するのを未然に防ぐため、急傾斜地崩壊対策や砂防事業の推進を図る。

2) 防災体制の強化

① 防災施設等の充実

老朽化した消防署の移転を含めた検討を行うとともに、消防施設、防災行政無線などの防災施設等の充実を図る。

② 自主防災体制の強化

災害時に消防団と連携し、地域ぐるみで対応できるよう、日ごろからの防災訓練や啓発に取り組む。また、地域の自主防災力を強化するため、引き続き、地域防災リーダーの育成、地域内のコミュニティ形成に資する活動や自主防災組織の活動等を支援する。

③ 防災・減災意識の向上

防災に向けた自助意識を高めていくために、地域のコミュニティでの話し合いや避難案内板の設置等の取り組みを進める。

第6章 地域別構想

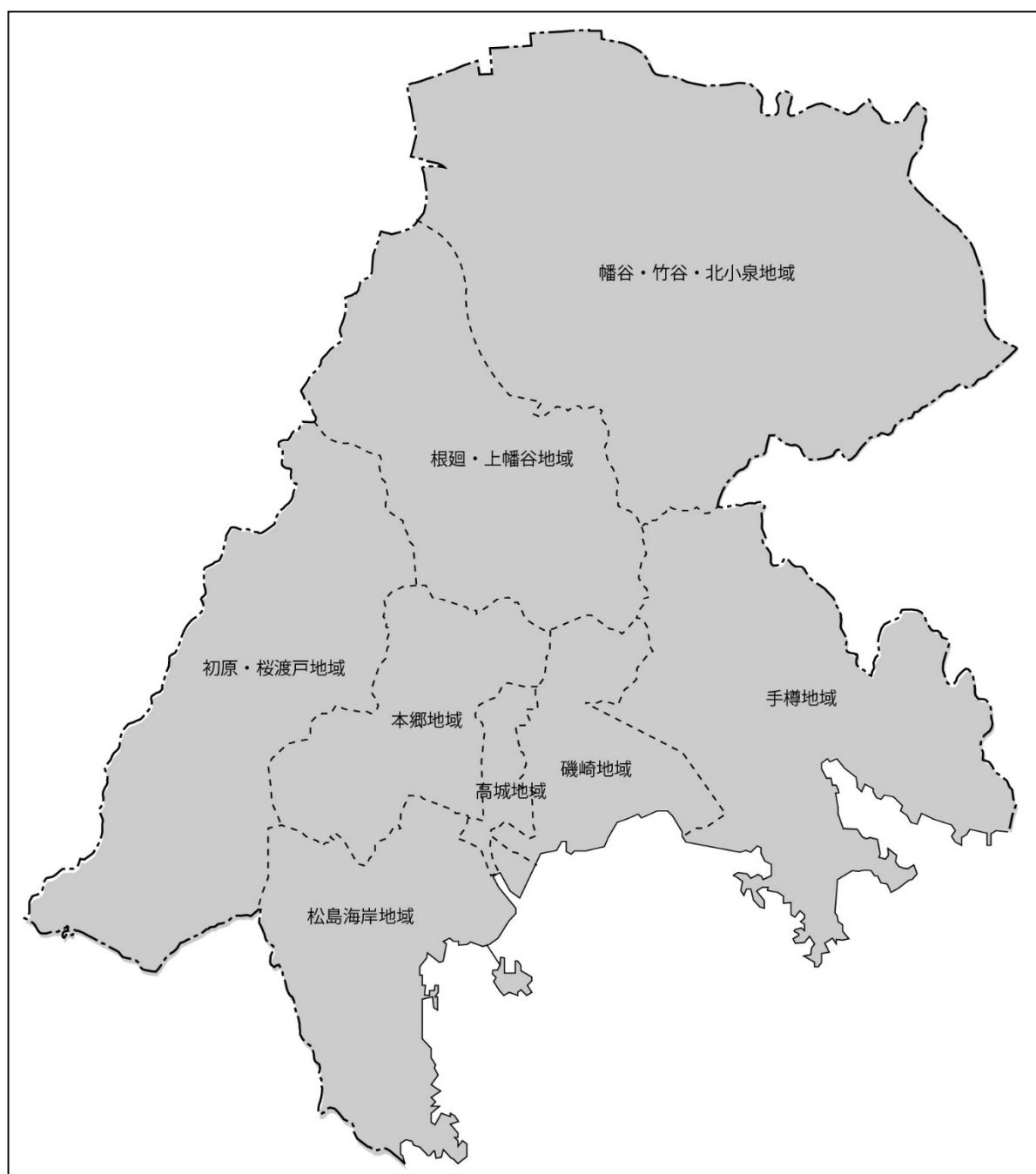
第6章 地域別構想

地域別構想の地域区分、各地域別の構想を以下に示す。

6-1 地域区分

本計画における地域別構想の地域区分は、地域としての一体性やまとまりが備わり、住民等にも理解されやすい区分として12の大字を基本構成単位として、一部将来の土地利用や地形等を考慮して次の8地域を設定する。

【地域区分図】



【地域の特徴】

地域	特 徴
松島海岸地域	松島海岸地域は、五大堂や瑞巖寺をはじめとする歴史的な建造物が多く分布し、古いまち並みの名残りがみられ、海岸部を中心に国際観光都市の拠点となる観光商業地等が形成されている。地域内にはJR東北本線・仙石線の松島駅と松島海岸駅が立地し、海岸に並行して国道 45 号が南北に縦断している。交通の利便性は高いが国道 45 号の渋滞が課題となっている。
高城地域	高城地域は、高城町商店街を中心に古くから商業拠点を形成しており、8地域の中で最も狭い地域であるが、磯崎地域に次いで人口が多く、人口密度が最も高い。近年は、閉店した商店も目立つようになり、住民の日常生活の拠点として、商業の活性化や買い物環境の整備等が課題となっている。
磯崎地域	磯崎地域は、土地区画整理事業により整備された住宅団地が立地しており、8地域の中で最も人口が多い地域である。沿岸部には漁業関連施設が立地しており、漁業と漁業関連産業が盛んな地域となっている。一方で、地域東部には優良な田園地域が分布しており、松島湾をはじめとする自然の恵みと緑豊かな住環境を保全していくことが課題となっている。
本郷地域	本郷地域は、地域東部の高城川沿いにJR東北本線と国道 45 号が南北に縦断しており、平坦地に市街地が形成されている。地域北部の愛宕駅に近接して、松島中学校、松島第二小学校が立地し、高城川を挟んで松島運動公園が整備されている。国道 45 号の沿道土地利用の適正化や愛宕駅周辺の交通ポテンシャルを生かした土地利用のあり方の検討が課題となっている。
手樽地域	手樽地域は、北部は丘陵地となっており、南部は松島湾に面した入り組んだ海岸で、各所に漁港が形成されている。JR仙石線が地域南部を東西に横断し、手樽駅と陸前富山駅が立地している。漁業の振興に努めるとともに、松島湾沿岸の良好な自然景観の保全・活用を図ることが課題となっている。
初原・桜渡戸地域	初原・桜渡戸地域は、山地からなる南北に広がる地域で、地域内を主要地方道仙台松島線と三陸縦貫自動車道が縦断し、沿道の平坦地に集落が形成されている。良好な自然環境を有する里山を保全するとともに、松島大郷 IC や隣接する本郷地域の愛宕駅に近接する交通利便性を生かした新たな産業拠点の整備検討が課題となっている。
根廻・上幡谷地域	根廻・上幡谷地域は、山地を中心とした南北に広がる地域で、地域南部を国道 45 号が東西に横断し、地域中心部を国道 346 号が南北に横断している。地域内には町民の森や保健福祉センターが立地するほか、品井沼干拓と高城川の歴史に関わりの深い明治潜穴・元禄潜穴(ずり出し穴)等の地域資源が点在している。豊かな山地等の自然環境を保全するとともに、国道 45 号や松島北 IC に近接する地区では、交通利便性を生かした新たな居住環境の整備・保全の検討が課題となっている。
幡谷・竹谷・北小泉地域	幡谷・竹谷・北小泉地域は、地域の北部を吉田川が西から東に流下し、その沿岸部の平坦地では豊かな農地が広範に分布している。JR東北本線が南北に走り、品井沼駅が立地するほか、元禄潜穴(穴頭)等の地域資源が点在している。吉田川の河川氾濫等の未然防止に努めるとともに、品井沼駅周辺における既存集落の維持・保全、その他集落における日常生活の利便性の維持・向上に努めることが課題となっている。

6-2 松島海岸地域

(1) 地域の概況

地域の概況

- ◆松島湾の西側に位置し、松島湾に接する比較的平坦で狭小な市街地と市街地の西側の緑に覆われた丘陵地で形成されている。
- ◆市街地部には、瑞巖寺等の歴史的建造物や歴史あるまち並み等が多数分布し、海岸部では松島海岸公園や観光商業地等が形成されている。
- ◆地域内にはJR東北本線・仙石線が通り、松島駅と松島海岸駅が立地し、海岸に並行して国道45号が南北に通過している。
- ◆海岸部は、東日本大震災において津波の被害を受ける。



人口・世帯数（住民基本台帳より）

平成25年 ◆総人口 2,112人 ◆世帯数 830世帯 ◆世帯構成人員2.54人/世帯
平成26年 ◆総人口 2,095人 ◆世帯数 828世帯 ◆世帯構成人員2.53人/世帯
平成27年 ◆総人口 2,048人 ◆世帯数 830世帯 ◆世帯構成人員2.47人/世帯
平成28年 ◆総人口 2,001人 ◆世帯数 814世帯 ◆世帯構成人員2.46人/世帯
平成29年 ◆総人口 1,983人 ◆世帯数 822世帯 ◆世帯構成人員2.41人/世帯

土地利用

- ◆市街地海岸部は、松島海岸公園等の公園緑地及び観光商業地で形成されている。
- ◆市街地の丘陵地と海岸部の中間部は、住宅地及び商業地で形成されている。
- ◆丘陵地は、おおむね緑地で形成されている。

交通

主要道路	◆国道45号 ◆一般県道赤沼松島線 ◆一般県道小牛田松島線 ◆町道松島パノラマ線
公共交通	〔鉄道〕 ◆JR仙石線松島海岸駅(乗車人員1,017人/日) ※平成28年「東日本旅客鉄道仙台支社」調べ 〔バス〕 ◆町営松島西線(5便/日)

法規制

- ◆文化財保護法による特別名勝松島保存管理計画 ◆森林法に基づく国有林及び地域森林計画対象民有林
- ◆自然公園法による県立自然公園区域 ◆その他(保安林、土砂災害(特別)警戒区域等)

都市計画

- ◆都市計画区域(一部市街化区域(用途地域指定有り))

都市計画道路

- ◆3.5.401松島海岸線(概成済) ◆3.5.406浜通線(整備済) ◆3.6.407山手線(未整備)
- ◆7.7.401東浜線(未整備) ◆7.7.402瑞巖寺線(概成済) ◆7.7.403新富山線(未整備)

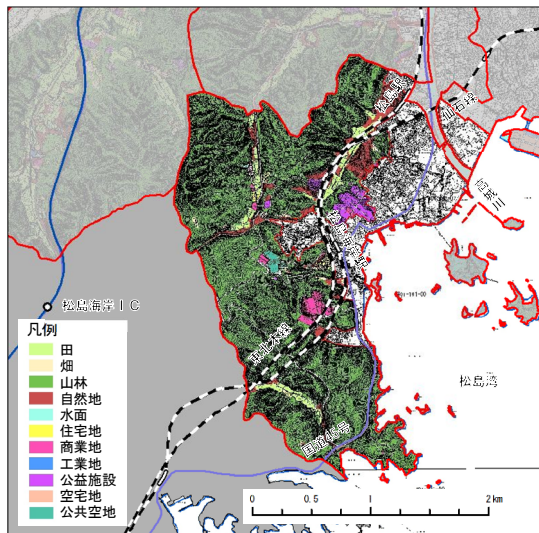
土地地区画整理事業 ◆垣ノ内土地地区画整理事業(4.4ha)

都市計画公園 ◆松島海岸公園(18.2ha) ◆垣ノ内公園(0.1ha)

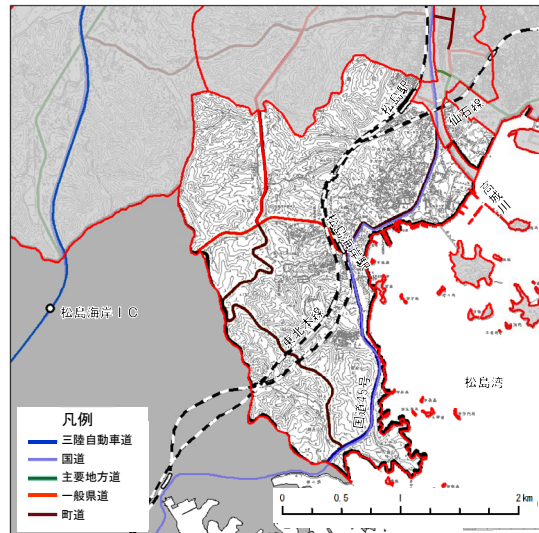
主な公共公益施設等

官公庁施設	◆松島公園管理事務所
コミュニティ施設	◆蛇ヶ崎集会所、垣ノ内集会場
教育施設	◆松島第一小学校、松島第一幼稚園
公園緑地等	◆松島海岸公園、西行戻しの松公園、垣ノ内児童公園、高城浜児童遊園、扇谷、双観山
その他施設	◆松島海洋センター、松島保育所、小石浜町営住宅、老人ほほえみの家、希望園、瑞巖寺、五大堂、観瀾亭(博物館)、双観荘、松島海岸公園避難施設(明月庵)、石田沢防災センター、松島防災センター、松島パノラマハウス避難所、三十刈避難所、帰命院避難所

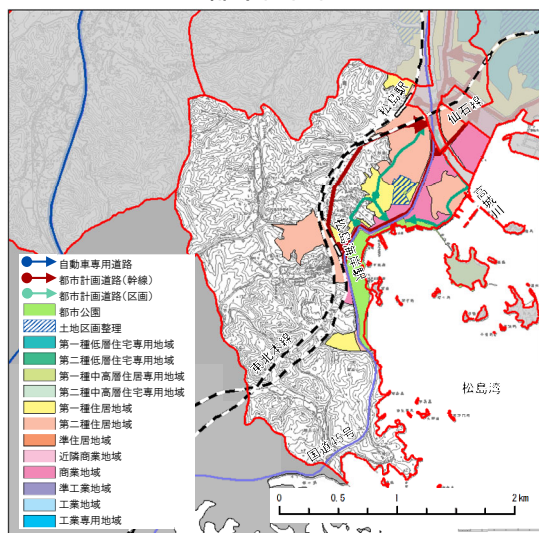
<土地利用現況図>



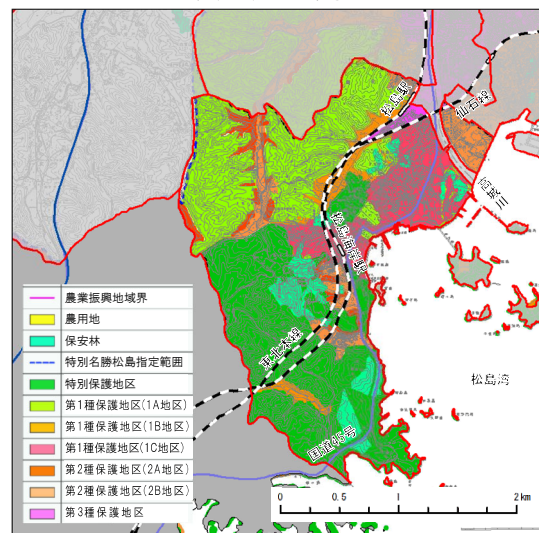
<交通網図>



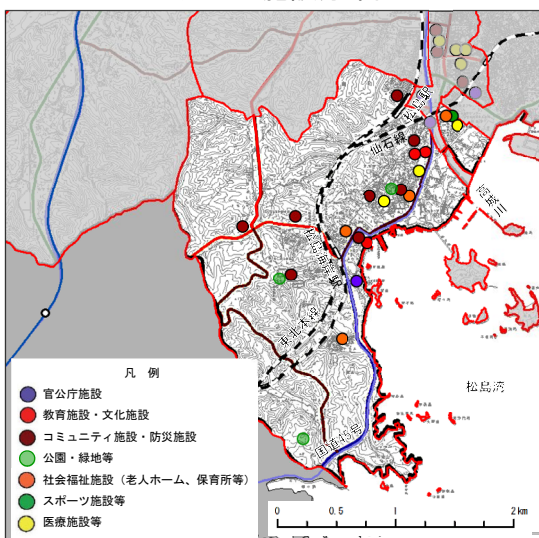
<都市計画図>



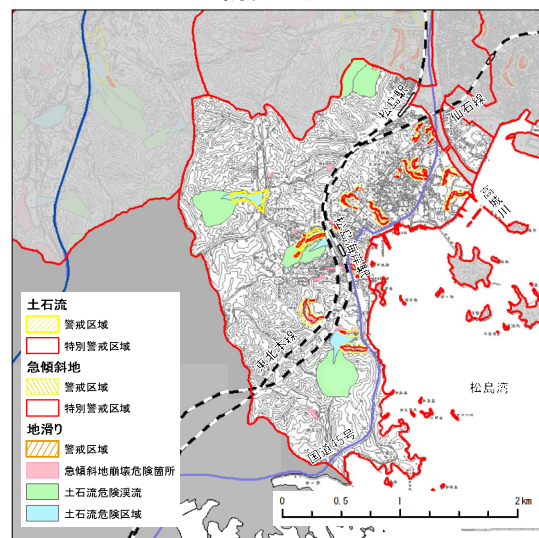
<法適用区域図>



<公共公益施設分布図>



<防災地図>



(2) 地域の課題

地域の概況を踏まえて、松島海岸地域が抱える地域課題について以下のとおり整理する。

区 分	地域が抱える課題
土地利用	○日本三景の一つである風光明媚な松島湾を中心とした国際観光拠点の充実 ○歴史ある市街地住宅地の居住環境の維持・向上 ○松島湾の景観を形成する丘陵地緑地の保全
交 通	道路交通 ○慢性的な交通渋滞が発生している国道45号の交通混雑の緩和 ○生活道路における交通安全対策 ○来訪者にとって使いやすい駐車場等の整備 公共交通 ○JR駅のバリアフリー化及び交通結節機能の充実 ○町営バスの運行本数・ルート等の見直し、来訪者にとって利用し易い運営
都市施設	○医療施設や商業施設の充実 ○地域住民が身近に利用できる街区公園（垣ノ内公園）・児童公園（小石浜児童公園）等の適正な維持管理 ○高城川の水質と親水性の向上
都市景観	○日本三景を形成する松島湾全体の自然景観を楽しむことができる保全・演出 ○雄島・五大堂・福浦島周辺、瑞巖寺周辺の重点的保全と景観形成 ○松島湾の自然景観の一環をなす丘陵地緑地の保全
都市防災	○東日本大震災や近年の豪雨災害等を教訓とした災害に強い地域づくりの推進
そ の 他	○高齢化社会に対応した安全安心な地域づくりの推進

(3) 地域づくりの目標

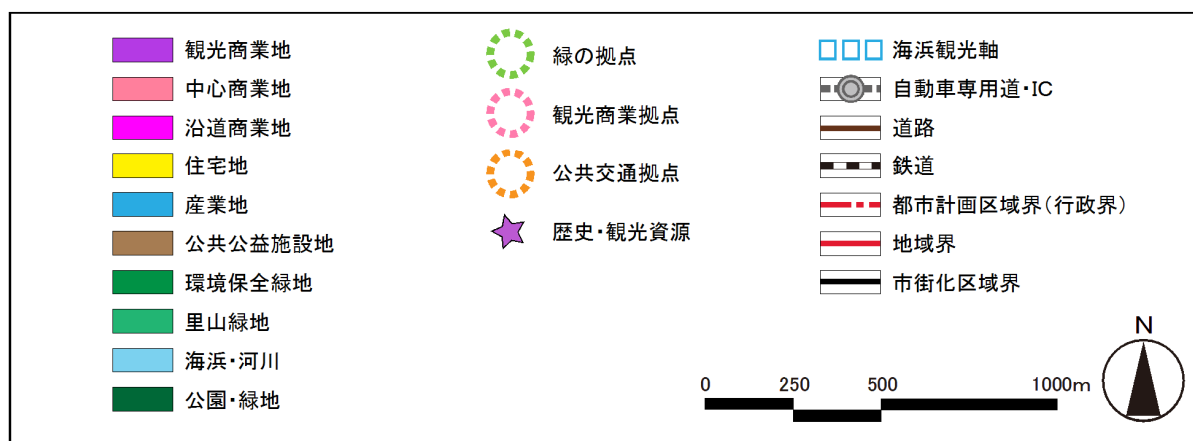
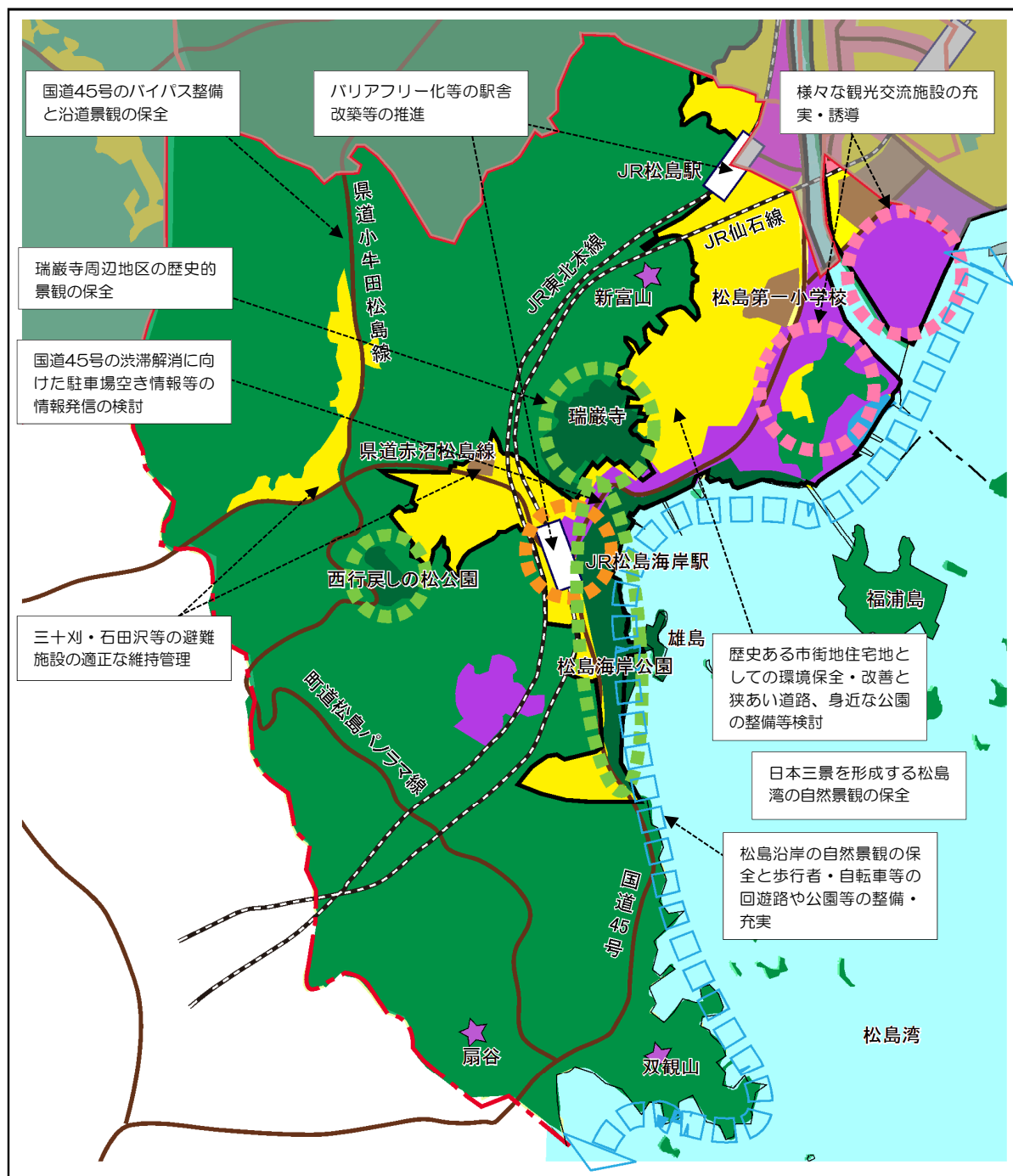
当地域は、風光明媚な自然景観を有する松島湾の西側に位置し、観光・住民交流の拠点であるとともに、瑞巖寺をはじめとする歴史・文化遺産や歴史を感じるまち並み、公園等が多数分布しており、これらを保全・活用した活気のある地域づくりを目指す。

＜地域づくりの将来像＞
「美しい自然景観を継承し観光客や住民の交流拠点となる地域づくり」

【基本目標】

- ❑ 国内外の来訪者や住民が集い・憩い・交流する賑わいある地域づくり
- ❑ 松島湾が織りなす自然景観とまち並み景観が調和した地域づくり
- ❑ 安全で快適な住まいと活気が共存する地域づくり

【主要な地域づくりの方針図（松島海岸地域）】



(4) 地域づくりの方針

1) 土地利用に関する方針

区分	基本方針
観光商業地	歴史と緑の観光交流拠点 ❖ 瑞巖寺及び松島海岸周辺市街地は、優れた景観や歴史・文化を継承し、それらを体感できるまち並みや歴史的遺産、公園等が保全・整備されており、それらの維持保全を図る。 観光商業拠点 ❖ 国内外の人々が訪れ、宿泊や買物ができる国際的な観光交流の拠点として、観光施設等の情報・案内板等の設置など、更なる充実を図る。
沿道商業地	❖ 国道45号沿道において、沿道サービス・商業施設等の集積を図る。
住宅地	❖ 観光商業地の周辺部に形成された住宅地は、古くから住民が居住する住宅地であり、特別名勝松島の第1種保護地区にも指定されており、引き続き、歴史ある住宅地として居住環境の維持・向上を図る。 ❖ 山地部の緑地の山間に形成された県道小牛田松島線沿道の集落及び農地等は、里山の農地・居住地として保全を図る。
環境保全緑地	❖ 松島湾の景観を形成する重要な要素である山地部の緑地について、引き続き、保護・保全を図る。

2) 都市施設等に関する方針

区分	基本方針
交通施設	広域幹線道路 ❖ 国道45号は、当地域の骨格を形成する道路であるが、松島町と周辺都市を連絡する広域的な幹線道路ともなっており、観光・物流・生活などのあらゆる交通が流入することから慢性的な交通渋滞が発生しており、また、道路幅員の狭あい箇所や歩道未整備箇所なども存在することから、バイパスを含めた道路整備を促進する。 地域幹線道 ❖ 都市計画道路浜通線は、国道45号から主要地方道奥松島松島公園線へ連絡する機能を持ち、地域幹線道路として整備を図る。 ❖ 国道45号のバイパス路線として計画されていた都市計画道路山手線は、初原バイパスが整備されたことから見直しを図る。 生活道路 ❖ 地域内の生活道路については、狭あい箇所の解消や歩行者の安全確保を図るための交通安全施設等の整備を図る。 ❖ 道路の草刈りや清掃活動の実施など、地域住民との協働による維持管理に努める。 駐車場等 ❖ 観光客にとって利便性の高い駐車場や案内板の整備を図る。
	鉄 道 ❖ 町の玄関口であるJR松島海岸駅・松島駅のバリアフリー化と駅舎の改築等を推進するとともに、交通結節機能の強化を図る。 バ ス ❖ 町営バスは、運行本数やルート等の見直し検討を行い、観光客等にも利用しやすい運営を図るなど利便性の向上に努める。

区分		基本方針
公園緑地	公園・緑地	松島海岸公園 - 松島海岸公園は、観光客等が憩い親しむ公園として、良好な水辺空間の維持・保全を図る。 地域住民の身近な公園 - 住民が日常的に利用できる街区公園(垣ノ内公園)等の適正な配置検討・維持管理に努める。 - 地域住民との協働による公園整備・美化に努める。
	歴史・観光資源	- 五大堂、瑞巖寺、西行戻しの松公園、扇谷、双観山、新富山等の歴史・観光資源の保全と有効活用を図る。 - 関係機関との連携による水族館跡地の有効活用の促進に努める。
河川・港湾		- 閉鎖水域である松島湾の水質保全と継続的な監視等に取り組むとともに、住民一人一人の港湾の水質保全に対する意識の向上に努める。 - 高城川、松島湾内の震災復興事業の早期完了を目指すとともに、日本三景松島の自然景観を保全し、観光客等が水辺に親しむ親水空間の整備・充実を図る。
下水道		- 引き続き、汚水・雨水の下水道整備事業を推進する。 - 老朽化している下水道施設の改築、更新に際しては、ストックマネジメント等に基づき、施設の計画的な整備を図る。 - 公共下水道域内での水洗化と域外での合併処理浄化槽設置の促進を図る。

3) 都市景観に関する方針

区分	基本方針
市街地景観	日本三景松島を象徴する歴史的建造物や観光施設等が集積し、松島の観光拠点を形成している地域と周辺の住宅地を含めた区域で、松島の歴史・文化を継承し、人々を魅了する品格ある風致景観の形成を図る。
丘陵地景観	松島湾を取り囲む丘陵地帯は、松島湾や海岸沿いの陸地から見える緩やかな山並みの稜線を形成している森林であり、松林に特徴付けられた豊かな植生環境と美しい眺望の保全・継承を図る。
雄島・五大堂 福浦島周辺地区	雄島、五大堂、福浦島からそれぞれの美しい景観を眺めながら、松島湾全体を楽しめるように、海岸沿いを回遊できる歩行者空間を確保するなど、海岸線を堪能できる景観形成を図る。
松島海岸国道地区	松島海岸国道地区は、来訪者が行き交い最も賑わう地区であり、瑞巖寺等の寺社群と山並みの緑を背景として、海辺の景観と一体となり、景勝地の雰囲気を感じられる沿道景観の形成を図る。
瑞巖寺周辺地区	瑞巖寺周辺の建物の佇まいが寺社群の歴史的な雰囲気と調和するように、建物の屋根や外壁、塀の素材などに配慮し、地域の歴史や文化に配慮した統一感と落ち着きのある和を基調とした景観形成を図る。

4) 都市防災に関する方針

基本方針
- 三十刈・石田沢等の避難施設等の適正な維持管理に努める。 - 松島湾及び高城川河口に面する地域は、国際観光交流拠点機能を維持しつつ、安全安心に避難できる機能の充実・強化を図る。 - 住宅等の建築物の耐震化の促進し、地震等に強いまちづくりを推進する。 - 災害時のライフライン等の機能維持のため、関係諸施設の耐震性の確保、系統の多様化、拠点の分散化、代替施設の整備等を推進する。 - 地震や豪雨による土石流、地すべり、斜面崩壊等の災害に適切に対応するため、引き続き、急傾斜地崩壊対策や砂防事業を推進する。

6-3 高城地域

(1) 地域の概況

地域の概況

- ◆おおむね平坦な市街地で、地域西端を高城川が南下している。
- ◆都市計画道路高城本町線沿いの南北に細長い市街地が形成されている。
- ◆8地域の内、最も狭い地域であるが、磯崎地域に次いで人口が多く、人口密度が最も高い。



人口・世帯数（住民基本台帳より）

平成25年	◆総人口 3,397人	◆世帯数 1,338世帯	◆世帯構成人員2.54人/世帯
平成26年	◆総人口 3,310人	◆世帯数 1,328世帯	◆世帯構成人員2.49人/世帯
平成27年	◆総人口 3,237人	◆世帯数 1,334世帯	◆世帯構成人員2.43人/世帯
平成28年	◆総人口 3,238人	◆世帯数 1,337世帯	◆世帯構成人員2.42人/世帯
平成29年	◆総人口 3,204人	◆世帯数 1,324世帯	◆世帯構成人員2.42人/世帯

土地利用

- ◆JR松島駅周辺に沿道商業地が形成されている。
- ◆都市計画道路高城本町線沿道に近隣性のある商業地が形成されている。
- ◆その周辺に古くからの市街地住宅地と北部の丘陵地部に住宅地が形成されている。

交通

- 主要道路** ◆国道45号 ◆主要地方道奥松島松島公園線 ◆一般県道松島停車場線
◆都市計画道路高城本町線、都市計画道路高城駅前線
- 公共交通**〔鉄道〕 ◆JR東北本線松島駅（乗車人員 889人／日）
◆JR仙石線高城町駅（乗車人員1,446人／日）※平成28年「東日本旅客鉄道仙台支社」調べ
- 〔バス〕 ◆町営松島東線（4便／日） ◆町営松島西線（5便／日）
◆町営北松島線（6便／日） ◆町営北松島線中廻り（4便／日）

法規制

- ◆文化財保護法による特別名勝松島保存管理計画区域 ◆自然公園法による県立自然公園区域

都市計画

- ◆都市計画区域（全城市街化区域（用途地域指定有り））

都市計画道路

- ◆3.5.402新松島駅前線（一部整備済） ◆3.5.403磯崎海岸線（整備済）
- ◆3.5.404高城駅前線（未整備） ◆3.6.405高城本町線（一部概成済）

土地区画整理事業

- ◆水溜土地区画整理事業（3.3haの一部）

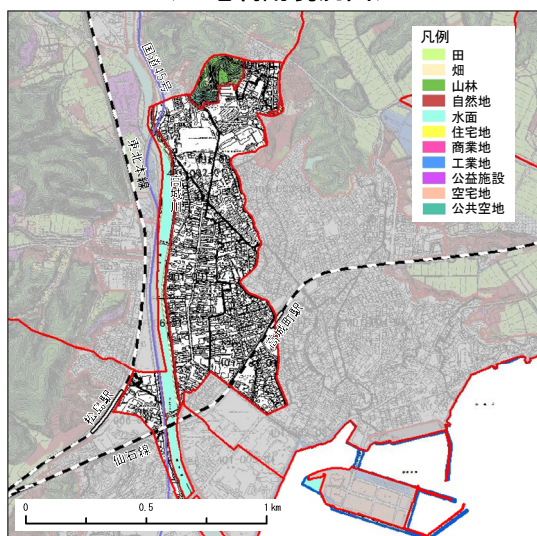
都市計画公園

- なし

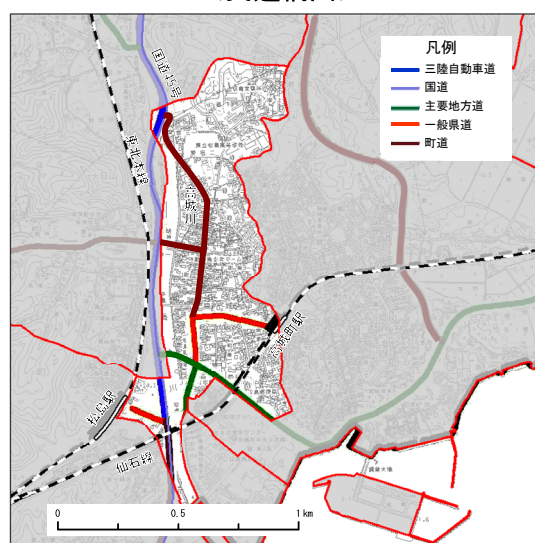
主な公共公益施設等

官公庁施設	◆松島町役場、松島消防署、松島郵便局
コミュニティ施設	◆高城コミュニティセンター、勤労青少年ホーム
教育施設	◆県立松島高等学校
公園緑地等	◆松の杜ふれあい公園、あさひ児童公園
その他施設	◆高城町営住宅、高城避難所

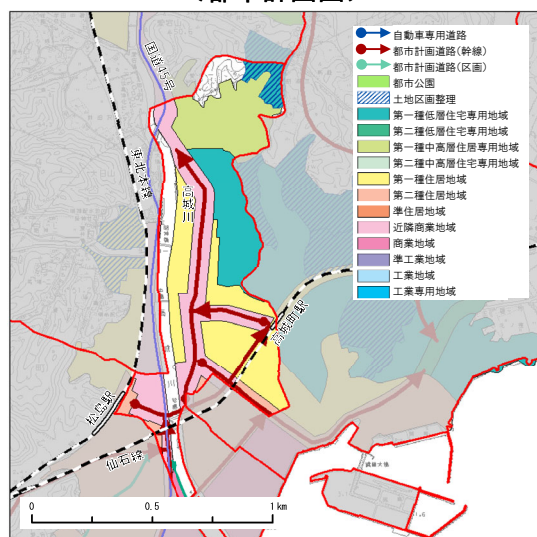
<土地利用現況図>



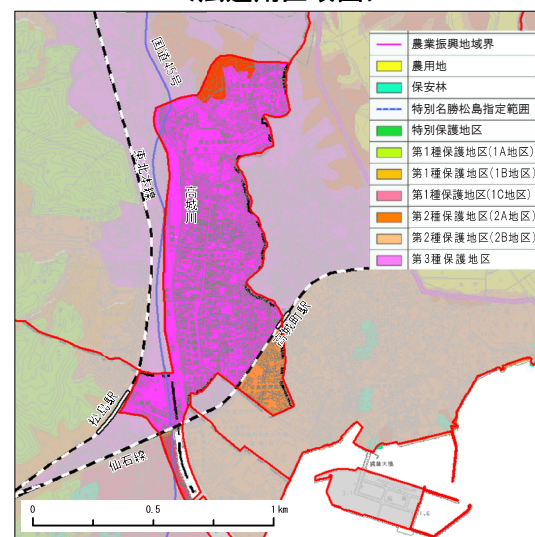
<交通網図>



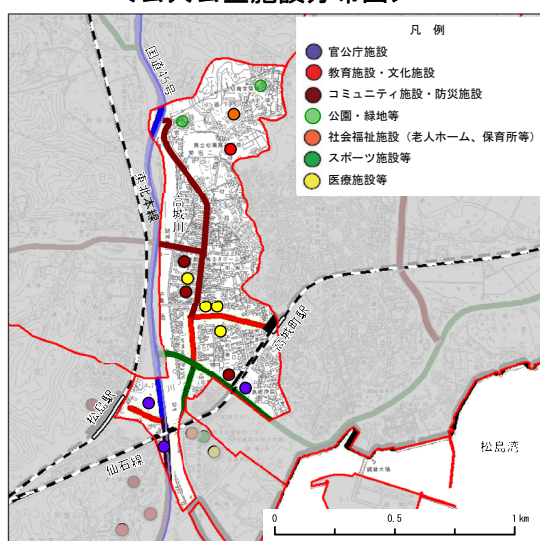
<都市計画図>



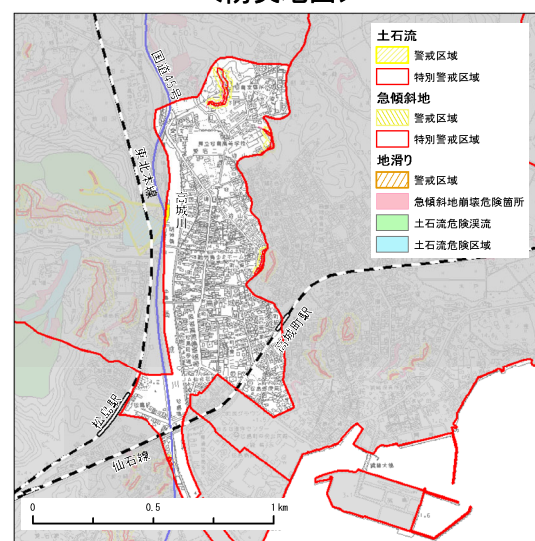
<法適用区域図>



<公共公益施設分布図>



<防災地図>



(2) 地域の課題

地域の概況を踏まえて、高城地域が抱える地域課題について以下のとおり整理する。

区 分	地域が抱える課題
土地利用	○JR松島駅・高城町駅周辺の商業の活性化及び環境整備 ○都市計画道路高城本町線沿道の商業地の活性化及び買物環境の整備 ○住宅地の居住環境の保全・整備
交 通	道路交通 ○慢性的な交通渋滞が発生している国道45号の交通混雑の緩和 ○未整備都市計画道路の整備 ○生活道路の整備 ○歩行者の交通安全及び買物環境の向上に資する歩道等の整備 公共交通 ○JR松島駅・高城町駅のバリアフリー化と交通結節機能の向上 ○町営バスの運行本数・ルート等の見直しによる住民サービスの向上
都市施設	○高城川の水質と親水性の向上 ○地域住民が身近に利用できる児童公園(高城浜児童遊園)等の適正な維持管理
都市景観	○松島町の商業拠点として、また町の玄関口としての景観の創出 ○高城川沿川の良好な景観形成 ○都市計画道路高城本町線沿道の商業地景観の形成
都市防災	○河川氾濫への対応 ○東日本大震災や近年の豪雨災害等を教訓とした災害に強い地域づくりの推進
そ の 他	○高齢化社会に対応した安全安心な地域づくりの推進

(3) 地域づくりの目標

当地域には、都市計画道路高城本町線沿道に商業地が形成されており、高城川と一体となった日常生活の拠点となる都市軸の形成を図るとともに、地域内の住宅地では、住民が安全安心に暮らせる潤いのある住環境の保全・整備を目指す。

＜地域づくりの将来像＞

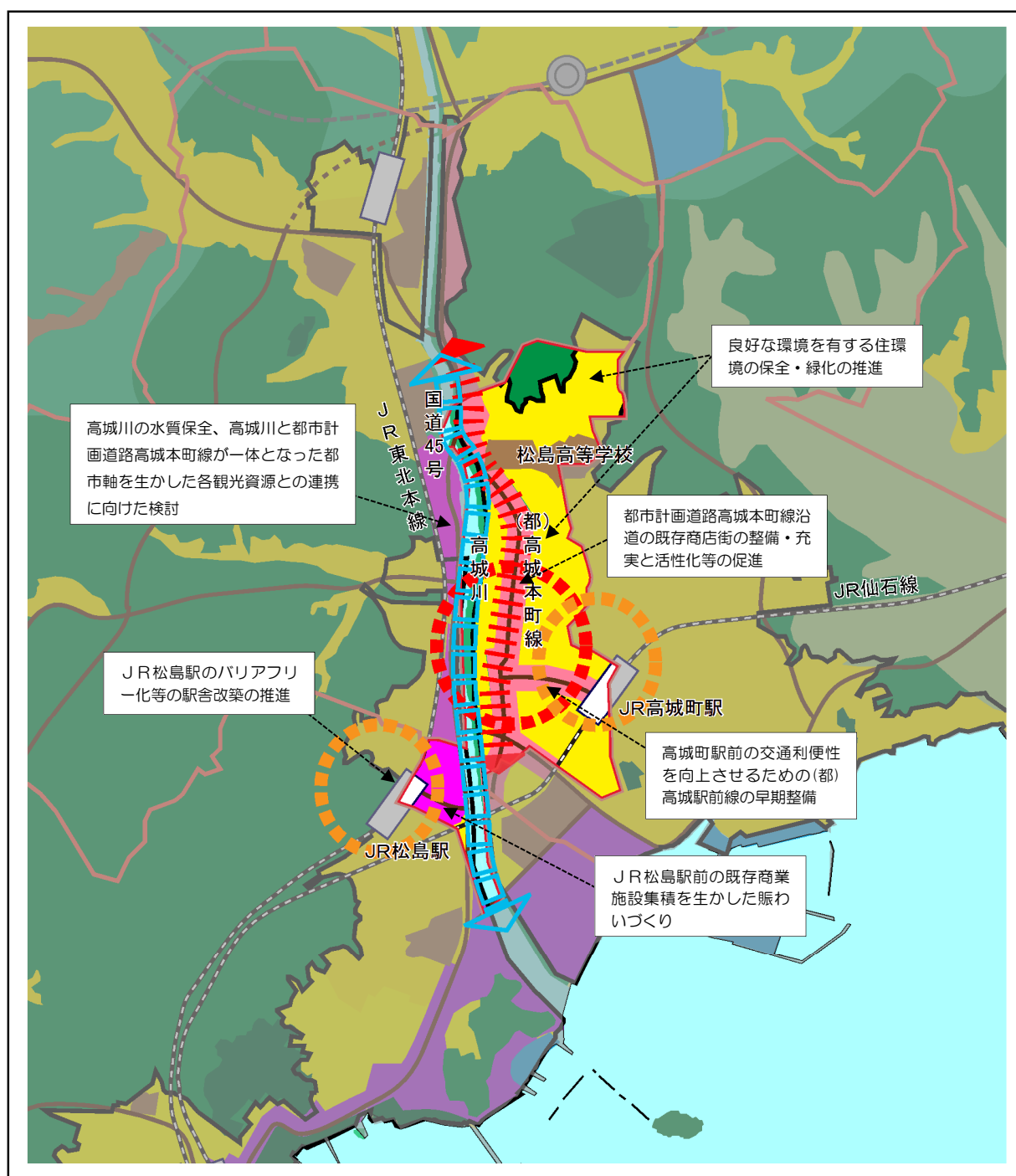
「活気と潤いのある日常生活の拠点となる地域づくり」



【基本目標】

- ❑ 町の中心商業拠点となる活気あふれる地域づくり
- ❑ 住民の日常生活の利便性を高める地域づくり
- ❑ 安全・安心で潤いある居住環境の整った地域づくり

【主要な地域づくりの方針図（高城地域）】



- 観光商業地
- 中心商業地
- 沿道商業地
- 住宅地
- 産業地
- 公共公益施設地
- 農地
- 環境保全緑地
- 里山緑地
- 海浜・河川
- 公園・緑地

- 中心商業拠点
- 公共交通拠点
- 沿道商業軸
- 水と緑の軸

- 自動車専用道・IC
- 道路(破線:計画)
- 鉄道
- 地域界
- 市街化区域界

0 250 500 1000m



(4) 地域づくりの方針

1) 土地利用に関する方針

区分	基本方針
中心商業地	中心商業拠点 ❖ 都市計画道路高城本町線沿道は、既存の商店や生活サービス施設等の集積を生かして様々な公共公益施設等の誘導を図り、周辺の市街地住宅地への都市的サービスを提供する商業環境の充実を図る。 ❖ JR高城町駅を起点とした周遊性の向上等について検討する。
沿道商業地	❖ JR松島駅周辺は、商業・行政等からなる市街地が形成されており、更なる機能の充実を図ることで、沿道商業地としての活性化を図る。 ❖ JR松島駅を起点とした周遊性の向上等について検討する。
住宅地	❖ 住民が居住する市街地住宅地として居住環境の維持・向上を図る。

2) 都市施設等に関する方針

区分	基本方針
交通施設	広域幹線道路 ❖ 国道45号は、松島町の中心部と周辺諸都市を連絡する広域的な幹線道路として、慢性的な交通渋滞の解消や、機能維持を促進する。 ❖ 主要地方道奥松島松島公園線は、松島町と東松島市を連絡する広域的な幹線道路としての機能維持に努める。 地域幹線道路 ❖ 都市計画道路新松島駅前線は、松島駅と国道45号とを連絡する地域幹線道路として見直しを図る。 ❖ 都市計画道路高城駅前線は、都市計画道路高城本町線とJR高城町駅を連絡する地域幹線道路として早期整備に努める。 ❖ 都市計画道路高城本町線は、高城地域の商店街を支える地域幹線道路として見直しを図る。 生活道路 ❖ 地域内の生活道路については、狭あいな道路の解消や歩行者の安全通行の確保を図る道路空間の整備に努める。 ❖ 道路の草刈りや清掃活動の実施など、地域住民との協働による維持管理に努める。
	鉄 道 ❖ JR松島駅及びJR高城町駅のバリアフリー化と駅舎の改築等を推進・検討するとともに、交通結節機能の強化を図る。 バ ス ❖ 町営バスは、運行本数やルート等の見直し検討を行い、観光客等にも利用しやすい運営を図るなど利便性の向上に努める。
公園緑地	地域住民の身近な公園 ❖ 住民が日常的に利用できる児童公園（高城浜児童公園）等の適正な配置検討・維持管理に努める。
河川	水と緑の軸 ❖ 高城川の水質保全及び継続的な監視等に取り組むとともに、高城川と都市計画道路高城本町線が一体となった都市軸の形成のあり方等について検討する。

区分	基本方針
下水道	❖ 老朽化している下水道施設の改築、更新に際しては、ストックマネジメントを策定し、施設の計画的活効率的な整備を図る。 ❖ 公共下水道域内での水洗化と域外での合併処理浄化槽設置の促進を図る。

3) 都市景観に関する方針

基本方針
❖ 高城川沿川及び都市計画道路高城本町線沿道で構成される都市軸において、良好な景観の形成・誘導に努める。 ❖ 住宅市街地の緑化を推進し、緑と潤いのある住環境の形成を図る。

4) 都市防災に関する方針

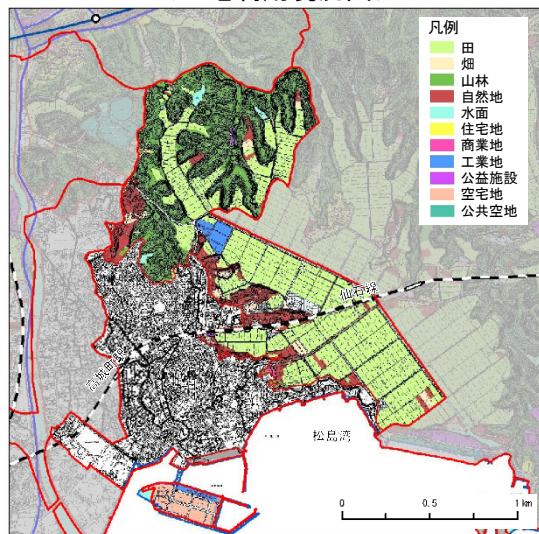
基本方針
❖ 松島高校等の避難施設の適正な維持管理を促進する。 ❖ 住宅等の建築物の耐震化を促進し、地震等に強いまちづくりを推進する。 ❖ 集中豪雨等による高城川の氾濫に対応し、水防機能の強化と早期避難体制の確立等を推進する。 ❖ 災害時のライフライン等の機能維持を図るため、老朽化した施設等については、ストックマネジメントに基づき更新を行うとともに、適正な維持管理に努める。

6-4 磯崎地域

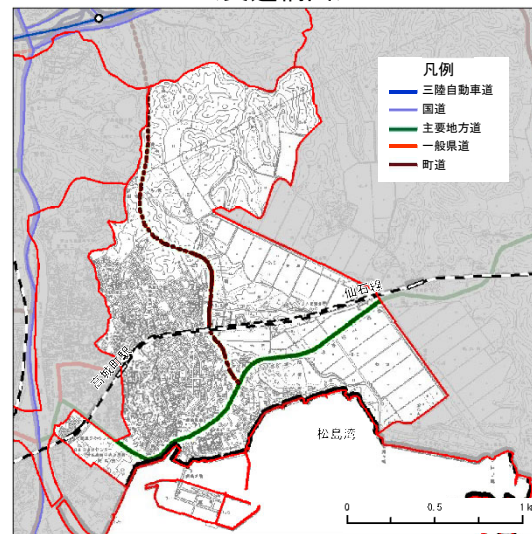
(1) 地域の概況

地域の概況	
◆地域の東部は平坦地、西及び北部は丘陵地、南部は松島湾に面する比較的平坦地で形成されている。 ◆地域の南部を松島町と東松島市を結ぶ主要地方道奥松島松島公園線が通過している。 ◆JR仙石線が通過しているものの、地域内に駅はない。 ◆8地域の内、最も人口が多い地域である。	
人口・世帯数（住民基本台帳より）	
平成25年 ◆総人口 3,270人 ◆世帯数 1,177世帯 ◆世帯構成人員2.78人/世帯	
平成26年 ◆総人口 3,327人 ◆世帯数 1,223世帯 ◆世帯構成人員2.72人/世帯	
平成27年 ◆総人口 3,327人 ◆世帯数 1,248世帯 ◆世帯構成人員2.67人/世帯	
平成28年 ◆総人口 3,396人 ◆世帯数 1,295世帯 ◆世帯構成人員2.62人/世帯	
平成29年 ◆総人口 3,367人 ◆世帯数 1,300世帯 ◆世帯構成人員2.59人/世帯	
土地利用	
◆平坦地は、干拓事業により形成された水田を中心とした農地と集落地で形成されている。 ◆西及び北部の丘陵地は住宅市街地と緑地で、住宅地の過半は土地区画整理事業が実施された良好な環境の低層住宅地で形成されている。 ◆南部の海岸に接する地域は漁港及び漁業関連施設地と住宅地で形成されている。	
交通	
<u>主要道路</u> ◆主要地方道奥松島松島公園線 ◆都市計画道路根廻磯崎線 <u>公共交通</u> [鉄道] JR仙石線（駅無し） [バス] ◆町営松島東線（4便/日） ◆町営北松島線中廻り（4便/日）	
法規制	
◆文化財保護法による特別名勝松島保存管理計画区域 ◆農業振興地域に関する法律による農業振興地域及び農用地区域	◆自然公園法による県立自然公園区域 ◆森林法に基づく国有林及び地域森林計画対象民有林 ◆その他（保安林、土砂災害警戒区域等）
都市計画	
◆都市計画区域（一部市街化区域（用途地域指定有り）） <u>都市計画道路</u> ◆3.5.403磯崎海岸線（整備済） ◆3.4.408根廻磯崎線（一部整備済） ◆3.5.406浜通線（整備済） <u>土地区画整理事業</u> ◆割波土地区画整理事業（2.2ha） ◆磯崎土地区画整理事業（7.2ha） ◆白坂土地区画整理事業（5.6ha） ◆東磯崎土地区画整理事業（6.1ha） ◆溜土地区画整理事業（8.6ha） <u>都市計画公園</u> なし	
主な公共公益施設等	
官公庁施設	◆子育て支援センター
コミュニティ施設	◆文化観光交流館、華園集会場
教育施設	—
公園緑地等	◆西の浜貝塚公園、美映の丘児童公園、白萩児童公園、光陽台児童遊園
その他施設	◆磯崎保育所、高城保育所、児童館、町民グラウンド、美映の丘町営住宅、華園町営住宅、磯崎地区コミュニティ消防センター、白萩避難所、磯崎避難所、長田避難所

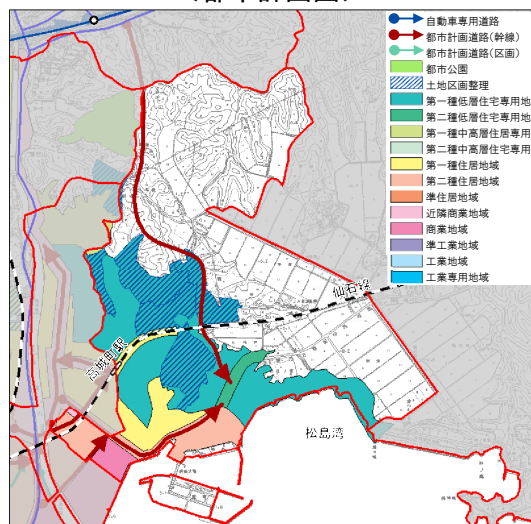
<土地利用現況図>



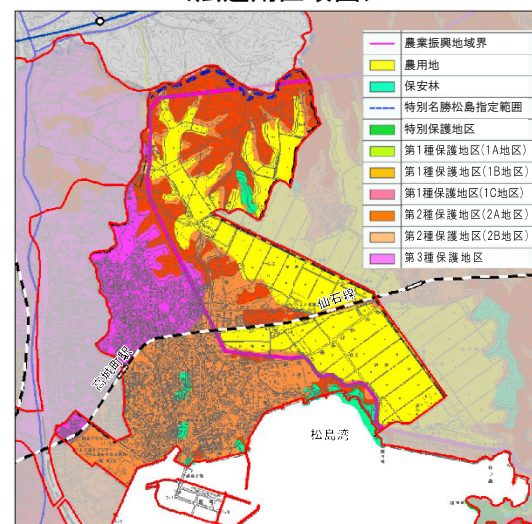
<交通網図>



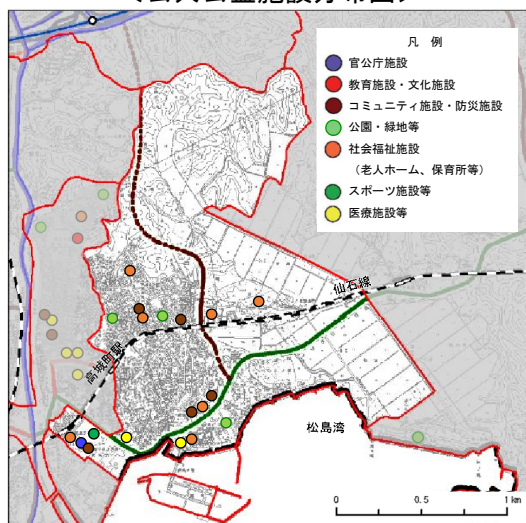
<都市計画図>



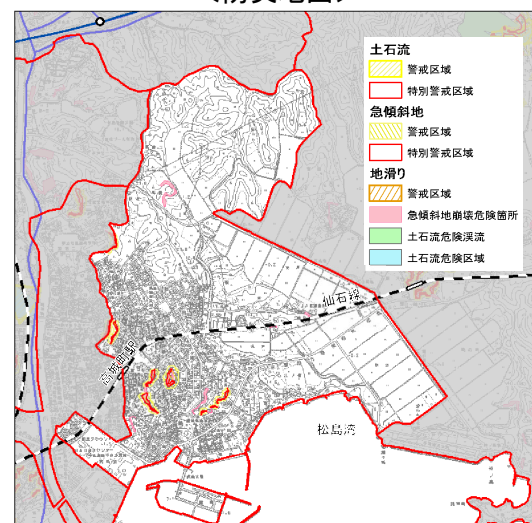
<法適用区域図>



<公共公益施設分布図>



<防災地図>



(2) 地域の課題

地域の概況を踏まえて、磯崎地域が抱える地域課題について以下のとおり整理する。

区 分	地域が抱える課題
土地利用	○土地区画整理事業により形成された新たな地区における住環境の維持・保全 ○既存住宅地の住環境の充実・強化 ○田園を主体とした里地・里山の保全 ○松島湾の後背緑地としての山地部の緑地の保全 ○松島湾の景観保全のための海岸景観の保全 ○漁港や漁業関連産業の東日本大震災からの早期復興
交 通	道路交通 ○主要地方道奥松島松島公園線及び都市計画道路根廻磯崎線の整備 ○生活道路の整備 ○歩行者の交通安全及び買物環境の向上に資する歩道等の整備 公共交通 ○町営バスの運行本数・ルート等の見直しによる住民サービスの向上
都市施設	○松島湾の水質保全と親水性の向上 ○地域住民が身近に利用できる児童公園(夕陽が丘児童公園)等の適正な維持管理
都市景観	○松島湾沿岸の景観保全 ○住宅市街地における自然環境と調和した良好な景観づくり
都市防災	○東日本大震災や近年の豪雨災害等を教訓とした災害に強い地域づくりの推進
そ の 他	○高齢化社会に対応した安全安心な地域づくりの推進

(3) 地域づくりの目標

当地域は、住宅市街地と里地・里山及び松島湾沿岸からなる変化に富んだ地域であり、松島湾の恵みを生かした漁業の振興と観光との連携、緑豊かな自然景観の保全を図るとともに、人々が安全安心に暮らせる住環境づくりを目指す。

＜地域づくりの将来像＞

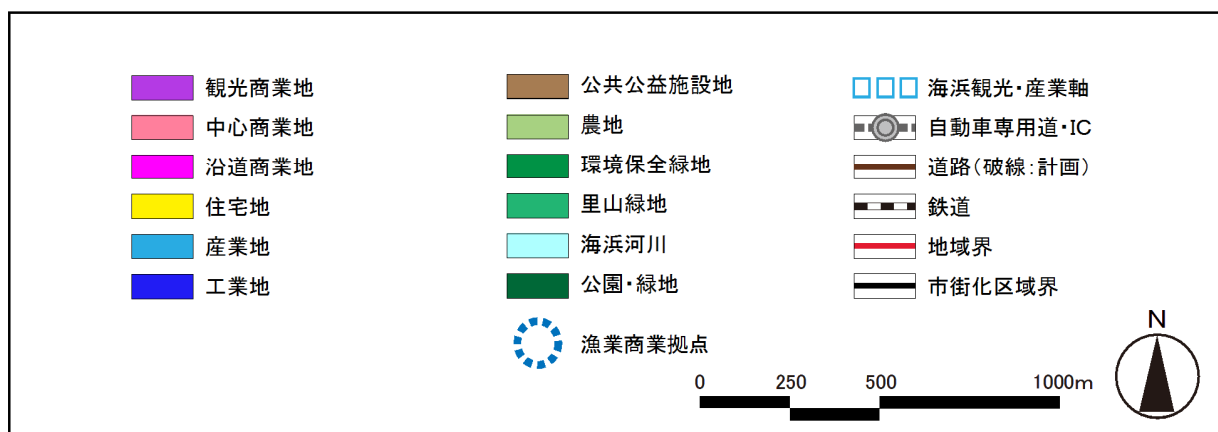
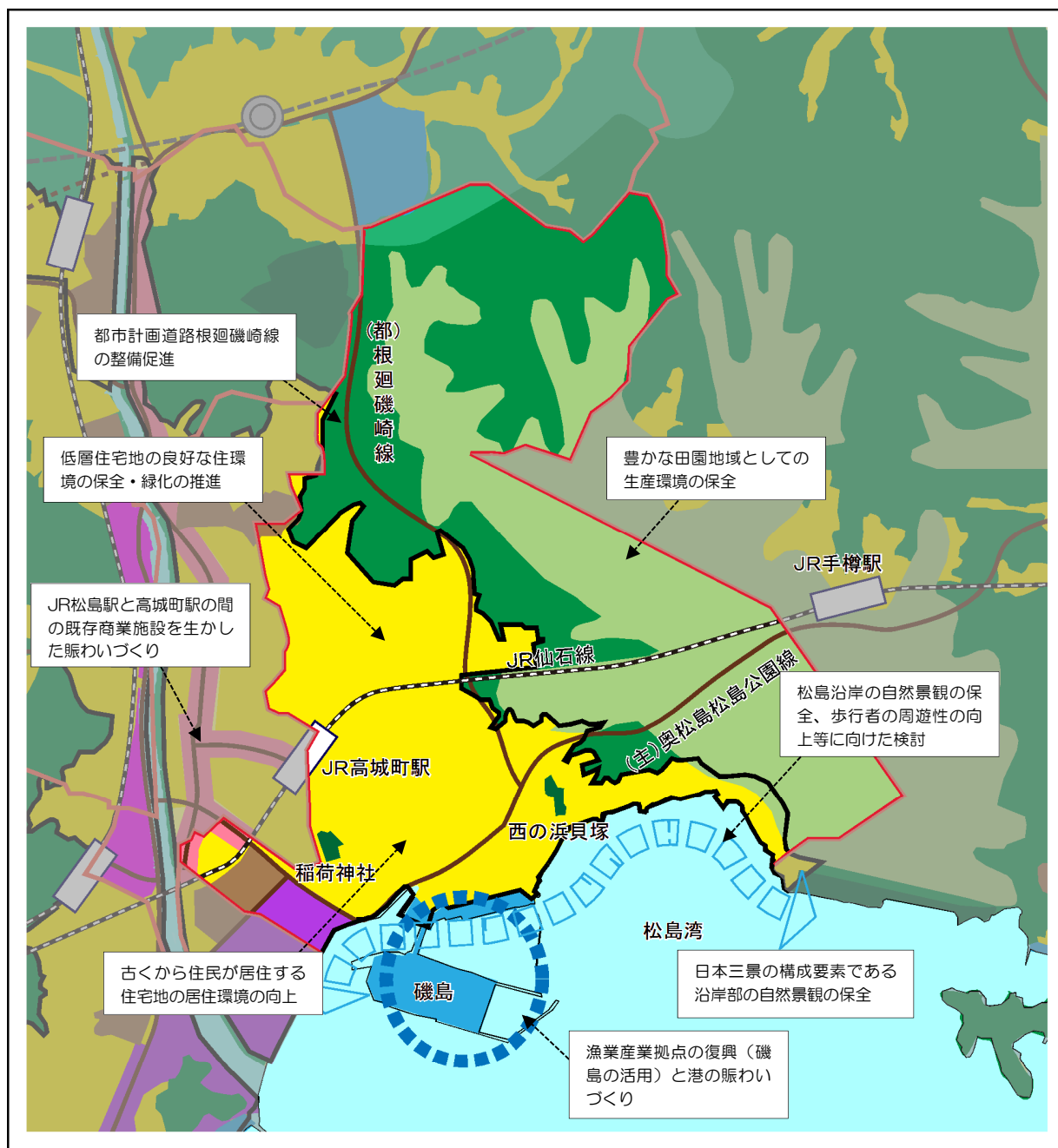
「松島湾の恵みに育まれた漁業と緑豊かな住環境が調和した地域づくり」



【基本目標】

- ❑ 松島湾の恵みを守り育む地域づくり
- ❑ 漁業関連産業が活気づく地域づくり
- ❑ 緑豊かな安全・安心な居住環境を有する地域づくり

【地域づくりの方針図（磯崎地域）】



(4) 地域づくりの方針

1) 土地利用に関する方針

区分	基本方針
住宅地	❖ 土地区画整理事業により居住環境が整備された戸建て住宅を中心とした住宅地は、引き続き、低層戸建て住宅地として緑豊かな住環境の保全に努める。 ❖ 住宅地は、生活道路や区画道路、既存公園等の適正な維持管理に努め、良好な居住環境の保全を図る。 ❖ 海岸部の漁港後背地及び漁業関連施設が立地する地域は、東日本大震災からの早期復興を図る。
農地	❖ 豊かな田園地域として、農業生産環境の保全を図る。
環境保全緑地	❖ 松島湾の緑の遠景を形成する重要な要素である山地部の緑地は、引き続き、保護・保全を図る。
産業地	漁業産業拠点 ❖ 磯島は、東日本大震災からの早期復興を図るとともに、漁港と漁業関連産業の拠点としての機能充実を図る。

2) 都市施設等に関する方針

区分	基本方針
交通施設	道路 広域幹線道路 ❖ 主要地方道奥松島松島公園線(都市計画道路磯崎海岸線)は、松島町と東松島市を連絡する広域的な幹線道路としての機能維持に努める。 地域幹線道路 ❖ 都市計画道路根廻磯崎線は、国道45号と主要地方道奥松島松島公園線を連絡する地域幹線道路として、整備・促進を図る。 生活道路 ❖ 地域内の狭あいな道路の解消や歩行者の安全通行の確保を図る。 ❖ 地域住民との協働による道路空間の適切な維持管理に努める。
	公共交通 バス ❖ 町営バスは、運行本数やルート等の見直し検討を行い、観光客等にも利用しやすい運営を図るなど利便性の向上に努める。
公園緑地	地域住民の身近な公園 ❖ 住民が日常的に利用できる児童公園(夕陽が丘児童公園)等の適正な配置検討・維持管理に努める。 ❖ 地域住民との協働による公園整備・美化に努める。
河川・港湾	❖ 閉鎖水域である松島湾の水質保全と継続的な監視等に取り組むとともに、住民一人一人の港湾の水質保全に対する意識の向上に努める。
下水道	❖ 引き続き、汚水・雨水の下水道整備事業を推進する。 ❖ 老朽化している下水道施設の改築、更新に際しては、ストックマネジメント等に基づき、施設の計画的な整備を図る。 ❖ 公共下水道域内での水洗化と域外での合併処理浄化槽設置の促進を図る。

3) 都市景観に関する方針

区分	基本方針
市街地景観	❖ 幹線道路沿いの住宅地と計画的に整備された住宅地において、緑豊かな、住み心地の良い市街地景観の形成を図る。 ❖ 松島湾沿岸の自然景観の保全と、景観を生かした周遊性の向上等について検討する。
里地・里山景観	❖ かつて手樽湾を形成し、干拓事業などにより広大な田園が形成され、背後の山裾と一帯的に里地・里山的景観が形成されており、干拓による田園景観と海岸線の名残りが見える自然景観について、引き続き、景観の保全・継承を図る。

4) 都市防災に関する方針

基本方針
❖ 白萩避難所等の避難施設の適正な維持管理に努める。 ❖ 住宅等の建築物の耐震化を促進し、地震等に強いまちづくりを推進する。 ❖ 避難路に位置づけられている都市計画道路根廻磯崎線の早期整備に努める。 ❖ 災害時のライフライン等の機能維持を図るため、老朽化した施設等については、ストックマネジメントに基づき更新を行うとともに、適正な維持管理に努める。

6-5 本郷地域

(1) 地域の概況

地域の概況

- ◆地域の東端を南北に流れる高城川沿川に狭小な平坦地、その他の地域は丘陵地で形成されている。
- ◆平坦地はおおむね市街地が形成されている。
- ◆平坦地にJR東北本線と国道45号が南北に通過している。



人口・世帯数(住民基本台帳より)

平成25年	◆総人口 2,008人	◆世帯数 727世帯	◆世帯構成人員2.76人/世帯
平成26年	◆総人口 2,016人	◆世帯数 748世帯	◆世帯構成人員2.70人/世帯
平成27年	◆総人口 2,100人	◆世帯数 782世帯	◆世帯構成人員2.69人/世帯
平成28年	◆総人口 2,061人	◆世帯数 782世帯	◆世帯構成人員2.64人/世帯
平成29年	◆総人口 2,043人	◆世帯数 787世帯	◆世帯構成人員2.60人/世帯

土地利用

- ◆市街地には、住宅地と国道45号沿いに沿道型の商業地が形成されている。
- ◆国道45号沿道の田中地区には、松島町水道事業所(松島浄化センター)が配置されている。
- ◆丘陵地は緑地で、狭小な山間に集落と農地が分布している。

交通

- 主要道路** ◆国道45号 ◆主要地方道仙台松島線
 ◆一般県道小牛田松島線(初原バイパス) ◆町道高城桜渡戸線
- 公共交通** [鉄道] ◆JR東北本線愛宕駅
 [バス] ◆町営松島東線(4便/日) ◆町営松島西線(5便/日)
 ◆町営北松島線(6便/日) ◆町営北松島線中廻り(4便/日)

法規制

- ◆文化財保護法による特別名勝松島保存管理計画区域 ◆森林法に基づく国有林及び地域森林計画対象民有林
- ◆自然公園法による県立自然公園区域 ◆その他(土砂災害(特別)警戒区域等)

都市計画

- ◆都市計画区域(一部市街化区域(用途地域指定有り))

都市計画道路 なし

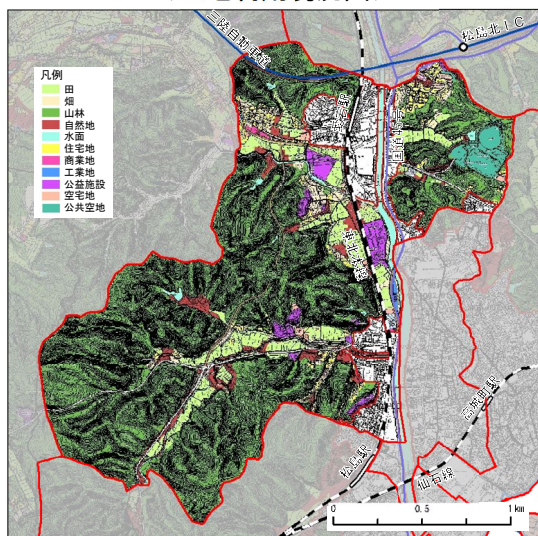
土地区画整理事業 ◆城内土地区画整理事業(4.4ha)

都市計画公園 ◆松島運動公園(9.8ha)

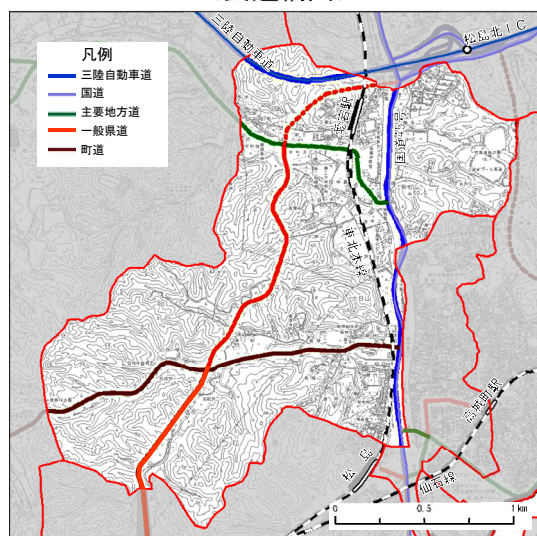
主な公共公益施設等

官公庁施設	◆松島町水道事業所
コミュニティ施設	◆本郷ふれあいセンター、明神地区コミュニティ消防センター
教育施設	◆松島中学校、第二小学校、第二幼稚園、城内児童公園、本郷ふれあい児童公園
公園緑地等	◆松島運動公園、温水プール
その他施設	◆愛宕住宅

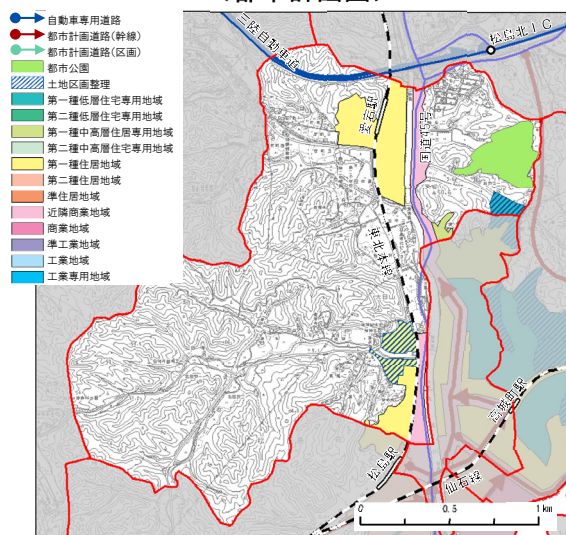
<土地利用現況図>



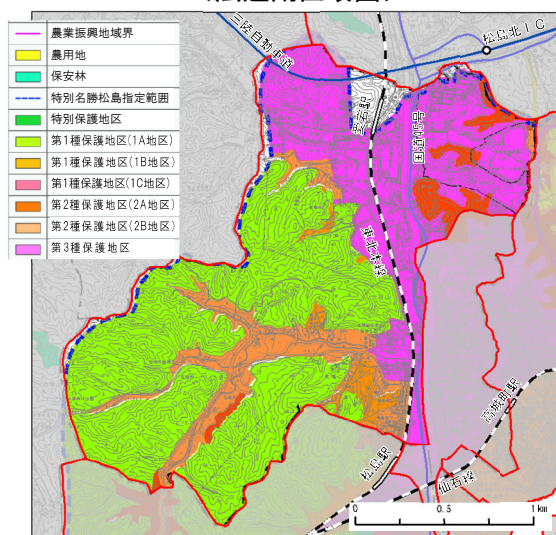
<交通網図>



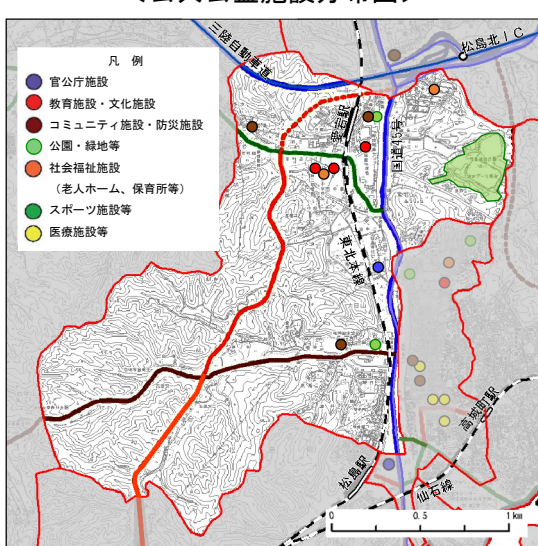
<都市計画図>



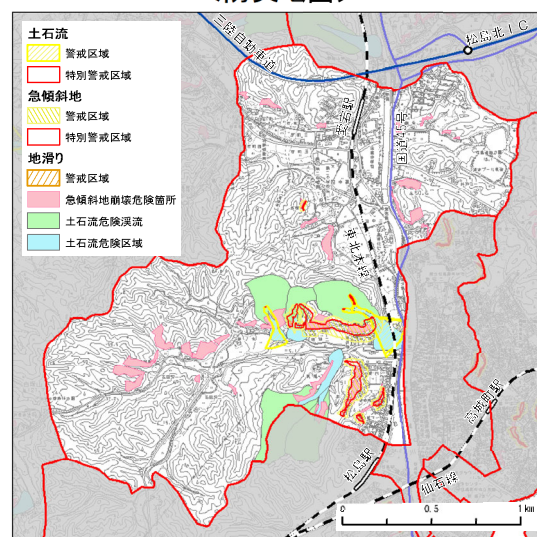
<法適用区域図>



<公共公益施設分布図>



<防災地図>



(2) 地域の課題

地域の概況を踏まえて、本郷地域が抱える地域課題について以下のとおり整理する。

区 分	地域が抱える課題
土地利用	○JR愛宕駅周辺における交流拠点づくり ○JR愛宕駅周辺での新たな居住者に対応した良好な住環境の整備 ○国道45号沿道の商業・流通施設等の誘導による地域の活性化 ○松島湾の後背緑地としての緑地景観の保全
交 通	道路交通 ○慢性的な交通渋滞が発生している国道45号の交通混雑の緩和 ○生活道路における交通安全対策 公共交通 ○JR愛宕駅のバリアフリー化と交通結節機能の向上 ○町営バスの運行本数・ルート等の見直しによる住民サービスの向上
都市施設	○医療・商業施設の充実 ○高城川の水質と親水性の向上 ○地域住民が身近に利用できる児童公園(城内児童公園)等の適正な維持管理
都市景観	○高城川及び国道45号沿道の緑化と良好な景観形成 ○松島湾の自然景観の一環をなす丘陵地緑地の保全
都市防災	○東日本大震災や近年の豪雨災害等を教訓とした災害に強い地域づくりの推進
そ の 他	○高齢化社会に対応した安全安心な地域づくりの推進

(3) 地域づくりの目標

当地域は、商業・行政機能が立地するJR松島駅前と市街地北端のJR愛宕駅前を連絡する南北に細長い市街地が国道45号沿いに形成されており、教育施設や松島運動公園が立地している。両駅や公共公益施設を核とした賑わいのあるまちづくりを推進するとともに、新たな居住者の受け皿となる良好な住環境の整備に努め、潤いと活気のある地域の形成を目指す。

<地域づくりの将来像>

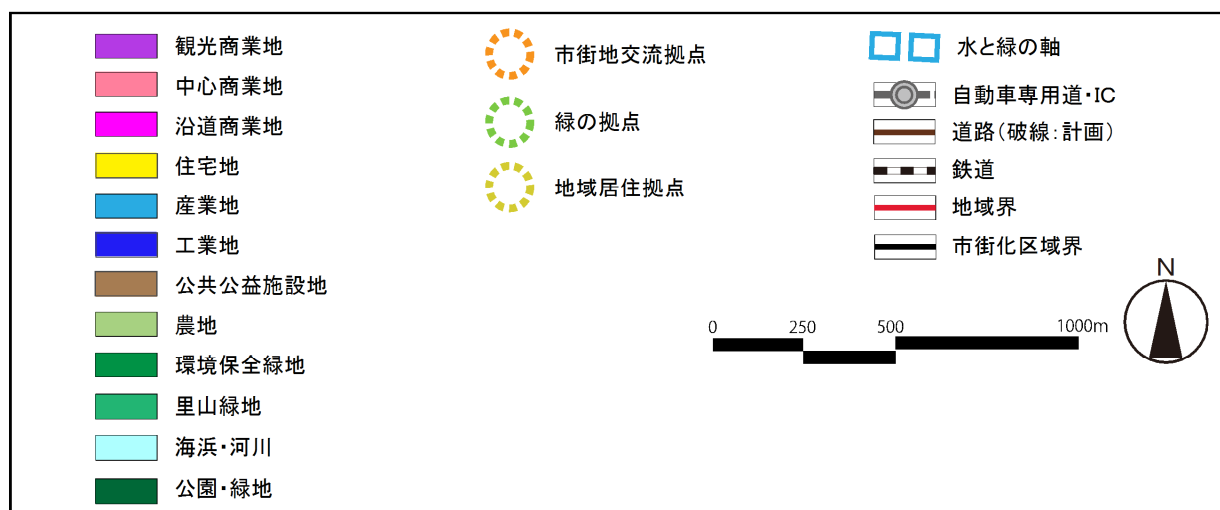
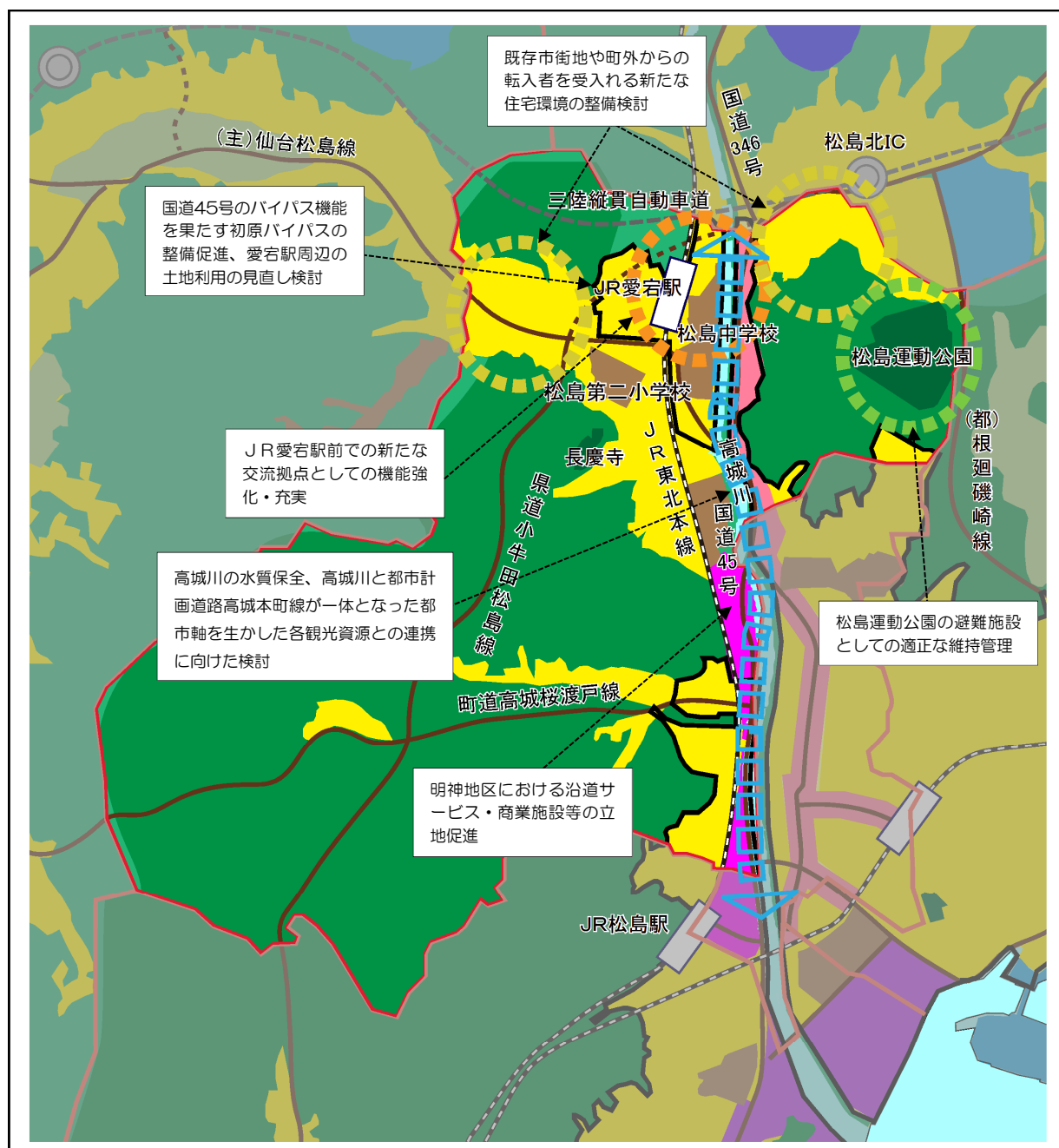
「交通の利便性を生かした賑わいのある交流拠点を形成する地域づくり」



【基本目標】

- ❑ 交通の利便性を生かした賑わいのある地域づくり
- ❑ JR 愛宕駅の近接性を生かした新たな交流の拠点となる地域づくり
- ❑ 新たな居住者の受け皿となる良好な住環境を有する地域づくり

【主要な地域づくりの方針図（本郷地域）】



(4) 地域づくりの方針

1) 土地利用に関する方針

区分	基本方針
沿道商業地	❖ 国道45号沿道の明神地区を中心とする地域において、沿道サービス・商業施設等の立地促進を図る。
住宅地	❖ JR愛宕駅・松島駅に近接する既存の住宅地については、駅に近接する利便性を生かした居住環境の維持・向上を図る。 ❖ 県道小牛田松島線・町道高城桜渡戸線沿道の集落及び農地等は、良好な里山環境の居住地等として保全を図る。 地域居住拠点 ❖ JR愛宕駅周辺に町内外の転入者を受け入れる低層住宅を主体とした新たな住宅地の形成を図る。 市街地交流拠点 ❖ JR愛宕駅を中心とする一帯は、新たな市街地住宅地居住者や産業拠点で働く人々の日常的な利用・サービス等の充実した新たな交流拠点として、商業・行政・コミュニティ等機能等の強化・充実を図る。
環境保全緑地	❖ 松島湾の緑の遠景を形成する重要な要素である山地部の緑地について、引き続き、保護・保全を図る。

2) 都市施設等に関する方針

区分	基本方針
交通施設	道路 広域幹線道路 ❖ 国道45号は、当地域内で国道346号、主要地方道仙台松島線、三陸縦貫自動車道松島北ICへと接続しており、観光・物流・生活などのあらゆる交通が行き交う地点であることから、広域幹線道路として機能を強化するため、バイパスを含めた道路整備を促進する。 ❖ 主要地方道仙台松島線は、松島町と仙台市を連絡する広域的な幹線道路であり、歩道・交差点・線形等の改良・整備を促進する。 地域幹線道路 ❖ 県道小牛田松島線は、国道45号のバイパスとして整備促進を図る。 ❖ 町道高城桜渡戸線は、本地域と初原・桜渡戸地域を連絡する主要地方道仙台松島線を連絡する地域幹線道路として機能の維持に努める。 生活道路 ❖ 道路の草刈りや清掃活動の実施など、地域住民との協働による維持管理に努める。
	公共交通 鉄 道 ❖ 町の中心に位置するJR愛宕駅の交通結線機能の強化を図るため、バリアフリー化を検討する。 バ ス ❖ 町営バスは、地域住民の利用状況に応じた運行本数やルート等の見直しを検討するなど利便性の向上に努める。 ❖ 高齢化の進行や定住促進に対応するため、地域住民に利用しやすい公共交通のあり方等について検討する。

区分	基本方針
公園・緑地	緑の拠点 ❖ 松島運動公園の適正な維持管理に努めるとともに、住民の利用率の向上に向けた施設の充実を図る。 地域住民の身近な公園 ❖ 住民が日常的に利用できる児童公園（城内児童公園）等の適正な配置検討・維持管理に努める。
河川	水と緑の軸 ❖ 高城川の水質保全及び継続的な監視等に取り組むとともに、高城川と都市計画道路高城本町線が一体となった都市軸の形成のあり方等について検討する。
下水道	❖ 老朽化している下水道施設の改築、更新に際しては、ストックマネジメント等を策定し、施設の計画的活効率的な整備を図る。 ❖ 公共下水道域内での水洗化と域外での合併処理浄化槽設置の促進を図る。

3) 都市景観に関する方針

基本方針
❖ 丘陵地帯は、松島湾や海岸沿いの陸地から見える緩やかな山並みの稜線を形成しており、松林に特徴づけられた豊かな植生環境と美しい眺望の保全・継承を図る。 ❖ 高城川沿川及び国道45号沿道で構成される都市軸において、良好な景観の形成・誘導に努める。

4) 都市防災に関する方針

基本方針
❖ 松島運動公園の避難施設としての適正な維持管理に努める。 ❖ 関係機関との連携のもと、高城川の護岸の復旧整備、適正な維持管理に努める。 ❖ 住宅等の建築物の耐震化を促進し、地震等に強いまちづくりを推進する。 ❖ 災害時のライフライン等の機能維持を図るため、老朽化した施設等については、ストックマネジメント等に基づき更新を行うとともに、適正な維持管理に努める。 ❖ 山地部に隣接する集落の保全を図るために、地震や豪雨による土石流、地すべり、斜面崩壊等の災害を防止するための急傾斜地崩壊対策や砂防事業を促進する。 ❖ 安全安心な教育環境の整備に向けて、第二小学校や松島中学校など老朽化した教育施設の改修に努める。

6-6 手樽地域

(1) 地域の概況

地域の概況

- ◆地域の東北部は丘陵地が形成されている。
- ◆地域の西部は、隣接する磯崎地域の平坦地と一体となった平坦地を形成している。
- ◆南部は、松島湾に面した入り組んだ海岸で、各所に漁港が形成されている。
- ◆JR仙石線が地域南部を東西に横断し、手樽駅と陸前富山駅が設置されている。



人口・世帯数（住民基本台帳より）

平成25年	◆総人口 776人	◆世帯数 251世帯	◆世帯構成人員3.09人/世帯
平成26年	◆総人口 756人	◆世帯数 251世帯	◆世帯構成人員3.01人/世帯
平成27年	◆総人口 731人	◆世帯数 246世帯	◆世帯構成人員2.97人/世帯
平成28年	◆総人口 701人	◆世帯数 239世帯	◆世帯構成人員2.93人/世帯
平成29年	◆総人口 683人	◆世帯数 235世帯	◆世帯構成人員2.91人/世帯

土地利用

- ◆平坦地は、手樽湾の干拓事業により形成された水田とその周辺に集落地が分散的に分布している。
- ◆JR手樽駅と陸前富山駅に拠点的な集落が形成されている。
- ◆丘陵地は緑地で、松島湾の遠景を構成する景観緑地と山間の農地・集落で形成されている。

交通

主要道路	◆主要地方道奥松島松島公園線
公共交通	〔鉄道〕 ◆JR仙石線手樽駅 ◆JR仙石線陸前富山駅
	〔バス〕 ◆町営松島東線(4便/日) ◆町営北松島線(6便/日)

法規制

- ◆文化財保護法による特別名勝松島保存管理計画区域
- ◆自然公園法による県立自然公園区域
- ◆農業振興地域に関する法律による農業振興地域及び農用地区域
- ◆森林法に基づく国有林及び地域森林計画対象民有林
- ◆その他(保安林、土砂災害警戒区域等)

都市計画

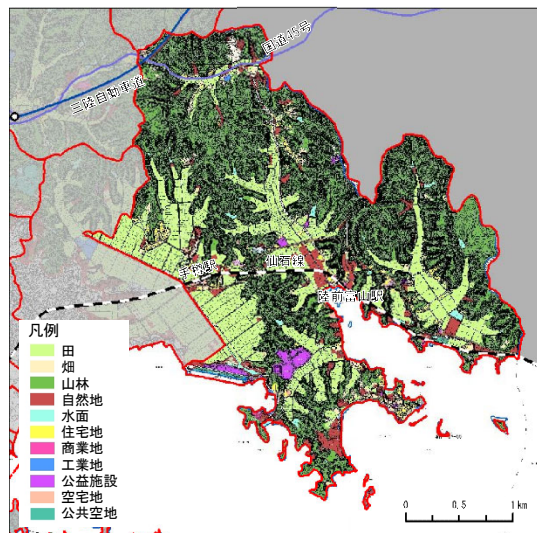
- ◆都市計画区域(全城市街化調整区域)

都市計画道路	なし
土地区画整理事業	なし
都市計画公園	なし

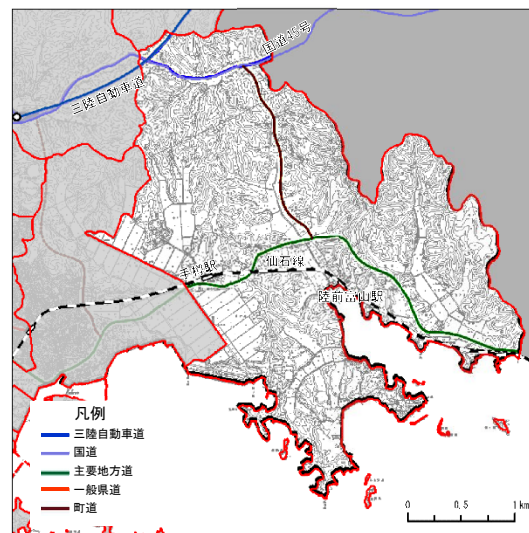
主な公共施設等

官公庁施設	—
コミュニティ施設	◆左坂集会場、古浦集会所、手樽地域交流センター
教育施設	—
公園緑地等	◆手樽海浜公園、古浦農村公園
その他施設	◆松島フットボールセンター、老人ひだまりの家、手樽防災センター、古浦避難所、三浦避難所、名籠避難所

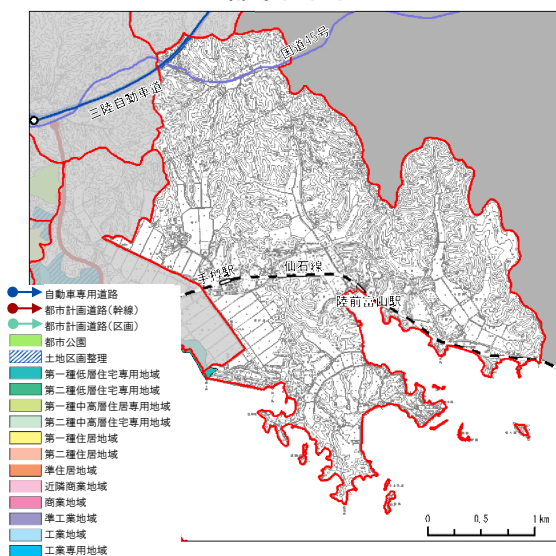
<土地利用現況図>



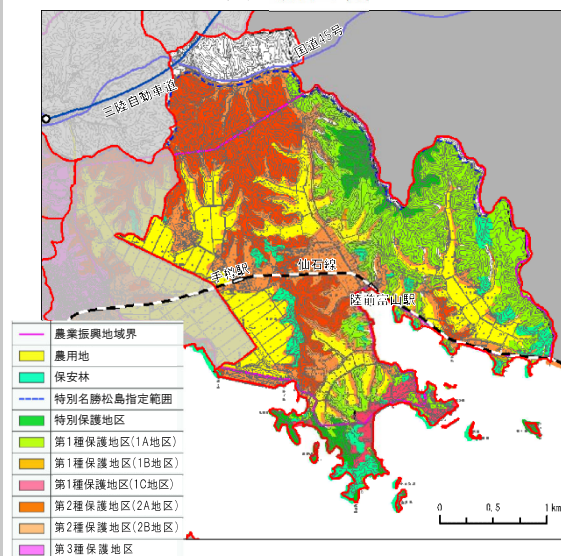
<交通網図>



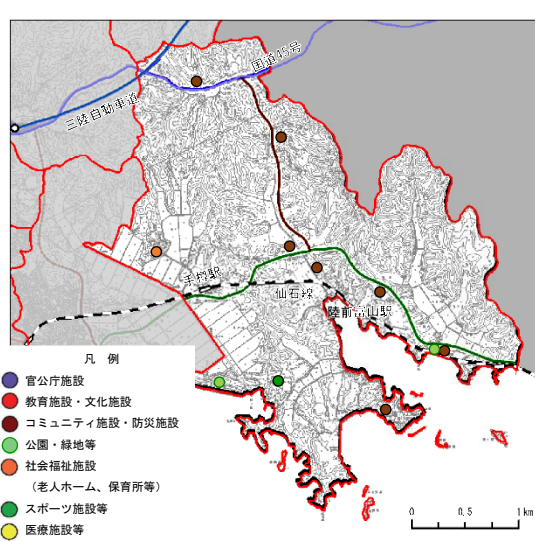
<都市計画図>



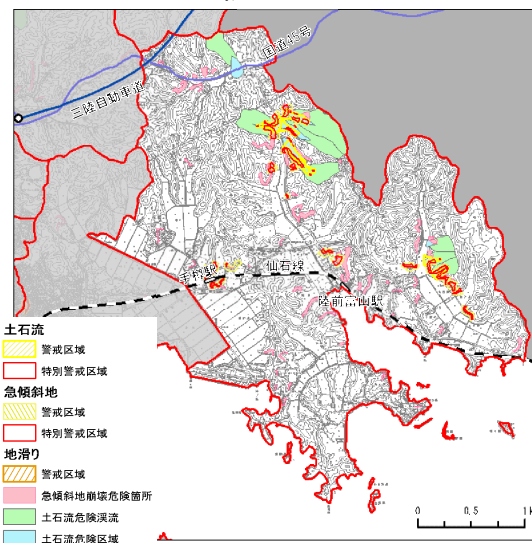
<法適用区域図>



<公共公益施設分布図>



<防災地図>



(2) 地域の課題

地域の概況を踏まえて、手樽地域が抱える地域課題について以下のとおり整理する。

区 分	地域が抱える課題
土地利用	○地域住民の日常生活利便性を高める拠点づくり ○海岸部の漁港及び漁業関連施設の維持・保全 ○海岸線の自然景観の保全 ○平坦地の水田地の保全 ○松島湾の遠景緑地としての丘陵地緑地の里山として保全が必要 ○山間の農地及び集落地の保全
交 通	道路交通 ○主要地方道の幹線道路としての機能維持 ○生活道路の整備 ○歩行者の交通安全に資する歩道等の整備 公共交通 ○公共交通の結節点機能の強化 ○町営バスの運行本数・ルート等の見直しによる住民サービスの向上
都市施設	○合併処理浄化槽設置の促進 ○日常生活の利便性の向上が必要 ○住民が日常的に利用できる公園等の充実
都市防災	○東日本大震災や近年の豪雨災害等を教訓とした災害に強い地域づくりの推進
そ の 他	○高齢化社会に対応した安全安心な地域づくりの推進

(3) 地域づくりの目標

当地域は、松島湾に面した良好な自然環境を有する海岸地域で、水田地帯と丘陵地の緑地で形成されている。この美しい海岸線を生かした地域づくりを検討するとともに漁業と農業を営む人々が日々の生活の中で、自然を慈しみ、自然を守り、心豊かな生活を営むことができる地域づくりを目指す。

＜地域づくりの将来像＞

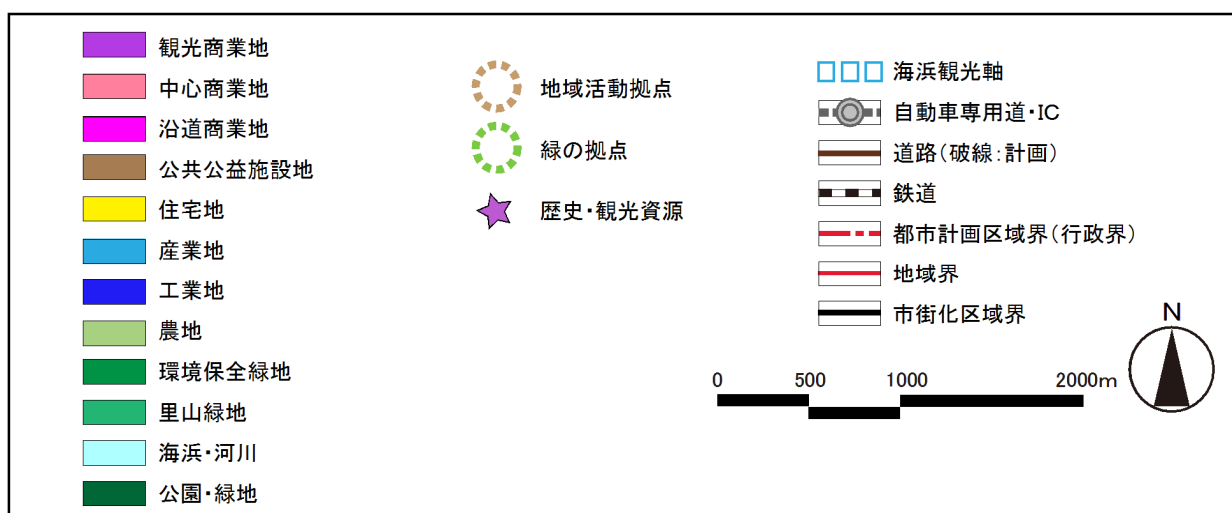
「漁業・農業の拠点となるとともに美しい海岸線や丘陵地を生かした魅力ある地域づくり」



【基本目標】

- ❑ 農業集落や漁業集落等の住環境を保全する地域づくり
- ❑ 松島湾沿岸の自然景観と丘陵地の緑を保全する地域づくり
- ❑ 美しい海岸線を生かした魅力ある地域づくり

【主要な地域づくりの方針図(手樽地域)】



(4) 地域づくりの方針

1) 土地利用に関する方針

区分	基本方針
住宅地	❖ 農地の保全と農業集落地の居住環境の保全を図る。 ❖ 松島湾の保全と漁業集落地の居住環境の保全を図る。 地域生活拠点 ❖ JR仙石線手樽駅及び陸前富山駅前に、地域の人々の生活の中心となる地域生活拠点として、公共公益施設や商業施設等の誘導を図る。
農地	❖ 手樽湾の干拓により形成された水田地帯の保全を図る。
里山緑地	❖ 山地部の緑地は、松島湾の遠景を形成する重要な景観要素として、保全を図るとともに、生物多様性に資する環境の維持・向上に努める。 ❖ 漁業産業の拠点として、漁港の機能維持に努めるとともに、漁業の振興を図る。

2) 都市施設等に関する方針

区分	基本方針
交通施設	広域幹線道路 ❖ 主要地方道奥松島松島公園線は、高城地域や東松島市に連絡する広域幹線道路としての機能維持に努める。 地域幹線道路 ❖ 町道三浦線は、国道45号と主要地方道奥松島松島公園線を連絡する地域幹線道路としての機能維持に努める。 生活道路 ❖ 地域内の生活道路については、狭い道路の解消や歩行者の安全通行の確保を図る道路空間の整備を図る。 ❖ 道路の草刈りや清掃活動の実施など、地域住民との協働による維持管理に努める。
	鉄 道 ❖ JR仙石線手樽駅と陸前富山駅においては、町営バスとの接続機能の向上に向けた検討を進める。 バ ス ❖ 町営バスは、地域住民の利用状況に応じた運行本数やルート等の見直しを検討するなど利便性の向上に努める。
公園・緑地	緑の拠点 ❖ 手樽海浜公園は、公園施設の充実や利便性の向上を図ることで、公園利用者の多目的利活用の資する公園整備を推進する。 ❖ 地域住民との協働による公園整備・美化に努める。
河川・港湾	❖ 閉鎖水域である松島湾の水質保全と継続的な監視等に取り組むとともに、住民一人一人の港湾の水質保全に対する意識の向上に努める。
下水道	❖ 合併処理浄化槽設置の促進を図る。

3) 都市景観に関する方針

基本方針
❖ 干拓により広大な水田地帯が形成された手樽地域の田園景観と背後の山裾と一体的な里地・里山景観の保全・継承を図る。 ❖ 松島湾沿岸の自然景観の保全と、景観を生かした周遊性の向上等について検討する。

4) 都市防災に関する方針

基本方針
❖ 手樽防災センター等の避難施設の適正な維持管理に努める。 ❖ 松島湾に面する地域は、津波に対して安全安心に避難できる機能の強化を図る。 ❖ 住宅等の建築物の耐震化を促進し、地震等に強い地域づくりを推進する。 ❖ 山地に隣接する集落の保全を図るために、地震や豪雨による土石流、地すべり、斜面崩壊等の災害を防止するための急傾斜地崩壊対策や砂防事業を促進する。

6-7 初原・桜渡戸地域

(1) 地域の概況

地域の概況

- ◆松島湾から眺望できる丘陵地の稜線から、その背後の山地からなる南北に細長い地域で形成されている。
- ◆山間部には、高城川の支流と主要地方道仙台松島線と三陸縦貫自動車道が通る狭小な平坦地が形成されている。



人口・世帯数（住民基本台帳より）

平成25年	◆総人口 946人	◆世帯数 365世帯	◆世帯構成人員2.59人/世帯
平成26年	◆総人口 905人	◆世帯数 355世帯	◆世帯構成人員2.55人/世帯
平成27年	◆総人口 902人	◆世帯数 365世帯	◆世帯構成人員2.47人/世帯
平成28年	◆総人口 890人	◆世帯数 367世帯	◆世帯構成人員2.43人/世帯
平成29年	◆総人口 873人	◆世帯数 361世帯	◆世帯構成人員2.42人/世帯

土地利用

- ◆平坦地は水田を中心とした農地と集落地で形成されている。
- ◆東及び西部の斜面地は緑地で形成されている。

交通

主要道路 ◆三陸縦貫自動車道 ◆主要地方道仙台松島線 ◆主要地方道大和松島線

公共交通 〔鉄道〕 なし

〔バス〕 ◆町営松島西線(5便/日)

法規制

- ◆その他(保安林、土砂災害(特別)警戒区域等)

都市計画

- ◆都市計画区域(全城市街化調整区域)

都市計画道路 なし

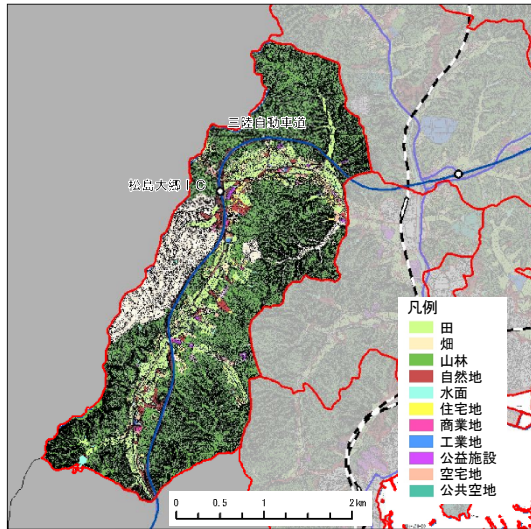
土地区画整理事業 なし

都市計画公園 なし

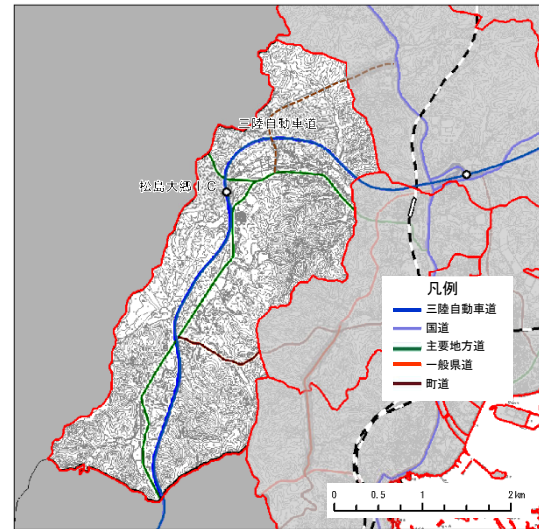
主な公共公益施設等

官公庁施設	◆陸上自衛隊反町分屯地
コミュニティ施設	◆初原コミュニティセンター、桜渡戸分館
教育施設	—
公園緑地等	◆治祐ヶ森自然公園、初原ユーユー公園
その他施設	◆初原地区コミュニティ消防センター

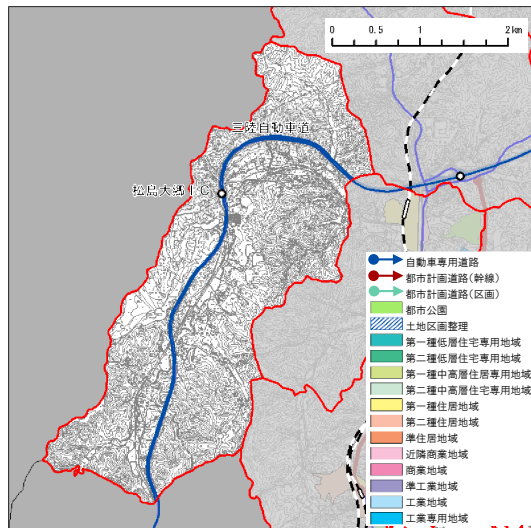
<土地利用現況図>



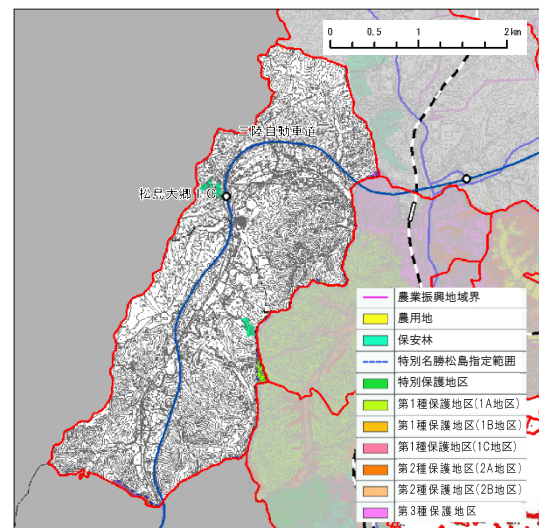
<交通網図>



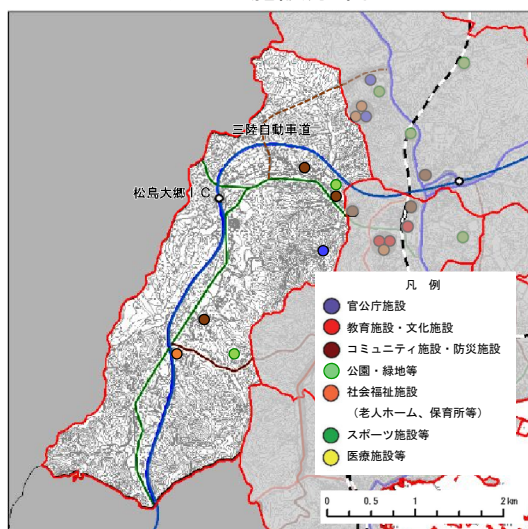
<都市計画図>



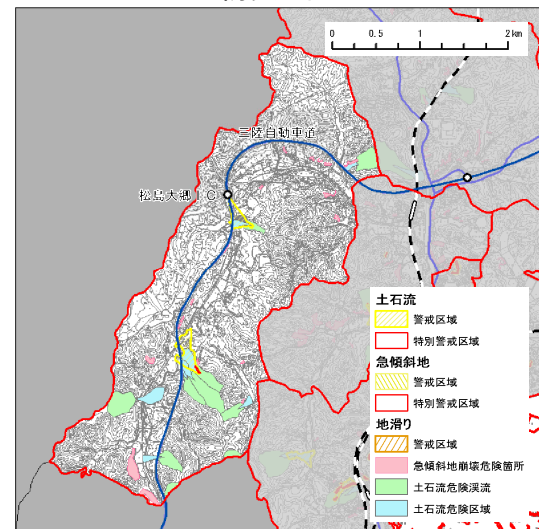
<法適用区域図>



<公共公益施設分布図>



<防災地図>



(2) 地域の課題

地域の概況を踏まえて、初原・桜渡戸地域が抱える地域課題について以下のとおり整理する。

区 分	地域が抱える課題
土地利用	○三陸縦貫自動車道のインターチェンジによる広域的ポテンシャルを活用した新たな産業誘導による地域の活性化 ○仙台市等との近接性を生かした地域の活性化と土地利用の誘導 ○山間の農地及び集落地の保全・活用 ○主要地方道仙台松島線沿道の活性化
交 通	道路交通 ○主要地方道仙台松島線の幹線道路としての機能維持 ○生活道路の整備 ○歩行者の交通安全に資する歩道等の整備 公共交通 ○町営バスの運行本数・ルート等の見直しによる住民サービスの向上
都市施設	○合併処理浄化槽設置の促進 ○住民の日常生活利便性の向上 ○住民が日常的に利用できる児童公園等の充実
都市防災	○東日本大震災や近年の豪雨災害等を教訓とした災害に強い地域づくりの推進
そ の 他	○高齢化社会に対応した安全安心な地域づくりの推進

(3) 地域づくりの目標

当地域は、緑豊かな森林景観を有し、里地・里山集落が主要地方道沿道に分布している。良好な里山の原風景を残しつつ、地域の持つ広域交通ポテンシャルを生かした新たな活力拠点の形成を促進するとともに、良好なコミュニティを維持・継承する地域づくりを目指す。

＜地域づくりの将来像＞

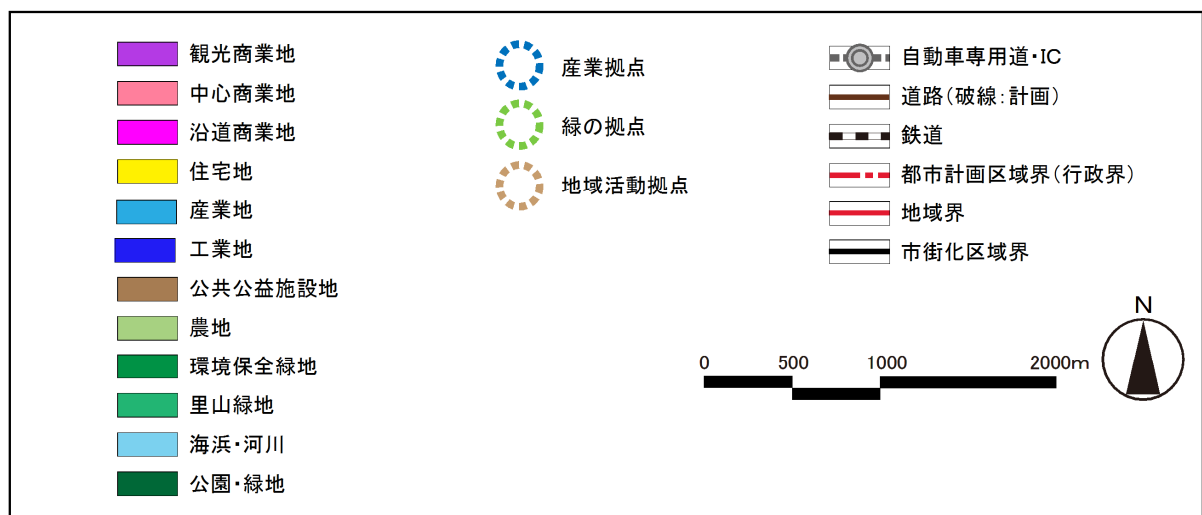
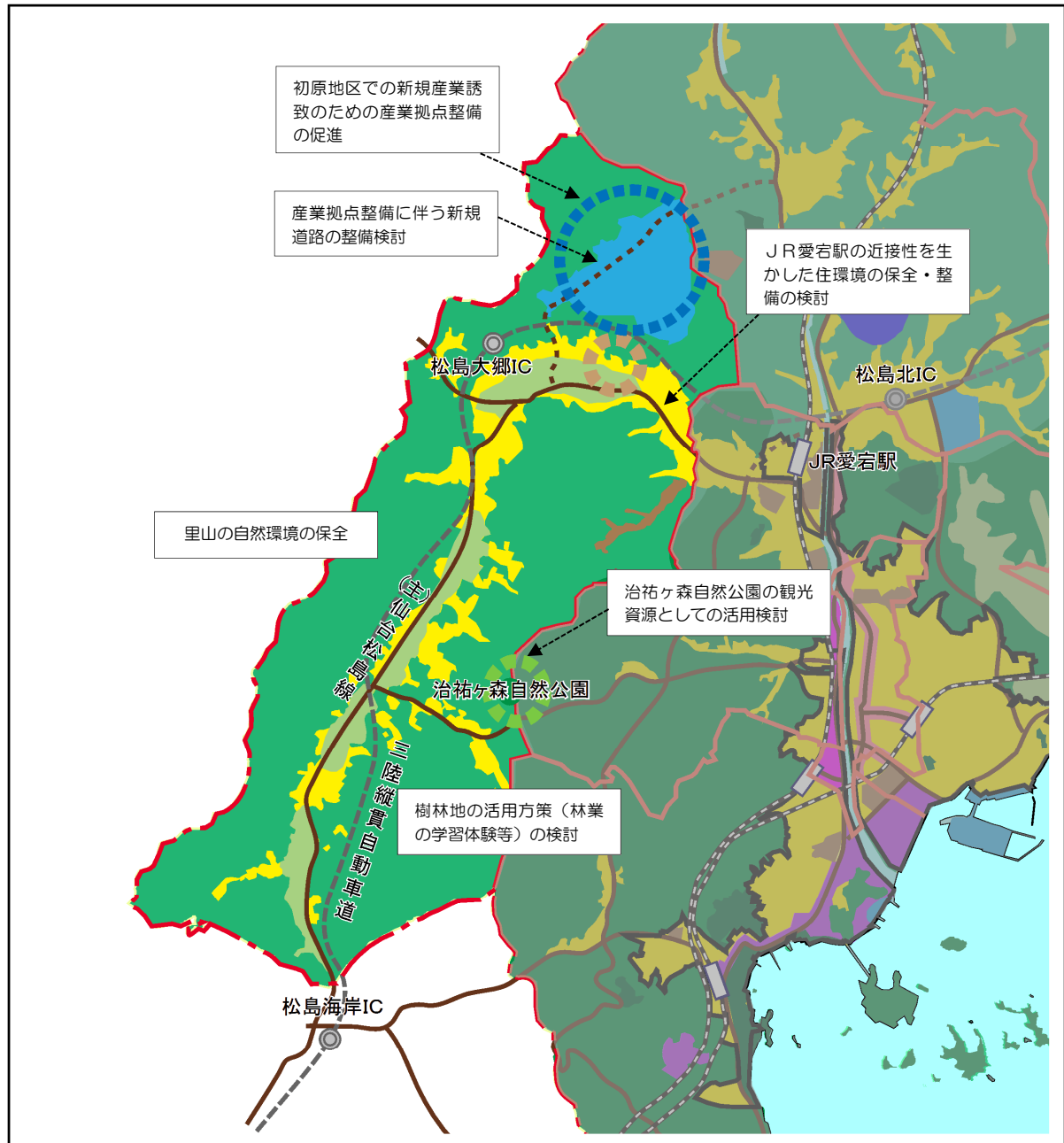
「里山地域の良好なコミュニティを継承しつつ新たな産業拠点を形成する地域づくり」



【基本目標】

- ❑ 里山の保全に配慮しつつ新たな産業拠点を創出する地域づくり
- ❑ 里地の集落と自然環境の保全による里山の原風景を守る地域づくり
- ❑ 良好なコミュニティを維持・継承する地域づくり

【地域づくりの方針図（初原・桜渡戸地域）】



(4) 地域づくりの方針

1) 土地利用に関する方針

区分	基本方針
住宅地	❖ 農地の保全と農業集落地の居住環境・コミュニティの維持保全を図るとともに、主要地方道沿道での地域サービスや沿道サービス施設のあり方等について検討する。 ❖ JR愛宕駅周辺の住宅地においては、駅に近接するポテンシャルを生かした住環境の保全・整備のあり方等について検討する。
里山緑地	❖ 山地部の緑地は、適地での整備・開発を除いて、原則、保全を図り、良好な自然環境に資する環境の維持・向上に努める。 林業の振興 ❖ 樹林地の活用に向けた方策（林業の学習体験等）を検討する。
産業地	産業拠点 ❖ 三陸縦貫自動車道松島大郷IC及び松島北ICによる広域交通ポテンシャルを生かし、初原地区の丘陵地の一部に、緑地保全に配慮しつつ、新産業を誘致する拠点の形成を図る。

2) 都市施設等に関する方針

区分	基本方針
交通施設	道路 広域幹線道路 ❖ 主要地方道仙台松島線は、仙台都市圏への広域幹線道路であり、三陸縦貫自動車道の松島大郷IC、松島北IC及び地域外の松島海岸ICへのアクセス道路でもあることから、その機能維持に努める。 都市間幹線道路 ❖ 主要地方道大和松島線は、松島町と大郷町及び大和町等を連絡する都市間幹線道路としての機能維持に努める。 生活道路 ❖ 地域内の生活道路については、狭あいな道路の解消や歩行者の安全通行の確保を図る道路空間の整備を図る。 ❖ 道路の草刈りや清掃活動の実施など、地域住民との協働による維持管理に努める。
	公共交通 バス ❖ 町営バスは、地域住民の利用状況に応じた運行本数やルート等の見直しを検討するなど利便性の向上に努める。
公園緑地	❖ 観光資源として治祐ヶ森自然公園の整備・充実、活用検討に努める。 ❖ 住民が日常的に利用できる児童公園（上初原児童公園）等の適正な維持管理に努める。
河川	❖ 地域を流れる高城川の支流（田中川）は、水質の保全と緑のせせらぎとして環境保全を図る。
下水道	❖ 合併処理浄化槽設置の促進を図る。

3) 都市景観に関する方針

基本方針
❖ 緑豊かな森林景観と里地・里山集落の保全・継承を図る。

4) 都市防災に関する方針

基本方針

- ❖ 住宅等の建築物の耐震化を促進し、地震等に強いまちづくりを推進する。
- ❖ 山地に隣接する集落の保全を図るために、地震や豪雨による土石流、地すべり、斜面崩壊等の災害を防止するための急傾斜地崩壊対策や砂防事業を促進する。

6-8 根廻・上幡谷地域

(1) 地域の概況

地域の概況

- ◆地域全体は丘陵地で、国道 45 号、JR東北本線、国道 346 号沿道に狭小な平坦地が形成されている。
- ◆松島町の市街地に近接していることと、国道の通過及び三陸縦貫自動車道松島北ICの開設等により、工業団地や町の公共公益施設の立地が多い。



人口・世帯数（住民基本台帳より）

平成25年	◆総人口 561人	◆世帯数 209世帯	◆世帯構成人員2.68人/世帯
平成26年	◆総人口 559人	◆世帯数 210世帯	◆世帯構成人員2.66人/世帯
平成27年	◆総人口 543人	◆世帯数 207世帯	◆世帯構成人員2.62人/世帯
平成28年	◆総人口 524人	◆世帯数 212世帯	◆世帯構成人員2.47人/世帯
平成29年	◆総人口 508人	◆世帯数 207世帯	◆世帯構成人員2.45人/世帯

土地利用

- ◆平坦地は水田を中心とした農地と集落地で形成されている。
- ◆根廻地区の丘陵地に、工業団地、町民の森、福祉施設等が立地している。
- ◆その他の丘陵地は緑地で形成されている。

交通

- 主要道路** ◆三陸縦貫自動車道 ◆国道45号 ◆国道346号
- 公共交通** [鉄道] JR東北本線(駅無し)
- [バス] ◆町営北松島線(6便/日) ◆町営松島東線(4便/日)
- ◆町営北松島線中廻り(4便/日) ◆町営松島西線(5便/日)

法規制

- ◆農業振興地域に関する法律による農業振興地域及び農用地区域
- ◆森林法に基づく国有林及び地域森林計画対象民有林
- ◆その他(保安林、土砂災害(特別)警戒区域等)

都市計画

- ◆都市計画区域(全都市街化調整区域)

都市計画道路

- ◆ 3.4.408根廻磯崎線(一部整備済)

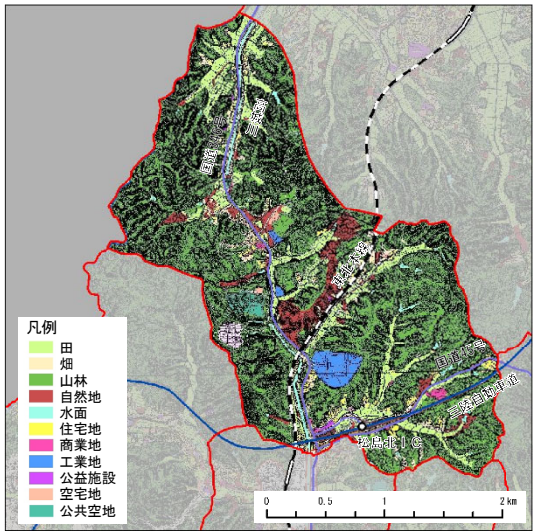
土地区画整理事業 なし

都市計画公園 なし

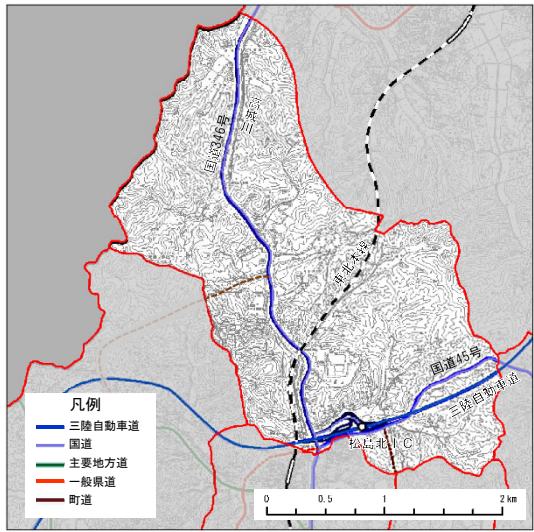
主な公共公益施設等

官公庁施設	◆野外活動センター、保健福祉センター
コミュニティ施設	◆上幡谷生活センター、根廻分館
教育施設	—
公園緑地等	◆長松園森林公園町民の森、根廻児童公園
その他施設	◆特別養護老人ホーム松島長松苑、介護支援事務所、明治潜穴、元禄潜穴(ずり出し穴)

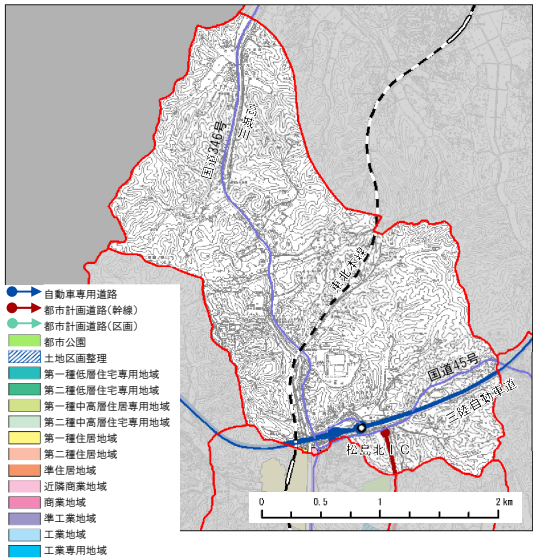
<土地利用現況図>



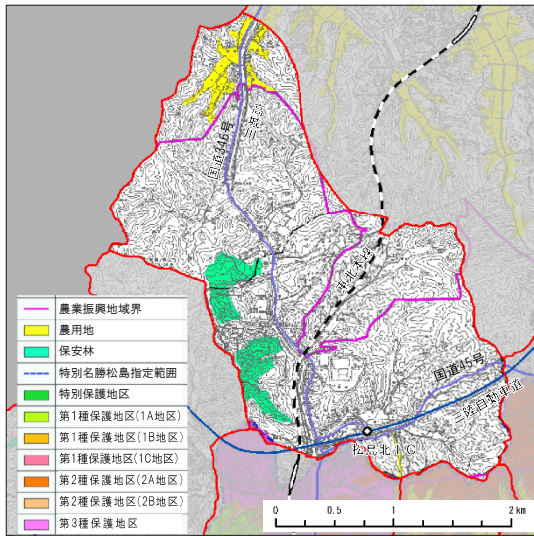
<交通網図>



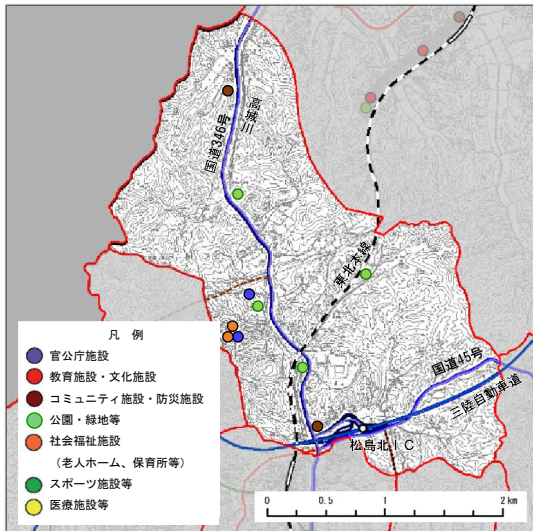
<都市計画図>



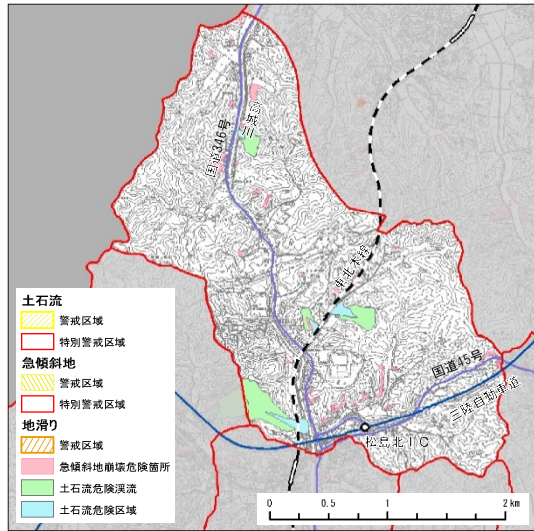
<法適用区域図>



<公共公益施設分布図>



<防災地図>



(2) 地域の課題

地域の概況を踏まえて、根廻・上幡谷地域が抱える地域課題について以下のとおり整理する。

区 分	地域が抱える課題
土地利用	○三陸縦貫自動車道の松島北IC及び松島大郷ICによる広域的ポテンシャルを活用した土地利用の誘導 ○里山としての緑地の保全 ○町民の森や明治潜穴等の活用と合わせた観光レクリエーション機能の強化 ○公共公益施設の利活用による地域賑わいづくり ○山間の農地及び集落地の保全 ○国道沿道の活性化
交 通	道路交通 ○都市計画道路根廻磯崎線の整備 ○国道の幹線道路としての機能維持 ○国道と隣接する初原地域の大規模産業開発に合わせた道路整備 ○生活道路の整備 ○歩行者の交通安全に資する歩道等の整備 公共交通 ○町営バスの運行本数・ルート等の見直しによる住民サービスの向上
都市施設	○合併処理浄化槽設置の促進 ○日常生活の利便性の向上 ○住民が日常的に利用できる児童公園等の充実
都市防災	○東日本大震災や近年の豪雨災害等を教訓とした災害に強い地域づくりの推進
そ の 他	○高齢化社会に対応した安全安心な地域づくりの推進

(3) 地域づくりの目標

当地域は、三陸縦貫自動車道の松島北IC及び松島大郷ICに近接する広域的ポテンシャルや市街地隣接地である立地特性等を生かし、豊かな自然環境の保全や既存施設の有効活用に努めるとともに、地域の居住拠点の形成を目指す。

＜地域づくりの将来像＞

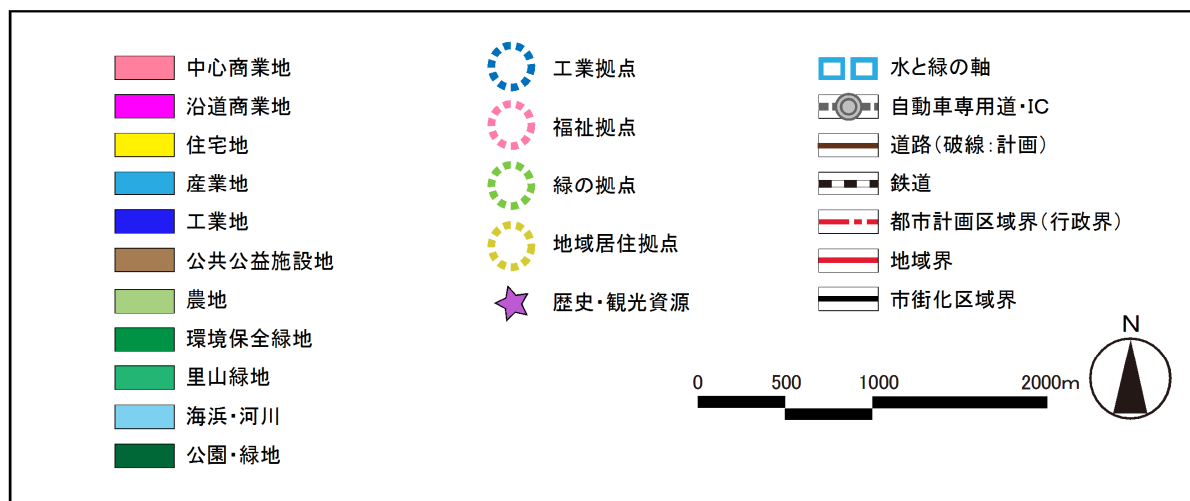
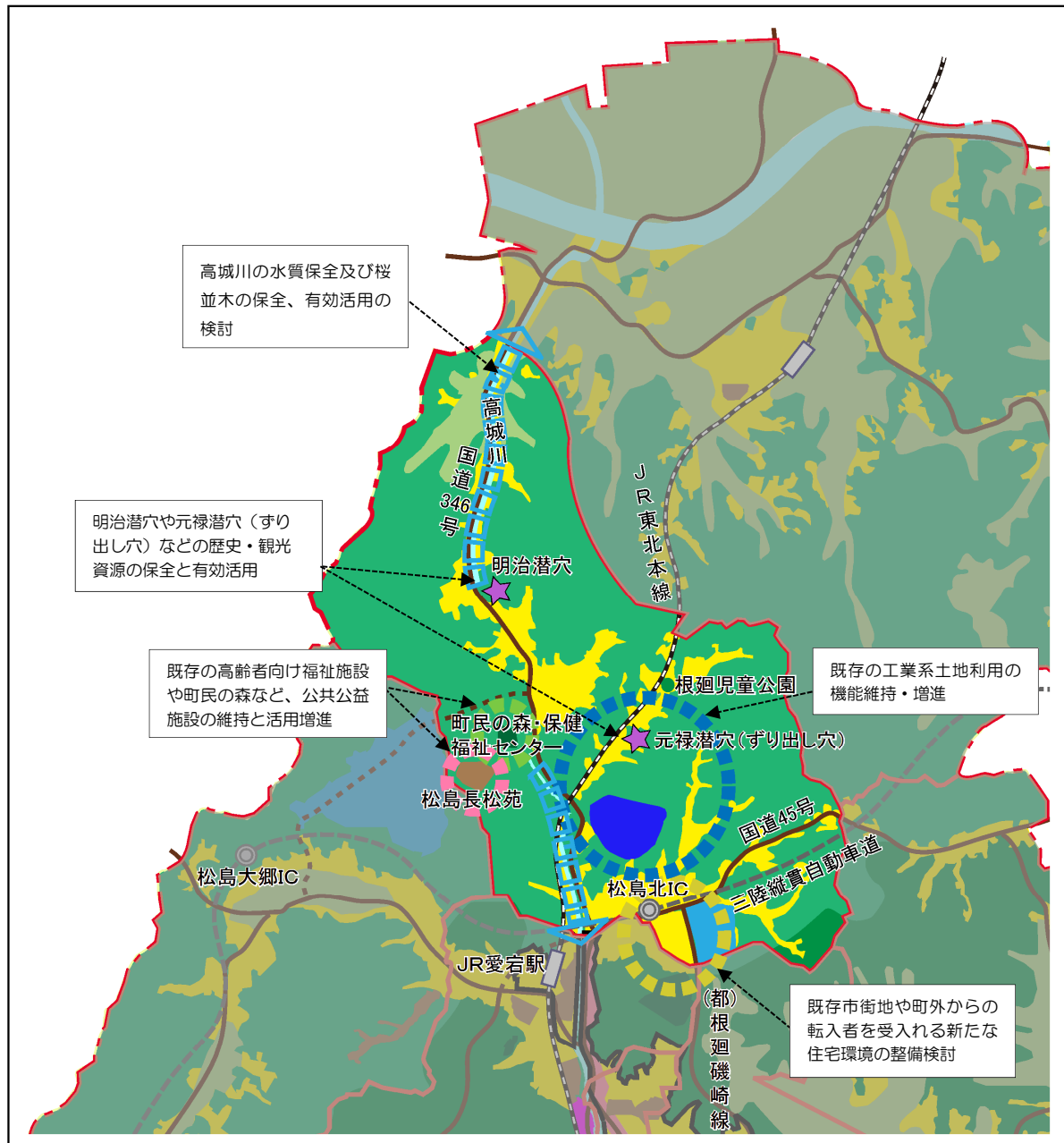
「豊かな里山の自然と交流拠点が共生する地域づくり」



【基本目標】

- ❑ 豊かな里山や高城川の水質等の自然環境を保全する地域づくり
- ❑ 公園緑地や福祉施設等の交流拠点を有効活用する地域づくり
- ❑ 交通の利便性を生かした新たな交流・居住拠点を形成する地域づくり

【地域づくりの方針図（根廻・上幡谷地域）】



(4) 地域づくりの方針

1) 土地利用に関する方針

区分	基本方針
住宅地	❖ 里山や農地の保全を図るとともに、山地部の集落や農業集落地の居住環境の保全に努める。 地域居住拠点 ❖ JR愛宕駅周辺に町内外からの転入者を受け入れる低層住宅を主体とした新たな住宅地の形成を図る。
農地	❖ 豊かな田園地域としての農業生産環境の保全を図る。
里山緑地	❖ 山地部の緑地は、適地での整備・開発を除いて、原則、保全を図り、良好な自然環境に資する環境の維持・向上に努める。
環境保全緑地	❖ 松島湾の緑の遠景を形成する山地部の緑地について、保護・保全を図る。
産業地等	工業拠点、福祉拠点、緑の拠点 ❖ 既存の工業系土地利用の機能維持・増進に向けた検討を行う。 ❖ 既存の高齢者向け福祉施設や町民の森など、公共公益施設の維持と活用増進に努める。

2) 都市施設等に関する方針

区分	基本方針
交通施設	道路 ❖ 国道45号は、松島町の中心部と東松島市を連絡する広域幹線道路としての機能維持を図るとともに、都市計画道路根廻磯崎線との接続部における交差点改良を促進する。 ❖ 国道346号は、松島町と大崎市、涌谷町及び登米市等に至る広域幹線道路としての機能維持に努める。 地域幹線道路 ❖ (仮称) 初原幡谷開発地区内幹線は、初原地域の大規模産業開発に合わせて整備を検討する。 生活道路 ❖ 道路の草刈りや清掃活動の実施など、地域住民との協働による維持管理に努める。
	公共交通 ❖ 町営バスは、町民の森や保健福祉センター等の利用を促進するとともに、運行本数やルート等の見直しを検討するなど利便性の向上に努める。
公園緑地	❖ 町民の森は、レジャー機能を有することから住民等との協働による維持管理に努める。 ❖ 住民が日常的に利用できる児童公園（根廻児童公園）等の適正な維持管理を推進する。 ❖ 国道346号沿道の高城川上流の桜並木の適切な維持管理を住民との協働により努める。
	歴史・観光資源 ❖ 品井沼干拓と高城川の歴史に関わりの深い明治潜穴・元禄潜穴(ずり出し穴)などの歴史・観光資源の保全と有効活用を図る。
河川	❖ 高城川の支流は、水質の保全と緑のせせらぎとして環境保全を図る。
下水道	❖ 合併処理浄化槽設置の促進を図る。

3) 都市景観に関する方針

基本方針
❖ 緑豊かな森林景観と里地・里山集落の保全・継承を図る。

4) 都市防災に関する方針

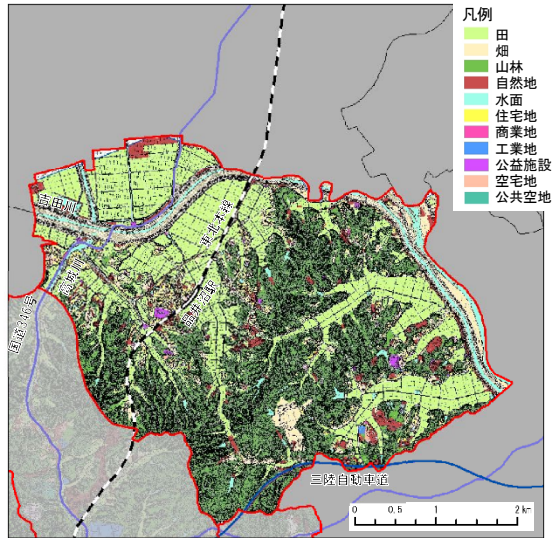
基本方針
❖ 住宅等の建築物の耐震化を促進し、地震等に強いまちづくりを推進する。
❖ 山地に隣接する集落の保全を図るために、地震や豪雨による土石流、地すべり、斜面崩壊等の災害を防止するための急傾斜地崩壊対策や砂防事業を促進する。

6-9 幡谷・竹谷・北小泉地域

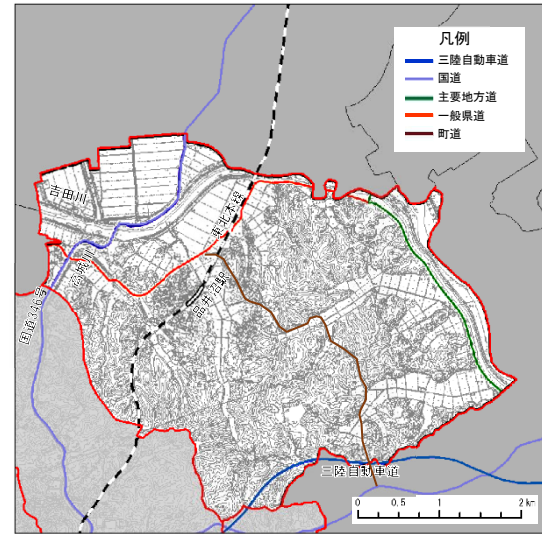
(1) 地域の概況

地域の概況	
◆地域の北部を吉田川が西から東に流下し、その沿岸には、平坦地が形成されている。 ◆南部は、吉田川に向かう丘陵地で形成されている。 ◆JR東北本線が南北に走り、平坦部と丘陵部の境に品井沼駅が立地している。 ◆地域西部に国道 346 号が、東部の吉田川沿いに主要地方道鹿島台鳴瀬線が、国道と主要地方道を連絡する形で県道竹谷幡谷線が配置されている。	
人口・世帯数（住民基本台帳より）	
平成25年 ◆総人口 2,071人 ◆世帯数 618世帯 ◆世帯構成人員3.25人/世帯	
平成26年 ◆総人口 2,042人 ◆世帯数 633世帯 ◆世帯構成人員3.23人/世帯	
平成27年 ◆総人口 2,030人 ◆世帯数 635世帯 ◆世帯構成人員3.20人/世帯	
平成28年 ◆総人口 2,006人 ◆世帯数 637世帯 ◆世帯構成人員3.15人/世帯	
平成29年 ◆総人口 1,971人 ◆世帯数 640世帯 ◆世帯構成人員3.08人/世帯	
土地利用	
◆平坦地は水田を中心とした農地で集落地が分散的に分布している。 ◆丘陵地は緑地で形成されている。 ◆JR品井沼駅前には住宅地が形成されており、商店や公共公益施設が立地し、地域の生活中心拠点を形成している。	
交通	
主要道路 ◆国道346号 ◆主要地方道鹿島台鳴瀬線 ◆県道竹谷幡谷線 ◆県道大和幡谷線 公共交通〔鉄道〕 ◆JR東北本線品井沼駅(乗車人員338人/日) ※平成28年「東日本旅客鉄道仙台支社」調べ 〔バス〕 ◆町営北松島線(6便/日) ◆町営北松島線中廻り(4便/日)	
法規制	
◆農業振興地域に関する法律による農業振興地域及び農用地区域 ◆森林法に基づく国有林及び地域森林計画対象民有林 ◆その他(保安林、土砂災害警戒区域等)	
都市計画	
◆都市計画区域(全城市街化調整区域) 都市計画道路 なし 土地区画整理事業 なし 都市計画公園 なし	
主な公共公益施設等	
官公庁施設	—
コミュニティ施設	◆松島東部地域交流センター、北小泉下竹谷地区コミュニティセンター、上竹谷生活センター、品井沼農村環境改善センター
教育施設	◆第五小学校、第五幼稚園
公園緑地等	—
その他施設	◆品井沼干拓資料館、元禄潜穴(穴頭)

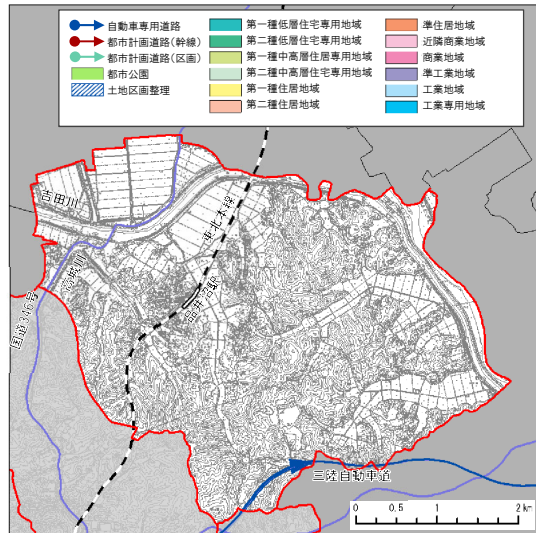
<土地利用現況図>



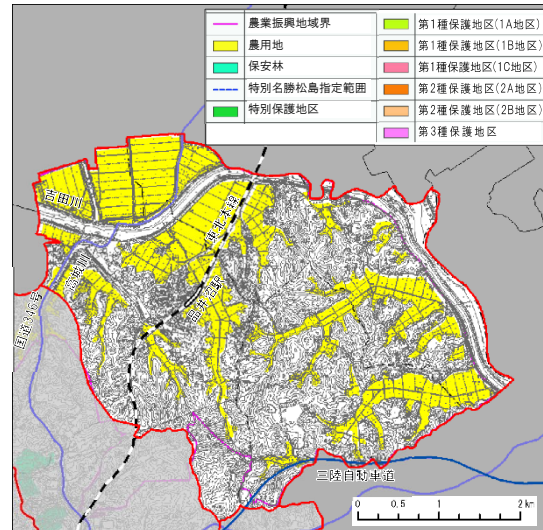
<交通網図>



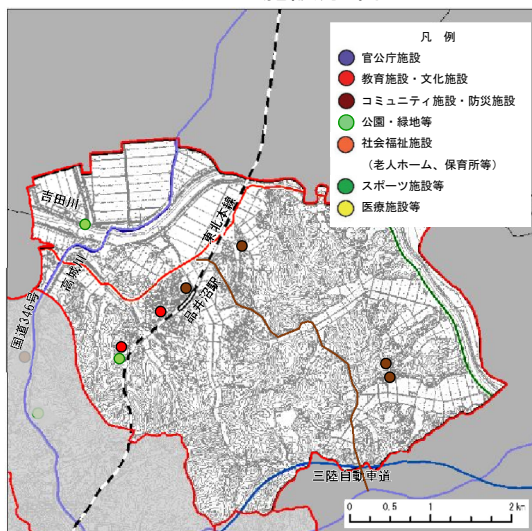
<都市計画図>



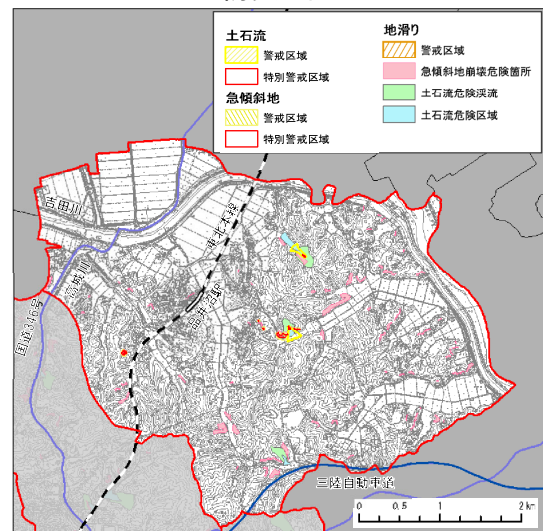
<法適用区域図>



<公共公益施設分布図>



<防災地図>



(2) 地域の課題

地域の概況を踏まえて、幡谷・竹谷・北小泉地域が抱える地域課題について以下のとおり整理する。

区 分	地域が抱える課題
土地利用	○JR品井沼駅周辺における既存集落の維持、活性化 ○地域住民の日常生活の利便性を高める拠点づくり ○吉田川沿川の農業地帯の保全 ○地域の里山としての緑地保全と山間の農地及び集落地の保全
交 通	道路交通 ○国道及び主要地方道の幹線道路としての機能維持 ○生活道路の整備 ○歩行者の交通安全に資する歩道等の整備 公共交通 ○町営バスの運行本数・ルート等の見直しによる住民サービスの向上
都市施設	○合併処理浄化槽設置の促進 ○日常生活の利便性の向上 ○公園や遊び場の充実
都市防災	○吉田川の水害時の対応 ○東日本大震災や近年の豪雨災害等を教訓とした災害に強い地域づくりの推進
そ の 他	○高齢化社会に対応した安全安心な地域づくりの推進

(3) 地域づくりの目標

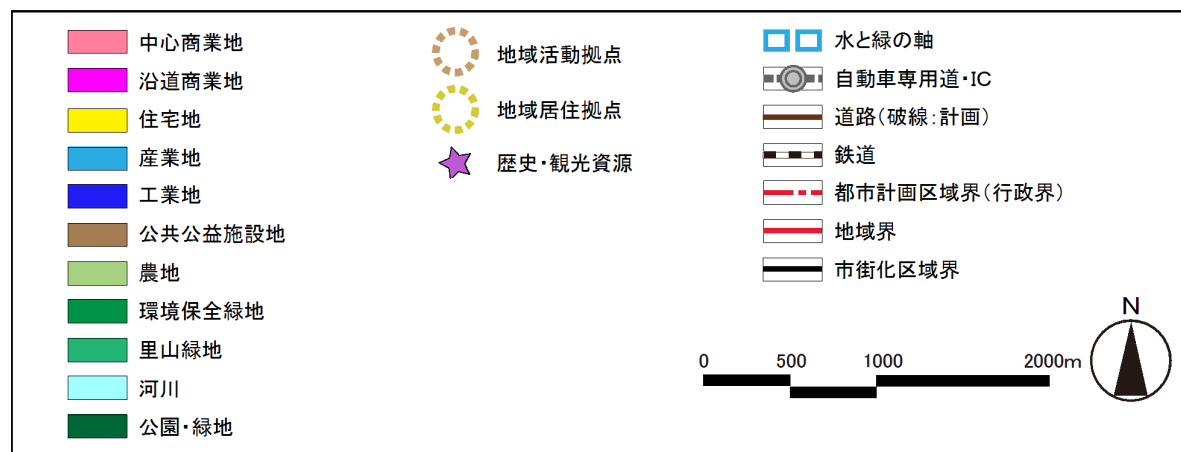
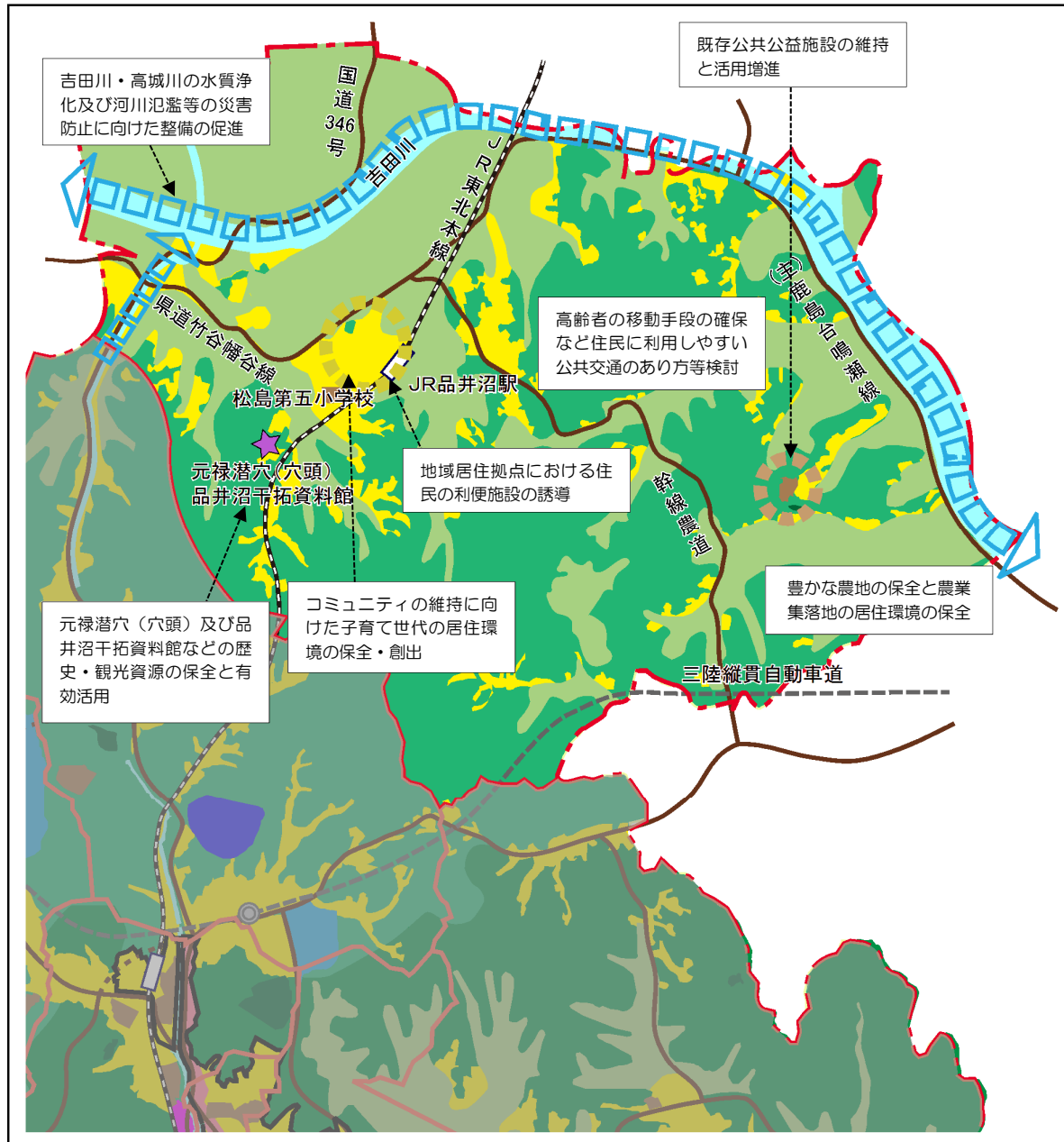
当地域は、吉田川沿川の水田地帯と丘陵地の緑地で形成されている里地・里山地域で、吉田川の河川氾濫等の未然防止に努め、この豊かな自然の中で暮らしを営む子どもからお年寄りまでの誰もが笑顔で住み続けることができる豊かな生活環境づくりの形成を目指す。

＜地域づくりの将来像＞
「里地・里山の恵みのもと誰もが安心して暮らせる田園居住の地域づくり」



- 【基本目標】
- ❑ 水田と集落の住環境を保全する地域づくり
 - ❑ 子育て世代から高齢者まで誰もが安心して暮らせる地域づくり
 - ❑ 吉田川の災害防止による安全・安心な地域づくり

【地域づくりの方針図（幡谷・竹谷・北小泉地域）】



(4) 地域づくりの方針

1) 土地利用に関する方針

区分	基本方針
住宅地	❖ 農地の保全と農業集落地の居住環境の保全に努める。 ❖ コミュニティの維持に向けた子育て世代の居住環境の保全・創出に努める。 地域居住拠点 ❖ JR品井沼駅前における良好な居住環境の保全・整備に努めるとともに、本地域の人々の生活の中心となる拠点として、利便施設等の誘導を図る。 地域活動拠点 ❖ 北小泉地区の中心集落地等を地域活動拠点とし、公共公益施設等の適切な維持管理に努める。
農地	❖ 豊かな田園地域としての農業生産環境の保全を図る。
里山緑地	❖ 山地部の緑地は、原則、保全を図り、良好な自然環境に資する環境の維持・向上に努める。

2) 都市施設等に関する方針

区分	基本方針
交通施設	広域幹線道路 ❖ 国道346号は、松島町と大崎市、涌谷町及び登米市等に至る広域幹線道路としての機能維持に努める。 ❖ 主要地方道鹿島台鳴瀬線は、大崎市鹿島台地区と東松島市鳴瀬地区を連絡する広域幹線道路としての機能維持に努める。 地域幹線道路 ❖ 県道竹谷幡谷線は、国道346号と主要地方道鹿島台鳴瀬線を連絡する地域幹線道路としての機能維持に努める。 ❖ 県道大和幡谷線は、国道346号から県道竹谷幡谷線に接続し、大郷町方面に至る地域幹線道路としての機能維持に努める。 ❖ 幹線農道は、国道45号と県道竹谷幡谷線を接続し、本地域の竹谷地区と北小泉地区を連絡する地域幹線道路としての機能維持に努める。 生活道路 ❖ 地域内の生活道路については、狭い道路の解消や歩行者の安全通行の確保を図る道路空間の整備を図る。 ❖ 道路の草刈りや清掃活動の実施など、地域住民との協働による維持管理に努める。
	鉄道 ❖ JR品井沼駅のバリアフリー化と町営バスとの接続機能の向上に向けた検討を進める。 バス ❖ 町営バスは、地域住民の利用状況に応じた運行本数やルート等の見直しを検討するなど利便性の向上に努める。 ❖ 高齢化の進行や定住促進に対応するため、地域住民に利用しやすい公共交通のあり方等について検討する。
公園緑地	公園・緑地 ❖ 地域生活拠点や地域活動拠点等における公園等の整備検討を行う。 ❖ 地域住民との協働による公園整備・美化に努める。
	歴史・観光資源 ❖ 品井沼干拓と高城川の歴史に関わりの深い元禄潜穴（穴頭）、品井沼干拓資料館などの歴史・観光資源の保全と有効活用を図る。
河川	❖ 吉田川については、住民等との協働により水質保全に努める。
下水道	❖ 合併処理浄化槽設置の促進を図る。

3) 都市景観に関する方針

基本方針
❖ 緑豊かな森林景観と里地・里山集落の保全・継承を図る。

4) 都市防災に関する方針

基本方針
❖ 吉田川は河川氾濫等の災害防止を図るため、適正な保全・整備を促進する。
❖ 住宅等の建築物の耐震化を促進し、地震等に強いまちづくりを推進する。
❖ 山地に隣接する集落の保全を図るために、地震や豪雨による土石流、地すべり、斜面崩壊等の災害を防止するための急傾斜地崩壊対策や砂防事業を促進する。
❖ 安全安心な教育環境の整備に向けて、第五小学校など老朽化した教育施設の改修に努める。

第7章 計画の実現に向けて

第7章 計画の実現に向けて

計画の実現に向けた基本的な考え方、実現化に向けた取り組み、都市づくりの推進体制の充実策、計画の進行管理と見直しの方針を以下に示す。

7-1 基本的な考え方

(1) 計画的かつ具体的な都市づくりの推進

本計画は、松島町における都市の将来像を実現させるための都市づくりに関する基本的な方針を定めるものである。今後は、上位計画である松島町長期総合計画、松島町国土利用計画や、宮城県が定めている仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即しながら、関連計画との連携、調整を図りつつ具体的な都市づくりを進めていくことが必要である。

また、松島町において震災からの復興に向けた取り組みが継続的に進められているが、早期の復興に資する都市づくりを進めるとともに、秩序ある土地利用に向けた規制や誘導を図るとともに、松島町の骨格を形成する都市施設の整備を計画的かつ効果的に進めることとする。

(2) 協働による都市づくりの推進

都市づくりを進めていくにあたり、行政だけではなく地域に暮らす住民や事業者等が互いに力を合わせ作り上げていく必要がある。都市全体や地域が抱える問題を、住民と行政が共になって解決していくことが求められている。

そのため、住民をはじめとする様々な主体との連携・協力を深めていくとともに、住民の自発的な活動を促進し、住民と行政等がお互いの役割をしっかりと認識した上で、協働して都市づくりを推進していく体制の充実を図る。

(3) 計画の管理と見直し

本計画は、20年後の将来像を展望し長期的な視点から都市づくりに関する基本的な方針を定めたもので、おおむね20年以内に優先的に取り組むべき施策の方針を定めている。そのため、この内容は松島町を取り巻く社会経済状況の変化や住民ニーズの変化に柔軟かつ的確に対応すべきものである。

本計画に基づく施策、事業の進捗状況を管理し、その実施や改善を図ることができる仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえながら施策の方針を見直していくなど、柔軟で機動的な対応を図るものとする。

また、本計画で位置づけている各種事業についても、地域ニーズの変化等に対応できるように、地域の実情に即して取り組むものとする。

7-2 実現化に向けた取り組み

(1) 復興に向けた都市づくりの推進

平成23年12月に策定された「松島町震災復興計画」は、計画期間を平成27年度までの5年間としているが、政策の内容に応じて平成28年度以降については、長期総合計画にて位置づけた復興政策に基づき継続的に取り組むこととしている。そのため、長期総合計画に即して様々な復旧・復興に向けた取り組みを推進することとし、都市施設の整備や都市計画に関する各種制度を活用しながら、一日も早い復興に向け着実な取り組みを行う。

(2) 計画的な土地利用の規制・誘導

本計画における土地利用の方針を実現するために、古くから継承されている松島湾を中心とした自然景観と調和した市街地形成という思想を生かして都市的な土地利用の形成を図る。

また、地域ごとの土地利用の方向性を明らかにした上で、既存の地域資源を生かした市街地環境の整備・改善や広域交通機能を生かした新たな市街地の形成など適切な土地利用規制により誘導を図る。

(3) 社会情勢等に対応した的確な都市施設整備の推進

松島町の都市計画道路については、都市計画決定当初以降において社会情勢や都市構造の変化に伴い、都市計画道路網の見直し及び整備優先順位の検討により計画的な整備を図る。

また、本計画における方針や施策の実施は、限られた財源の中でより効果が得られるように、計画の実現性や事業の優先性、緊急性、整備効果などにより総合的に判断して進める。これらを踏まえて、都市施設（都市計画道路、公園・緑地、下水道など）の整備は、国や県の各種事業と連携しつつ社会経済情勢などに適合した整備の推進と見直しに努め、実現性のある効果的な都市づくりを目指す。

7-3 都市づくりの推進体制の充実

(1) 国、県、周辺自治体との連携、協力の強化

国、県等が進める上位計画や関連計画との連携を図りつつ、相互に協力し合いながら都市づくりを進めていく。特に宮城県が目指す仙台都市圏の将来像において、松島町は国際観光拠点として位置づけられており、松島海岸周辺に点在する観光資源と連携し、歴史と文化を感じるまち並みの形成が掲げられていることから、近隣の市町村と連携した広域的な視点での都市づくりが必要である。

また、各種都市計画事業や土地利用に関する事業、人口減少下における医療・福祉等の広域連携等を展開するにあたっては、必要に応じて関係市町村との協議・調整を図りつつ本計画を推進する。

(2) 庁内関係部門との連携

本計画に示された内容は都市計画分野のみならず、産業、防災、教育、医療、福祉、観光振興などは広範囲な行政分野にわたるものであり、庁内においては関係部門との連携体制を促進し、効率的な事業推進に努める。

(3) 住民との協働

本計画を推進していくためには、各種住民活動や地域のコミュニティ活動との連携を図りながら、住民との協働による都市づくりを推進していく必要がある。特に、地域別構想の実現にあたっては、地域との連携を図りながら、住民との協働のもと円滑な事業実施に努める。

7-4 本計画の進行管理と見直し

(1) PDCAによる進行管理

本計画は、都市計画法第18条の2の規定に基づき、「松島町長期総合計画」及び「松島町国土利用計画」並びに、広域的な視点で宮城県が定める都市計画の方針である「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し松島町の都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、本計画に基づく直接的な事務事業は、長期総合計画の基本計画である「第1章 心地よく元気な暮らしを支えるまちづくり」に掲げる主要施策に基づくものである。

このことから、本計画の進行管理は、社会情勢や行財政制度の変化、町の財政状況等を勘案し毎年策定する「実施計画」において計画(Plan)し、事業を実施(Do)の上、次年度の「実施計画」策定時において点検・評価(Check)、必要に応じた改善(Action)を図ることで行う。

(2) 計画の見直し

本計画は、おおむね20年後の将来像を展望して、土地利用の方針や地域別のあるべき市街地像、道路・公園等の都市施設の配置・整備の方針などを定めるものである。

しかし、松島町長期総合計画をはじめ上位計画に大きな変更が生じた場合や、今後の社会情勢の変化等に伴う新たな課題への対応が必要となった場合には、必要に応じて本計画の見直しを行うものとする。

資料編

1. アンケート調査

1-1 調査の概要

平成30年度以降の新たな松島町都市計画マスタープランの策定に向けて、住民の方の意向を把握し、新たな都市計画マスタープランの各種方針にその意向を反映させるため、平成28年9月に「松島町のまちづくり」に関するアンケートを実施した。以下にアンケート調査結果の概要を示す。
(3-3 住民意向で示した「町の取り組みに関する評価、定住意向、若年層の移住・定住対策」を除く)

表1: 調査概要(調査票回収状況)

調査期間	平成28年9月9日～9月30日
調査対象	町内の18歳以上の方から男女均等、年代均等、地区別人口比率に応じて抽出した4,500人
発送・回収票数	発送4,500票、回収1,315票
回収率	29.2%

1-2 調査結果の概要

(1) 地区計画制度への評価

まちづくりへのルール(地区計画制度)を取り入れて良好な住環境を整備する必要性は、「必要」、「どちらかといえば必要」とした人が約6割となり、必要性を感じている人が多くなっている。

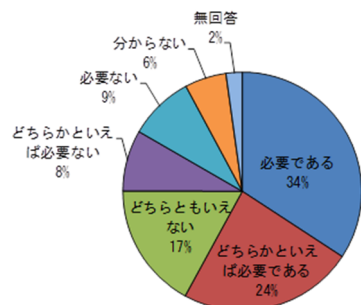


図1 地区計画制度への評価

(2) 住み替えの意向

条件などがそろった際に住み替えを希望するかという設問に対しては、「住み替えの考えは全くない」が45%で最も多くなっている。

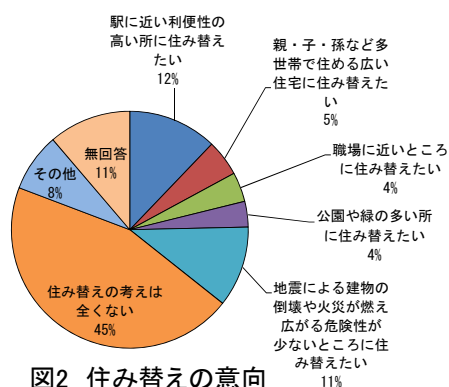


図2 住み替えの意向

(3) 松島町の今後のまちづくりについて

① 道路・交通に関して優先すべき取り組み

「市街地や集落内の狭い生活道路の改善」が最も多く、次いで「安心してまちを歩ける歩道の整備」、「国道や県道など幹線道路の整備」が多くなっている。

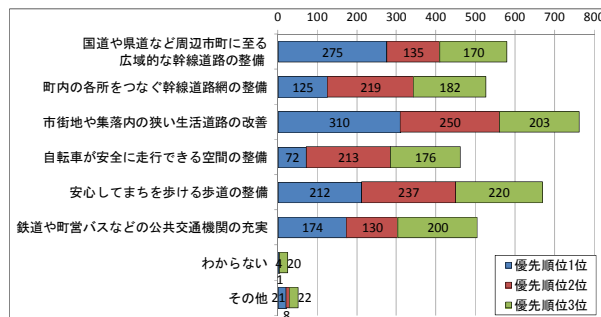


図3 道路・交通に関して優先すべき取り組み

② 防災に関して優先すべき取り組み

「土砂災害や河川の洪水などを防止するための事業」が最も多く、次いで「災害時の避難や救助に役立つ避難路の整備」、「防災に関する定期的な情報発信」が多くなっている。

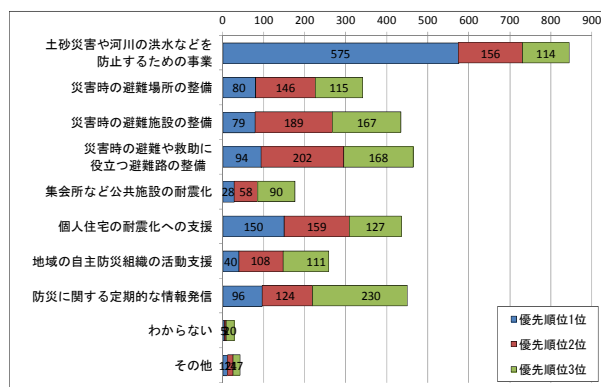


図4 道路・交通に関して優先すべき取り組み

③ 公園や緑地に関して優先すべき取り組み

「日常の憩いのための身近な公園や広場の整備」が最も多く、次いで「ジョギングや散歩が楽しめる緑道などの整備」、「あまり利用されていない公園の利活用等」が多くなっている。

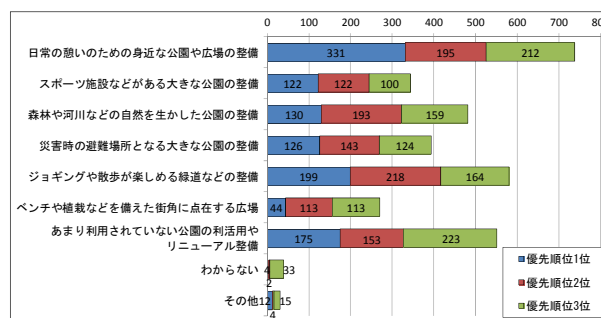


図5 公園や緑地に関して優先すべき取り組み

(4)公共施設のあり方について

公共施設のあり方について重視すべき事項は、「複合化(公共施設(コミュニティセンター・福祉施設等)を併設するなど)」が最も多く、次いで「災害時の避難や救助に役立つ避難路の整備」、「防災に関する定期的な情報発信」が多くなっている。

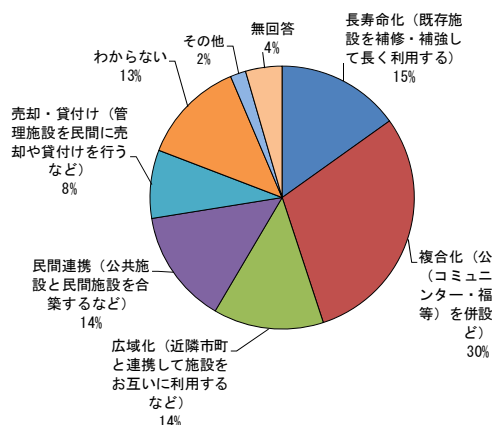


図6 公共施設のあり方について重視すべき事項

(5)町営バスについて

①町営バスの利用状況

町営バスの利用状況は、「利用したことがない」とした人が約9割となっている。

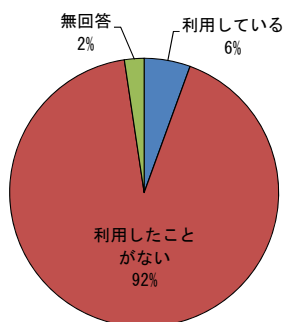


図7 町営バスの利用状況

②町営バスの利用頻度

町営バスの利用頻度は、「年に2～3日」が最も多く、次いで「月に1～2日」、「週に1～2日」が多くなっている。

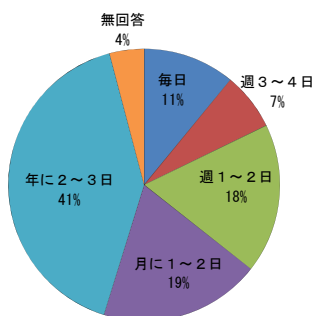


図8 町営バスの利用頻度

③町営バスの利用目的

町営バスの利用目的は、「役場、文化観光交流館などへの移動手段」が最も多く、次いで「買物」、「病院」が多くなっている。

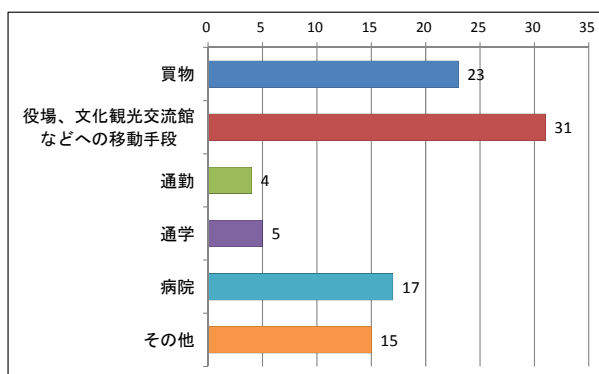


図9 町営バスの利用目的

(6)自由意見

まちづくりに関するご意見・ご提案をキーワードで分類すると、「道路」に関するご意見等が最も多く、次いで「観光」、「土地利用」となっている。

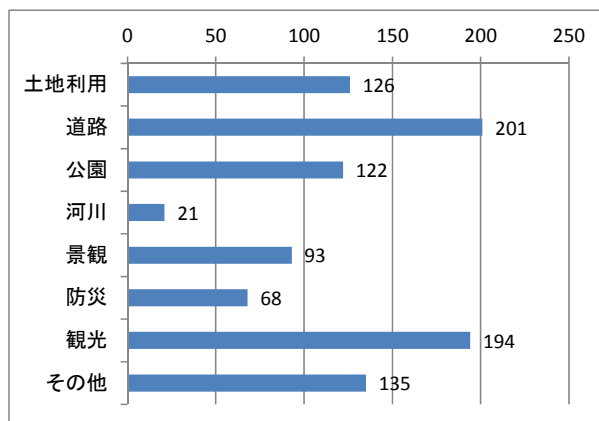


図10 ご意見等の多かった分野(キーワード)

2. 松島町都市計画審議会

■松島町都市計画審議会条例

松島町都市計画審議会条例（昭和四十五年松島町告示第二号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七十七条の二の規定に基づき、松島町都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織等）

第二条 審議会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる人数以内で町長が任命する委員をもって組織する。

- 一 学識経験のある者 六人
- 二 町議会の議員 三人
- 三 県の職員 一人

2 前項につき任命される委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成二五年条例五一号〕

（臨時委員及び専門委員）

第三条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、町長が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第四条 審議会に会長を置き、第二条第一項第一号に掲げる者につき任命された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常務委員会)

第六条 審議会は、その権限に属する事項のうち軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長及び会長の指名した委員をもって組織する。

3 前条の規定は、常務委員会について準用する。

(幹事)

第七条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、町の職員のうちから、町長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(規則への委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成二五年条例五一号〕

附 則

この条例は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則（平成二五年一二月一九日条例第五一号）

この条例は、公布の日から施行する。

■松島町都市計画審議会の委員名簿

委員区分	氏名	所属団体等	備考
学識経験者	阿留多伎 真人	尚絅学院大学 環境構想学科教授	会長
学識経験者	磯 田 悠 子	一般社団法人松島観光協会 会長	前任 ~H29.8.28
学識経験者	志 賀 寧	一般社団法人松島観光協会 会長	後任 H30.8.29~
学識経験者	小 川 真 儀	あおぞら総合法律事務所 弁護士	
学識経験者	寺 田 賢 二 郎	東北大学災害科学国際研究所 教授	職務代理者
学識経験者	林 裕 志	松島町農業委員会会長	
学識経験者	福 田 正 朗	利府松島商工会会長	
町議会議員	赤 間 幸 夫	松島町議会議員	
町議会議員	阿 部 幸 夫	松島町議会議長	前任 ~H29.8.28
町議会議員	高 橋 幸 彦	松島町議会議員	前任 ~H29.8.28
町議会議員	色 川 晴 夫	松島町議会副議長	後任 H30.8.29~
町議会議員	片 山 正 弘	松島町議会議員	後任 H30.8.29~
県職員	後 藤 隆 一	宮城県職員	前任 ~H29.8.28
県職員	平 塚 智	宮城県職員	後任 H30.8.29~

注) 敬称略、委員区分毎に50音順。

3. 松島町まちづくり検討委員会

■松島町まちづくり検討委員会設置要綱

松島町長期総合計画策定検討委員会設置要綱（平成26年松島町告示第44号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 企画調整課が所管するまちづくりに係る各種計画（以下「各種計画」という。）の策定や見直し（以下「策定等」という。）、策定等後における各種計画の促進のために必要な検討等を行うため、松島町まちづくり検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の検討事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 各種計画の策定等の検討に関する事項
- （2） 各種計画の促進のために必要な検討等に関する事項
- （3） その他各種計画の策定等又は促進のために必要と認められる事項

（組織）

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 町民を代表する者
- （2） 関係団体等を代表する者
- （3） その他町長が適当と認める者

（アドバイザー）

第4条 委員会にアドバイザーを置くことができ、学識経験を有する者から町長が委嘱する。

（任期）

第5条 委員及びアドバイザーの任期は2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けたときは、第3条各号に掲げる者から補充することができ、その任期は、前任者の残任期間とする。

3 アドバイザーを置いた場合において、そのアドバイザーが欠けたときは、前条に規定する者から補充することができ、その任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び職務代理者）

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見の聴取又は資料の提出を求めることができる。

(報償)

第8条 委員の報償の額は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 委員長の職にある者 日額
- (2) 委員長の職以外の者 日額

2 アドバイザーの報償の額は、予算で定める範囲内の額とする。

3 報償を辞退する旨の申出があった場合は、支給しない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画調整課において所掌する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

■松島町まちづくり検討委員会の委員名簿

委員区分	氏名	関係行政区・所属団体	備考
町民を代表する者	相 澤 裕 介	本郷・根廻地区	
町民を代表する者	赤 間 里 香	幡谷・上竹谷地区	職務代理者
町民を代表する者	浅 沼 千 咲	高城地区	
町民を代表する者	金森 留美子	手樽地区	
町民を代表する者	佐 藤 真 凡	初原・桜渡戸地区	
町民を代表する者	大 宮 司 寛	松島地区	
関係団体を代表する者	渥 美 薫	宮城中央森林組合	
関係団体を代表する者	朱 二 太	松島海岸中央商店会	委員長
関係団体を代表する者	杉 原 崇	宮城県漁業協同組合 松島支所（磯崎地区）	職務代理者 任期 ～H29.11.27
関係団体を代表する者	清 野 剛	利府松島商工会	
関係団体を代表する者	新 田 一 修	一般社団法人 松島観光協会（松島地区）	
関係団体を代表する者	平 賀 公 男	塩釜公共職業安定所	
関係団体を代表する者	三 品 克 巳	七十七銀行 松島支店	支店長変更に伴う 委嘱替 ～H29.4.6
関係団体を代表する者	秋 山 隆 厚	七十七銀行 松島支店	支店長変更に伴う 委嘱替 H29.4.7～
関係団体を代表する者	八 木 潤	仙台農業協同組合松島支店	
アドバイザー	阿留多伎 真人	尚絅学院大学	

注) 敬称略、委員区分毎に50音順。関係行政区・所属団体は委嘱当時のもの。

4. 策定経過

年	日程	実施事項・会議名等	内容
平成28年	7月11日	第1回 松島町まちづくり検討委員会	・委員会の趣旨、今後のスケジュール等の確認
	9月 9日 ～9月30日	「松島町のまちづくり」に関するアンケート調査	・調査対象：町内の18歳以上の方から男女均等、年代均等、地区別人口比率に応じて抽出した4,500人
	11月17日	第2回 松島町まちづくり検討委員会	・まちづくり等に関する現状・課題の検討 (ワークショップ)
	12月 8日	松島町都市計画審議会	・松島町都市計画マスタープランの策定状況について報告
平成29年	2月 2日	松島町議会全員協議会	・松島町都市計画マスタープランの策定状況報告
	2月10日	第3回 松島町まちづくり検討委員会	・住民アンケート調査結果の報告、将来のまちの全体像の検討① (ワークショップ)
	3月 2日	第4回 松島町まちづくり検討委員会	・将来のまちの全体像の検討② (ワークショップ)
	4月20日	第5回 松島町まちづくり検討委員会	・将来のまちの全体像の検討③ (ワークショップ)
	9月26日	第6回 松島町まちづくり検討委員会	・地域別のまちづくりの方針の検討 (ワークショップ)
	10月26日	第7回 松島町まちづくり検討委員会	・計画書(素案)の確認(地域づくりの将来像、松島町の将来像・目標)
	11月18日	松島町まちづくりフォーラムの開催	・特別講演「逆境を乗り越える方法」、都市計画マスタープランの概要説明、パネルディスカッション「住み続けたいまち『松島』について」
平成30年	2月 2日	第8回 松島町まちづくり検討委員会	・計画書(素案)の確認(松島町の都市づくりの将来像の検討)
	2月19日 ～3月 5日	松島町都市計画マスタープラン(案)に関するパブリックコメント実施	・ホームページ、松島町役場、松島町文化観光交流館、松島町勤労青少年ホーム、品井沼農村環境改善センターにて公表
	8月27日	第9回 松島町まちづくり検討委員会	・松島町都市計画マスタープラン計画書案の確認
	8月29日	第2回 松島町都市計画審議会	・松島町都市計画マスタープラン(案)の諮問、答申
	9月10日	松島町議会定例会	・松島町都市計画マスタープラン(案)について承認

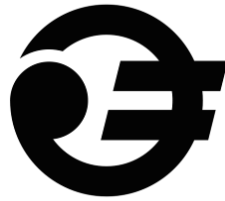
松島町都市計画マスタープラン

発行日 平成30年9月

発 行 宮城県松島町

松島町都市計画マスタープラン

自然と歴史を継承し豊かな暮らしを支えあうまち・松島
～ もっと松島 ずっと松島 ～



宮 城 県 松 島 町

〒981-0215 宮城郡松島町高城字帰命院下一 19 番地の 1

TEL 022-354-5702 FAX 022-354-3140

E-meil info@town.matsushima.miyagi.jp

URL <http://www.town.miyagi-matsushima.lg.jp/>